宇都宮の環境

（平成２４年度　環境状況報告書）

宇　都　宮　市

宇都宮市民憲章

宇都宮市は，恵まれた自然と古い歴史に支えられ，

二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

このふるさとに誇りをもち，みんなの力で豊かな未来を築くため，

市民の誓いを定めます。

1　健康で，心のふれあう明るいまちをつくります。

2　きまりを守り，活気あふれる楽しいまちをつくります。

3　学ぶことを大切にし，文化の薫る美しいまちをつくります。

市の花　さつき
昭和 45 年４月１日制定

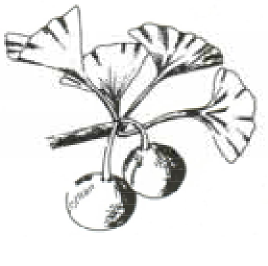

市の木　いちょう
昭和 61 年４月１日制定

表紙は，「鬼怒中学校地域協議会による清掃活動」の様子です。

目　次

第１部　「第２次宇都宮市環境基本計画」の概要

１　計画の基本的事項 …… 2

２　環境問題の動向 …… 2

３　環境面から見た宇都宮市の特性 …… 2

４　計画の目指すところ …… 3

５　目指す社会像とリーディングプラン …… 4

６　分野別施策の展開 …… 6

７　環境配慮指針 …… 8

８　計画の推進に向けて

（１）推進体制の整備 …… １０

（２）計画の進行管理 …… １０

第２部　環境施策の取組状況

平成２４年度の進捗状況（総括） …… １２

「第２次宇都宮市環境基本計画」における分野別施策の展開と指標一覧 …… １４

環境分野１　地球環境

基本施策１－１　環境負荷の少ないエネルギー施策の推進 …… １６

基本施策１－２　環境負荷の少ないまちづくりの推進 …… １９

基本施策１－３　その他地球環境対策の推進 …… ２３

環境分野２　廃棄物

基本施策２－１　ごみの発生抑制の推進 …… ２５

基本施策２－２　適正な資源循環利用の推進 …… ２９

基本施策２－３　ごみの適正処理の推進 …… ３２

環境分野３　自然環境

基本施策３－１　生態系の保全 …… ３４

基本施策３－２　緑環境の保全と創出 …… ３７

基本施策３－３　水環境の保全と創出 …… ４０

基本施策３－４　身近な景観の保全と創造 …… ４３

環境分野４　生活環境

基本施策４－１　大気環境の保全 …… ４７
基本施策４－２　水・土壌・地盤環境の保全 …… ４９
基本施策４－３　音・振動・臭気環境の保全，化学物質対策の推進 …… ５１
基本施策４－４　生活環境の保全 …… ５３

環境分野５　人づくり

基本施策５－１　環境教育・環境学習の推進 …… ５５
基本施策５－２　環境保全活動の促進 …… ５７
基本施策５－３　環境配慮行動の推進 …… ５８

第３部　環境の現状

１　大気環境関係 …… ６４
２　水・土壌環境関係 …… ７９
３　その他生活環境関係 …… １０６
４　廃棄物関係 …… １１７
５　その他 …… １１８

資 料 編

１　環境行政のあゆみ …… 資-１
２　宇都宮市環境基本条例 …… 資-８

第１部
「第２次宇都宮市　環境基本計画」の概要

1　計画の基本的事項

目　　的　本計画は，宇都宮市環境基本条例に基づき，環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示すもので，本市における環境施策を総合的・計画的に推進し，同条例に掲げる基本理念の具体化を図ることを目的としています。

期　　間　本計画の期間は，平成２３年度から平成３２年度の１０年間（前期５年，後期５年）とします。ただし，環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ，必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

対象地域　本計画の対象とする地域は，宇都宮市全域とします。なお，環境問題の広域的な影響を踏まえ，周辺地域の環境や地球環境も考慮します。

推進主体　本計画の推進は，市民，事業者，行政が主体となって担い，それぞれの役割を果たすとともに，協力と連携を進めていきます。

2　環境問題の動向

1　地球規模の環境問題の拡大

世界経済の拡大と人口増加とともに，環境問題も地球規模で深刻化しており，世界が協調して，大きな改革に取り組まなければならない状況となっています。

2　国際社会の環境対応

「持続可能な開発」という考え方が国際社会に浸透し，将来世代に良好な環境を継承すべく地球環境問題への対応が図られてきています。

3　日本の環境政策の方向

日本は,「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」という社会像に向けた統合的な取組を進めることにより,「持続可能な社会」の実現を目指しています。

4　宇都宮市のまちづくりの方向

本市は，宇都宮市第５次総合計画においてまちづくりの方向，方針を定める中で，地球環境問題への対応や地域の良好な環境づくりの面から,「環境調和型社会の構築」と「ネットワーク型コンパクトシティの形成」を目指すこととしています。

5　環境問題への対応

・地球温暖化，地球資源の枯渇，生態系への脅威などの地球環境問題への対応のため,「持続可能な社会」の形成が必要となっています。

・自然エネルギー利用等の技術開発や，環境の価値を盛り込んだビジネスの創造など,「環境と経済の好循環」の実現が必要となっています。

・自然の機能と調和を保つとともに，都市の「コンパクト化（集約化)」を図ることで，環境負荷が低減された，環境調和型の都市や土地利用の形成が必要となっています。

・ヒートアイランド現象や，局地的な豪雨の発生，化学物質による人の健康や環境への影響が懸念されており，具体的な対策が求められています。

・環境問題は，産業，交通，消費活動など社会経済のあらゆる活動から発しており，社会全体として環境を重視する価値観や行動様式への転換が求められています。そのためには，社会の様々な場面において，環境についての知識や理解，環境に配慮する意識と行動の浸透を図っていくことが必要となっています。

3　環境面から見た宇都宮市の特性

宇都宮市の特性から，環境問題への対応において配慮すべき点と，本市の強みとして活用すべき点は下記のように考えられます。

配慮すべき点

○ 低密度の土地利用
　市域の約８割が平坦な地形で市街地が大きく広がり，低密度の土地利用が拡大してきたため，移動の際に発生する二酸化炭素の増加など環境負荷の高い都市構造となっています。

○ 高い自動車依存
　自動車依存度が全国的にも高く，ガソリン消費量も多い状況にあることから，運輸交通部門の二酸化炭素排出量が多い傾向にあります。(自動車保有台数（H20 年度）は１世帯あたり 1.48 台で，全国平均の 1.10 台を大きく上回っています。)

○ 寒暖の差が大きい気候
　寒暖の差の大きい内陸性気候のため，冷暖房などのエネルギー消費量が多い傾向となっています。

○ 発達した製造業
　本市は産業都市であり，製造業の集積が高いことから，生産活動と自然や生活環境との共生が必要です。

本市の強み

○ 豊かな自然
　本市は，優れた自然環境と生態系を有するとともに，気候面で，一年を通して豊富な日照時間を有しています。

○ 強い産業
　農・工・商が高水準でバランスよく発達しており，様々な産業分野で環境関連産業の展開の可能性を有しています。

○ 高い環境意識
　本市独自の「もったいない運動」の展開などにより，環境配慮行動の拡大や，ごみ減量意識などが浸透してきています。

４　計画の目指すところ

本市は，平成１３年１０月に，環境基本条例を施行し，その基本理念に「環境都市」の実現を定め，平成１５年２月の最初の環境基本計画策定時から，２１世紀半ばを展望した計画の基本理念（望ましい環境像）として，「みんなで築き　未来へつなげよう　環境都市　うつのみや」を掲げてきました。

市民，事業者，行政の各主体の参加と連携・協力によって，持続可能な社会を実現し，より良好な状態で将来世代に渡していくことが，この基本理念（望ましい環境像）の総意であることから，本計画においても継承します。

＜計画の基本理念＞

みんなで築き　未来へつなげよう　環境都市　うつのみや

＜基本理念を実現していくための基本的な考え方＞

うつのみやから　はじめよう　「環境の世紀」のまちづくり

〈３つの目指す社会像〉

低炭素のまち　うつのみや

日常生活や経済活動，まちづくりにおいて，温室効果ガス排出を低減させると同時に，生活の豊かを実感できる社会

循環利用のまち　うつのみや

社会経済活動の全段階を通じて，循環資源の利用や廃棄物の発生抑制などにより，新たに採取する資源をできる限り少なくする社会

調和と共生のまち　うつのみや

安全で安心な生活環境が確保されるとともに，生物多様性が適切に保たれ，自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

基本理念を実現するための協働

交流・連携・補完　プロジェクト推進　計画の進捗管理

地球上にあるすべてのものに
尊敬と感謝の気持ちを持つ「もったいない」のこころ

5　目指す社会像とリーディングプラン

３つの目指すべき社会像の姿と，その社会像を具体化するためのリーディングプランを設定しました。

リーディングプランは，向かうべき方向性（ターゲット）を定め，特に効果的，特徴的な事業を複合的なプロジェクトとしてまとめ，本計画を先導するものとして位置付けています。

また，リーディングプランは分野横断的な性格を持ち，その推進により各プロジェクト間，事業間の連携や相乗的効果が期待される本計画の進捗管理を行う上での中心的役割を担う取組となります。

低炭素のまち　うつのみや　の実現

私たちが日常的に行っているエネルギーの消費は，二酸化炭素の排出に直に結び付いており，北関東を代表する中心都市である宇都宮市が温室効果ガスの削減に果たすべき役割は大きいといえます。

そのことを踏まえ，地球温暖化対策に地域から貢献するよう，温室効果ガス排出削減に取り組む地域の姿として，「低炭素のまち　うつのみや」を目指します。

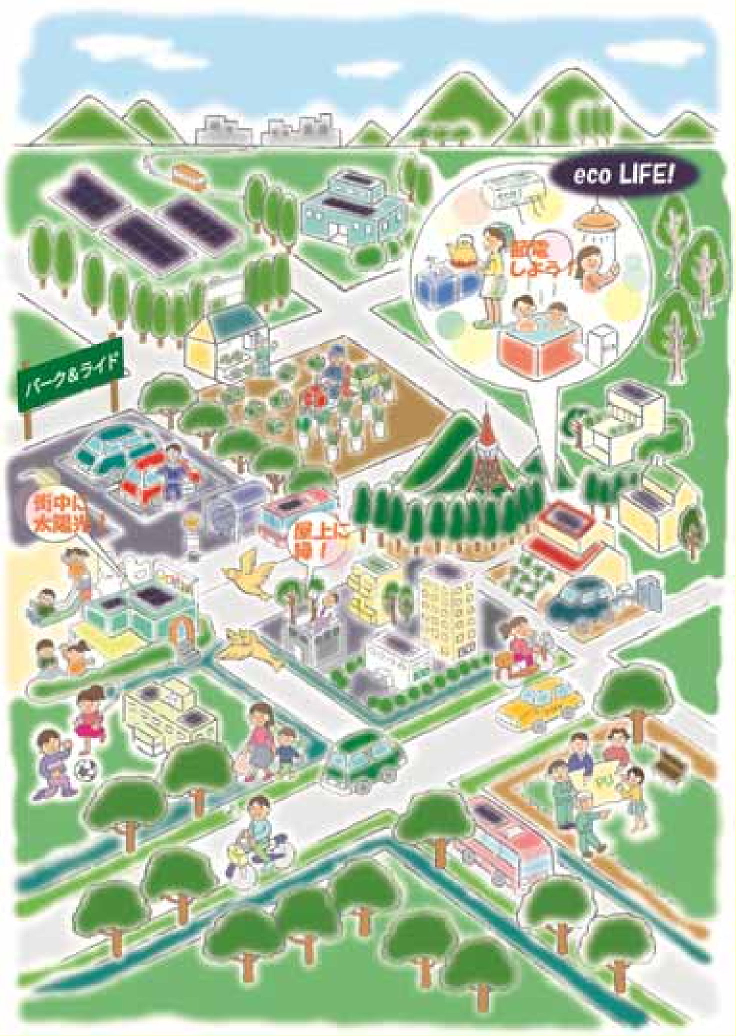

暮らしやまちの姿

1. 都市のあらゆるところに，太陽光発電などの利用が浸透する
2. 再生可能なバイオマスエネルギーの生産と利用が進む
3. 工業団地や住宅団地などで，効率の高いエネルギーシステムが普及する
4. 建物の高断熱，省エネ型の機器の利用，電力の高度な制御などが普及する
5. 公共交通や自転車道が便利になり，自動車に依存しない交通環境が充実する
6. 自動車の動力に，電気や燃料電池の利用が普及する
7. エネルギー関連技術の蓄積が進み，地域の産業を支える
8. 営農活動などで，省エネ化が進んでいる
9. 地域での地産地消が進み，フードマイレージやウッドマイレージが減っている
10. 都市がコンパクトになり，様々な活動の効率が向上する
11. 住まいの周辺の緑が豊かになり，身近なCO_2吸収源が増える

など

進捗を見るための目標指標

目標指標	目標（平成 32 年度）
市域からの二酸化炭素排出量	市域における平成 32 年度（2020 年度）の二酸化炭素排出量を 1990 年度比で 25%削減する

リーディングプランの内容

地産地消エネルギーの創出と賢く使うプロジェクト

- **みやソーラーＣｉｔｙプロジェクトの推進**
  住宅用太陽光発電や，市民の力を活用した太陽光発電普及の仕組みづくりなどにより，ソーラーCity の構築を目指します。
- **再生可能エネルギーの利活用の推進**
  小水力や地中熱の利活用策について検討し，普及促進を図ります。
- **省エネ機器，省エネ型建築物の普及促進**

人と地球にやさしい交通づくりプロジェクト

- **環境にやさしい交通の推進**
  基幹公共交通の整備や地域内交通の導入推進を図ります。
- **環境にやさしい自転車利用・活用の促進**
- **低環境負荷型自動車への転換策の推進**
  ＥＶ（電気自動車）等の普及促進に取り組みます。

環境創造型産業振興プロジェクト

- **低炭素型ビジネスの創出及び支援**
  二酸化炭素の排出削減と産業の活性化を両立させる，低炭素型ビジネスの創出及び支援の推進を図ります。
- **環境保全型農業の促進**
  省エネ技術等の導入促進や、地産地消の推進を図ります。

コンパクトで緑の多いまちづくり・地域づくり プロジェクト

- **環境負荷の少ない市街地整備の推進**
- **緑による吸収減対策の推進**

CO_2削減に取り組む人たちの手と手を結ぶプロジェクト

- **低炭素のまち実現に向けたパートナーシップの構築**
  環境 NPO，企業，学校，関係機関等との連携の強化を図ります。

循環利用のまち　うつのみや　の実現

資源の大量消費と大量廃棄は，廃棄物による環境負荷だけではなく，資源の枯渇や資源開発による自然破壊といった，他の地域や地球規模の環境問題にもつながっており，生活都市及び産業都市である宇都宮市が，資源の効率的利用と循環利用に果たすべき役割は大きいといえます。

そのことを踏まえ，資源の再利用・再生利用に取り組む地域の姿として，「循環利用のまち　うつのみや」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 家庭の生ごみや紙ごみが資源化され，焼却量が減る
2. 家畜排泄物や間伐材，剪定枝葉などのバイオマス資源の，地域内での循環利用が盛んになる
3. バイオマスやリサイクルの技術が蓄積され，地域の産業を支える　など

リーディングプランの内容

有機資源リサイクルプロジェクト
- **生ごみの資源化推進**
- **バイオマスタウンの推進**
- **生ごみ減量化の促進**

もう一度よみがえれ！リサイクルの環プロジェクト
- **廃棄物のリサイクルの推進**
- **レアメタル回収事業の調査，研究，実施**
- **地域内での資源循環利用の推進**

「もったいないの約束」から始めようプロジェクト
- **ひとやものを大切にするもったいない運動の推進**
- **市民・事業者等と連携した３Ｒの推進**

進捗を見るための目標指標

目標指標	基準（平成21年度）	前期目標（平成27年度）	後期指標（平成32年度）
市民１人１日当たりのごみ排出量	883グラム	740グラム	710グラム

調和と共生のまち　うつのみや　の実現

私たちの暮らしは，人と自然とが互いに影響を及ぼし合いながら，地域の生態系や景観及び良好な生活環境を保っており，人の活動や生産活動のあり方によっては，それらの調和を大きく損ねてしまう関係にあります。

そのことを踏まえ，自然に調和した活動や動植物との共生，生活環境の保全に取り組み，豊かな自然とともに発展する地域の姿として，「調和と共生のまち　うつのみや」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 市街地にも豊かな緑があり，鳥や動物の姿が楽しめる
2. 河川の水が豊かで，汚濁がなく，岸辺には様々な動植物が見られる
3. 農業や森林の多面的機能が維持されながら，盛んな生産活動が行われている
4. 人為や変化に弱い希少種・貴重種の生存が保たれている　　など

リーディングプランの内容

水と緑のネットワーク形成プロジェクト
- **都市の緑化・緑地の保全**
- **水と緑のネットワーク拠点の充実**

生物多様性の保全推進プロジェクト
- **生物多様性地域戦略に基づく保全施策等の推進**
  「生物多様性地域戦略」を策定し，自然環境資源の保全・利活用策を推進します。

快適な生活環境の推進プロジェクト
- **事業者と連携した生活環境保全の推進**

森や水やすがすがしい空気を守り，引き継ぐ人づくりプロジェクト
- **市民等による自然環境保全行動の推進**
- **市民等による生活環境保全行動の推進**

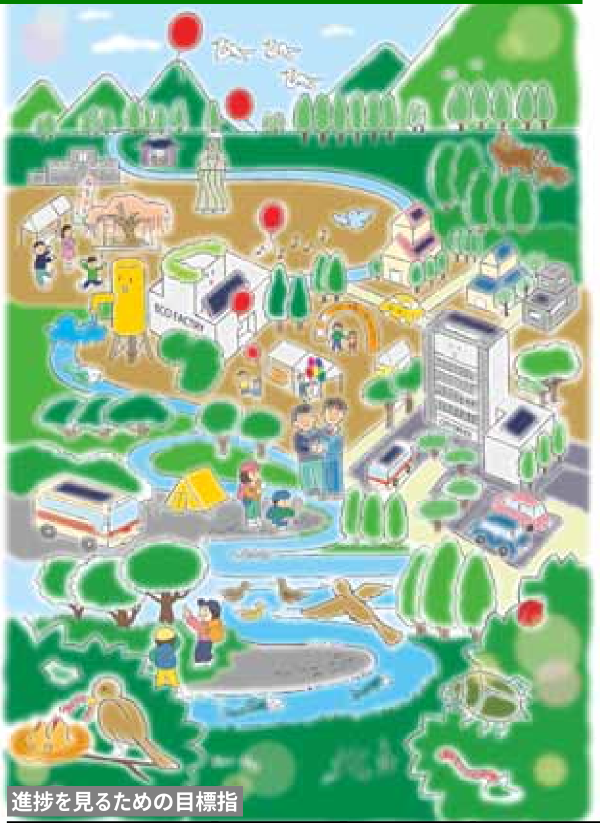

進捗を見るための目標指

目標指標	基準（平成21年度）	前期目標（平成27年度）	後期指標（平成32年度）
生活や環境に，水や緑など，うるおいがあると感じている市民の割合	65%	77%	80%

6　分野別施策の展開

本市の環境施策について環境分野別に体系的に示すことにより，計画的な推進と進捗管理を図っていきます。

1　地球環境

【基本施策】／【施策】

- **1-1　環境負荷の少ないエネルギー施策の推進**
  - 1-1-1　省エネルギー化の推進
    - (1)　各主体の省エネルギー行動の普及促進
    - (2)　省エネルギー機器の普及促進
  - 1-1-2　低炭素型エネルギーへの転換
    - (1)太陽エネルギー利用の促進
    - (2)新たな地産地消エネルギー施策の展開
- **1-2　環境負荷の少ないまちづくりの推進**
  - 1-2-1　環境負荷の少ない交通環境の構築
    - (1)公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進
    - (2)自転車利用・活用の促進
    - (3)低環境負荷型の自動車利用環境の整備
  - 1-2-2　低環境負荷型の建築物の普及促進
    - (1)低環境負荷型の建築物の普及促進
  - 1-2-3　環境負荷の少ない都市整備の推進
    - (1)環境負荷の少ない市街地整備の推進
  - 1-2-4　環境創造型の地域産業の振興
    - (1)低炭素型地域産業の振興
- **1-3　その他地球環境対策の推進**
  - 1-3-1　地球環境保全のための仕組みづくりの推進
    - (1)地球環境保全のための仕組みづくりの推進
  - 1-3-2　オゾン層保護対策等の推進
    - (1)オゾン層保護対策の推進
    - (2)酸性雨対策の推進

2　廃棄物

【基本施策】／【施策】

- **2-1　ごみの発生抑制の推進**
  - 2-1-1　家庭系ごみの発生抑制の推進
    - (1)市民と連携したごみの発生抑制の推進
    - (2)家庭系ごみの分別徹底の推進
    - (3)生ごみ削減の推進
    - (4)レジ袋削減の推進
  - 2-1-2　事業系ごみの発生抑制の推進
    - (1)事業者と連携したごみの発生抑制の推進
    - (2)事業系ごみの分別徹底，搬入指導強化の推進
- **2-2　適正な資源循環利用の推進**
  - 2-2-1　家庭系ごみの資源化の推進
    - (1)生ごみ資源化の推進
    - (2)その他廃棄物の資源化の推進
  - 2-2-2　事業系ごみの資源化の推進
    - (1)事業系ごみの資源化の推進
  - 2-2-3　その他資源化の推進
    - (1)その他資源化の推進
- **2-3　ごみの適正処理の推進**
  - 2-3-1　適正処理の推進
    - (1)適正処理意識の醸成強化
    - (2)事業者等に対する指導強化
  - 2-3-2　不法投棄の未然防止，拡大防止
    - (1)不法投棄多発地点等の監視強化
    - (2)市民・事業者・他行政機関等との連携強化
    - (3)早期発見・早期対応の推進

3　自然環境

【基本施策】／【施策】

- **3-1　生態系の保全**
  - 3-1-1　自然環境の把握
    - (1)　自然環境に係る調査等の推進
  - 3-1-2　生物多様性の保全
    - (1)　生物多様性の保全対策の推進
  - 3-1-3　自然環境資源の利活用
    - (1)自然環境資源の保全・利活用策の推進
- **3-2　緑環境の保全と創出**
  - 3-2-1　農業や森林の多面的機能の維持向上
    - (1)森林機能の保全
    - (2)環境にやさしい農業の促進
    - (3)農地の保全と活用
    - (4)農業資源の循環利用
  - 3-2-2　都市の緑の保全と創出
    - (1)都市の緑化
    - (2)緑地の保全
    - (3)緑と憩いの拠点づくり

3-3 水環境の保全と創出

- 3-3-1 水資源の確保
  - (1)既存水源の保持
  - (2)安定した農業用水の確保
  - (3)漏水抑制事業の推進
  - (4)水を大切にする意識の醸成
  - (5)水の自然循環の促進
- 3-3-2 河川環境の保全と創出
  - (1)治水対策の推進
  - (2)水辺に親しめる空間の創出
  - (3)河川機能の保全

3-4 身近な景観の保全と創造

- 3-4-1 景観形成の総合的推進
  - (1)景観計画を活用した景観づくりの推進
  - (2)景観に関する意識の啓発
  - (3)屋外広告物の規制誘導
- 3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用
  - (1)歴史的・文化的景観の整備と活用

4 生活環境

【基本施策】　【施策】

4-1 大気環境の保全

- 4-1-1 監視体制の整備と充実
  - (1)大気汚染状況の監視
- 4-1-2 発生源対策の充実
  - (1)工場・事業場に対する指導の徹底
- 4-1-3 自動車排出ガス対策の充実
  - (1)自動車排出ガス対策の充実

4-2 水・土壌・地盤環境の保全

- 4-2-1 監視体制の整備と充実
  - (1)水質調査等の充実
  - (2)生活排水監視体制の充実
- 4-2-2 発生源対策の充実
  - (1)工場・事業場に対する指導の徹底
  - (2)土壌汚染対策に係る指導・助言
  - (3)地下水利用抑制の啓発
- 4-2-3 生活排水対策の充実
  - (1)生活排水処理施設整備の推進
  - (2)合流式下水道の機能改善

4-3 音・振動・臭気環境の保全，化学物質対策の推進

- 4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実
  - (1)騒音調査の充実，関係機関に対する要望
  - (2)自動車騒音対策の充実
- 4-3-2 近隣公害等への対応
  - (1)工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）
  - (2)近隣公害の防止に係る啓発
- 4-3-3 化学物質への対応
  - (1)化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減の推進
  - (2)ダイオキシン対策の推進

4-4 生活環境の保全

- 4-4-1 生活環境保全対策の推進
  - (1)事業者と連携した生活環境保全対策の推進
  - (2)情報の公開

5 人づくり

【基本施策】　【施策】

5-1 環境教育・環境学習の推進

- 5-1-1 環境情報の整備と提供
  - (1)環境情報の整備，提供，活用の推進
- 5-1-2 人材育成の推進
  - (1)環境リーダー等の人材の育成
  - (2)人材活用のための仕組みづくり
- 5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援
  - (1)環境学習手法等の開発，整備
  - (2)環境学習のための場の充実
  - (3)多様な学習機会の提供・支援
  - (4)各主体の連携による環境学習の推進

5-2 環境保全活動の促進

- 5-2-1 環境保全活動の促進
  - (1)市民・事業者・団体等の環境保全活動の促進
- 5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進
  - (1)環境パートナーシップの強化

5-3 環境配慮行動の推進

- 5-3-1 環境配慮行動の推進
  - (1)環境配慮指針の運用
  - (2)環境管理活動の推進
  - (3)環境配慮に係る取組の推進
  - (4)「もったいない運動」の推進

7　環境配慮指針

環境基本計画に掲げる目標を達成するためには、環境施策の推進に加えて，市民や事業者の皆さんの自主的・積極的な環境配慮の取組が必要であることから，計画では日常生活や事業活動等において環境配慮を行うためのガイドライン（環境配慮指針）を示しています。

日常生活における環境配慮指針

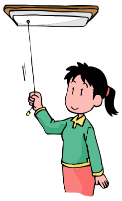

① 買い物をするときに	必要な物を必要な分だけ買うように努める。
	エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。
	ごみの排出が少ない買い物に努める。
	マイバックを活用し，レジ袋の削減に努める。
	地元産などの輸送コストの低い商品の購入に努める。
② 電気，水，ガスなどを使うときに	電気・ガス・灯油などの節約に努める。
	ＬＥＤ照明等，省エネ機器の導入に努める。
	水道水の節水や有効利用に努める。
	生活雑排水の抑制に努める。
③ ごみを処理するときに	ごみの減量に努める。
	リサイクルに努める。
	ごみの適正な処理に努める。
	生ごみ処理機の導入など，生ごみの資源化に努める。
④ 外出するときに	ＥＶ（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用に努める。
	環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。
	公共交通や，自転車の積極的な利用に努める。
	マナーを守り，街の美化に努める。
⑤ 家の建築や管理をするときに	周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。
	太陽光発電システム等の設置による自然エネルギーの利用など，効率的なエネルギー利用に努める。
	過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。
	雨水などの浸透に配慮した庭の管理に努める。
	汚水や排水の適正な処理に努める。
	家の庭や周辺などの緑化に努める。
⑥ 近隣公害をなくすために	車などからの騒音の防止に努める。
	家庭からの騒音・振動の防止に努める。
	家庭からの悪臭の防止に努める。
⑦ 化学物質を取り扱うときに	化学物質の適正保管に努める。
⑧ 自然を守り，歴史・文化を育むために	生物多様性に関する理解に努める。
	生物多様性を守るためのマナーの徹底に努める。
	里山や河川などの身近な自然とのふれあい，生物多様性の保全に努める。
	地域の歴史・文化の保全と継承に努める。
⑨ 環境への意識を高め，取組を実践するために	環境に関する情報の収集や理解に努める。
	環境学習の場への参加に努める。
	日常的にできる環境保全活動の実践に努める。
	地域などで行う環境保全活動への参加・協力に努める。
	日常生活における環境管理活動の実践に努める。
	「もったいない運動」を実践し，「もったいないの輪」を広げる。

オフィスにおける環境配慮指針

① 事務用品などを購入するときに	エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。
	ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。
② 電気，水，ガスなどを使うときに	電気・ガスなどの節約に努める。
	水道水の節水や水の有効利用に努める。
	ＬＥＤ照明等，省エネ機器の導入に努める。
③ ごみを処理するときに	ごみの減量に努める。
	リサイクルに努める。
	ごみの適正な処理に努める。
④ 外出するときに	ＥＶ（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用に努める。
	環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。
	必要以上の車の利用を控えるように努める。
⑤ 事務所などの建築や管理をするときに	周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。
	太陽光発電システム等の導入による自然エネルギーの利用や，効率的なエネルギー利用に努める。
	過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。
	雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。
	汚水や排水の適正な処理に努める。
	敷地内や周辺などの緑化に努める。
⑥ 近隣公害をなくすために	社用車両からの騒音・振動の防止に努める。
	工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。
	工場・事業場からの悪臭の防止に努める。
⑦ 化学物質を取り扱うときに	化学物質の適正保管に努める。
⑧ 自然を守り，歴史・文化を育むために	生物多様性に関する理解に努める。
	生物多様性に配慮した事業活動に努める。
	生物多様性保全活動への参加・協力に努める。
	地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。
⑨ 地球環境を守るために	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。
	フロンの排出防止に努める。
	環境に関する国際協力活動への貢献に努める。
	地球環境に配慮した事業活動に努める。
⑩ 環境への意識を高め，取組を実践するために	公害防止と環境保全活動に係る「宇都宮市環境協定」の取組に努める。
	職場における環境教育に努める。
	環境学習の場への参加に努める。
	職場における環境保全活動の実践に努める。
	地域などで行う環境保全活動への参加・協力に努める。
	環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。
	事業活動における環境管理活動の実践に努める。
	「もったいない運動」を実践し，「もったいないの輪」を広げる。

※「市における環境配慮指針」と「事業別環境配慮指針」については本編をご覧ください。

8　計画の推進に向けて

(1) 推進体制の整備

本計画の実効性を高め，計画を着実に推進していくための必要な体制の整備を行います。

(2) 計画の進行管理

本市の環境の現状や計画に基づく各種施策の進捗状況，目標の達成状況を把握し，環境基本計画推進委員会において点検・評価を行い，その結果を年次報告書としてとりまとめます。

市は，各方面からの意見を踏まえ環境施策の見直しや新たな取組の検討等を行います。

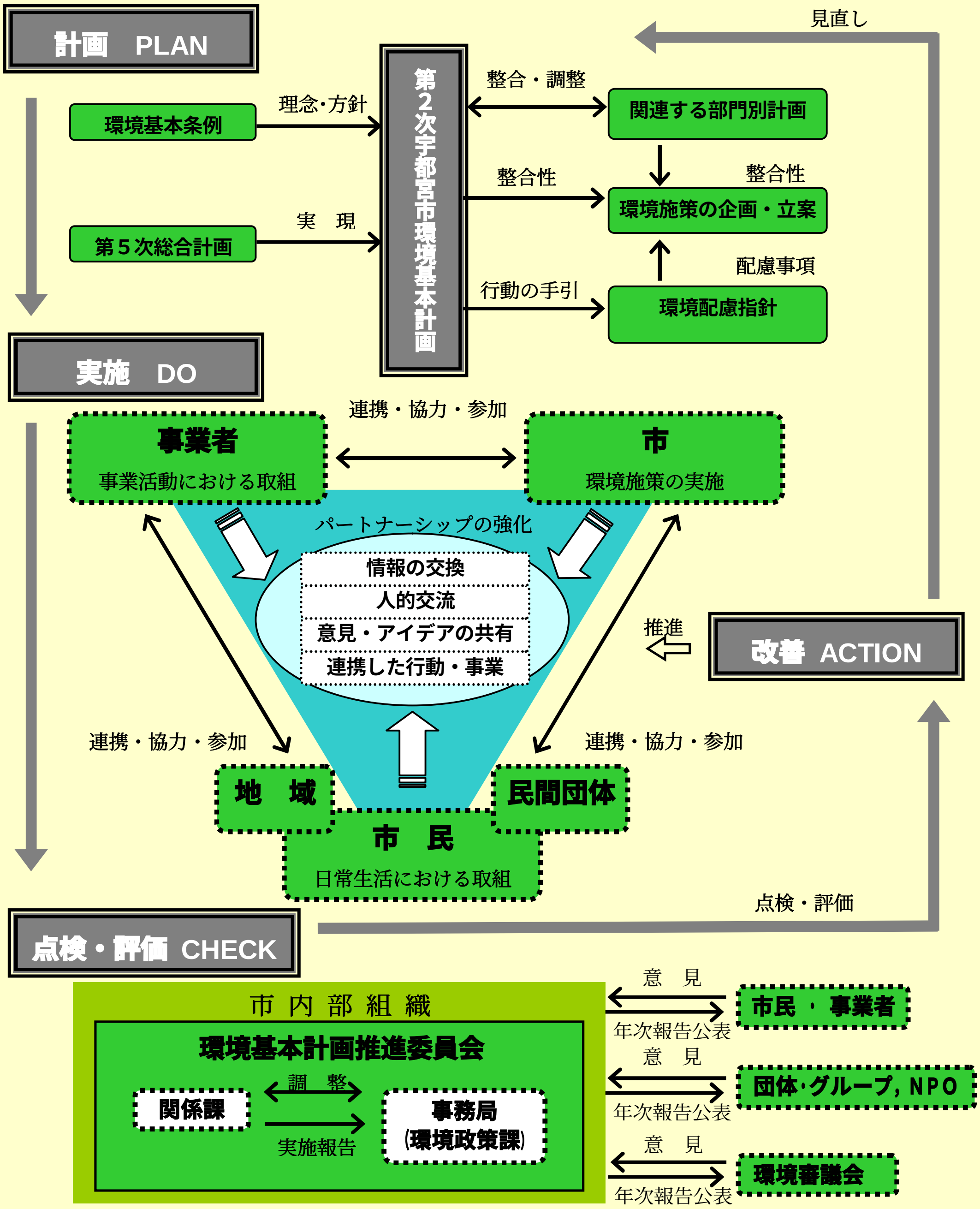

詳細につきましては「第 2 次宇都宮市環境基本計画」の本編を是非ご覧ください。

第２部
環境施策の取組状況

平成２４年度の進捗状況（総括）

計画全体の進捗状況については,「概ね順調」以上の指標数が９割程度で，その中には，既に目標を達成した指標数が３つから６つに増加した状況も見られることから，昨年度と同様に，概ね順調に進んでいると考えられる。

また，分野別の進捗状況を見てみると，再生可能エネルギーの利活用による環境負荷の少ないまちづくりや，環境教育や地域における環境保全活動の推進，大気や水，音などに係る安全で安心な生活環境の確保などについては，目標に向け順調に進んでいる。

一方，ごみの発生抑制や資源の循環利用については，昨年度よりも改善は図れているものの，目標を達成するためには，今後，取組の充実や強化が必要である。

環境分野１　地球環境

【状　況】

- 環境意識の高まりから住宅用太陽光発電システム設置費補助の利用者が年々増加しており，再生可能エネルギーの導入が順調に進んでいる。
- 自転車走行区間の新規整備は,「自転車のまち推進計画」に基づき，順調に進んでいる。
- 公共交通の利用者については，全国的に減少傾向にあるが，本市においては，地域内交通の導入等の取組により，歯止めがかかった。

【今後の方向性】

- 温室効果ガスの排出量削減を目指して，引き続き，再生可能エネルギーの利活用や省エネルギー機器の普及を進めるとともに，公共交通ネットワークの充実や自転車利用環境の整備などの低炭素型都市の形成につながる事業を推進する。

環境分野２　廃棄物

【状　況】

- 不法投棄については，地域住民による清掃活動やパトロールを実施したほか，引越し時期に合わせてごみの分別方法の周知をするなど, ごみの適正処理啓発を強化したことにより，不法投棄通報件数は，年々，減少しており，目標達成に向け順調に進んでいる。
- 市民１人１日当たりのごみ排出量は，平成２２年度に実施した「プラスチック製容器包装」の分別回収により，大幅に減少したが，平成２３年度から分別に関する協力度が低迷するなどの要因で増加に転じ, 平成２４年度も横ばいで推移している。

【今後の方向性】

- 廃棄物による環境負荷を抑制するため，引き続き，不法投棄の未然防止に向けた取組を継続するとともに, 市民への周知啓発徹底やルールの指導, 生ごみや剪定枝の資源化を検討するなど, ごみの発生抑制や適正な資源循環利用を更に推進していく。

環境分野３　自然環境

【状　況】

- 身近な景観の保全や自然生態系に配慮した河川整備を推進することにより，市民が身近に自然と親しめる良好な景観と水の環境が創出されている。
- 一方,「生物多様性」という言葉の意味を知っている市民の割合は低く，身近なこととして捉えられていないことが伺える。また，都市公園面積については，全体の公園面積は増えたものの，その増加率を上回る人口の増加により，市民１人当たりの公園面積は減少した。

【今後の方向性】

- 人と自然の共生に向けて，自然環境等に関する効果的な情報の発信や魅力ある公園づくりなど, 適正な生態系の保全や自然を生かした都市の形成を更に進めていく。

環境分野４　生活環境

【状　況】

- 本市の生活環境は，公害関係法令の遵守や特定施設等の適正管理に係る指導徹底等を図ったことにより，良好な状態が保たれている。
- 環境協定締結については，自主測定支援策の実施や取組内容の周知など，締結事業者数の維持・拡大を進めてきたが，経済状況の悪化などから環境協定の締結事業者が増えていない。

【今後の方向性】

- 良好な生活環境を保全するため, 引き続き, 大気や水などの保全を図るとともに, 事業者と連携した環境保全の取組を更に進めていく。

環境分野５　人づくり

【状　況】

- 地域での広報活動や南図書館と連携したイベントの実施により，環境学習センターで行われる環境講座の参加者数が目標数を達成するなど，市民の環境配慮意識が向上している。

【今後の方向性】

- 環境配慮行動を推進するため，更なる環境教育・環境学習の推進を図ることにより，市民や事業者による自発的な行動を促進していく。

「第２次宇都宮市環境基本計画」における分野別施策の展開と指標一覧

【基本施策】	【施策】	【指標】
１　地球環境		
１－１ 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進	1-1-1　省エネルギー化の推進 1-1-2　低炭素型のエネルギーへの転換	・住宅用太陽光発電システム設置家庭数
１－２ 環境負荷の少ないまちづくりの推進	1-2-1　環境負荷の少ない交通環境の構築 1-2-2　低環境負荷型の建築物の普及促進 1-2-3　環境負荷の少ない都市整備の推進 1-2-4　環境創造型の地域産業の振興	・公共交通の年間利用者数 ・自動車の走行空間の整備延長（重点路線） ・レンタサイクル拠点・利用者数
１－３ その他地球環境対策の推進	1-3-1　地球環境保全のための仕組みづくりの推進 1-3-2　オゾン層保護対策等の推進	・環境に配慮した市のイベント等の開催
２　廃棄物		
２－１ ごみの発生抑制の推進	2-1-1　家庭系ごみの発生抑制の推進 2-1-2　事業系ごみの発生抑制の推進	・市民１人１日当たりのごみ排出量
２－２ 適正な資源循環利用の推進	2-2-1　家庭系ごみの資源化の推進 2-2-2　事業系ごみの資源化の推進 2-2-3　その他資源化の推進	・ごみの最終処分量 ・リサイクル率（参考指標）
２－３ ごみの適正処理の推進	2-3-1　適正処理の推進 2-3-2　不法投棄の未然防止，拡大防止	・不法投棄通報件数
３　自然環境		
３－１ 生態系の保全	3-1-1　自然環境の把握 3-1-2　生物多様性の保全 3-1-3　自然環境資源の利活用	・「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合
３－２ 緑環境の保全と創出	3-2-1　農業や森林の多面的機能の維持向上 3-2-2　都市の緑の保全と創出	・市民１人当たりの都市公園面積 ・民有林の間伐面積
３－３ 水環境の保全と創出	3-3-1　水資源の確保 3-3-2　河川環境の保全と創出	・有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）
３－４ 身近な景観の保全と創造	3-4-1　景観形成の総合的推進 3-4-2　歴史的・文化的景観の整備と活用	・景観形成重点地区等の指定 ・文化財保存団体数

［基本施策］	［施策］	［指標］
4 生活環境		
４－１ 大気環境の 保全	4-1-1　監視体制の整備と充実 4-1-2　発生源対策の充実 4-1-3　自動車排出ガス対策の充実	・光化学オキシダントの 環境基準の達成率
４－２ 水・土壌・地盤環境 の保全	4-2-1　監視体制の整備と充実 4-2-2　発生源対策の充実 4-2-3　生活排水対策の充実	・河川水の生物化学的酸素 要求量（ＢＯＤ）に係る 基準の達成率
４－３ 音・振動・臭気環境 の保全 化学物質対策の推進	4-3-1　監視体制の整備と自動車騒音 対策の充実 4-3-2　近隣公害等への対応 4-3-3　化学物質への対応	・自動車騒音に係る環境基準 の達成率
４－４ 生活環境の 保全	4-4-1　生活環境保全対策の推進	・宇都宮市環境協定締結 事業者数
5 人づくり		
５－１ 環境教育・環境学習 の推進	5-1-1　環境情報の整備と提供 5-1-2　人材育成の推進 5-1-3　環境学習の場と機会の創出・支援	・環境学習センターで開催 する環境講座等の参加者数
５－２ 環境保全活動の 促進	5-2-1　環境保全活動の促進 5-2-2　市民・事業者・市の連携の推進	・宇都宮市まちづくりセンター の登録団体数（環境分野）
５－３ 環境配慮行動の 推進	5-3-1　環境配慮行動の推進	・家庭版環境ＩＳＯ認定制度 認定家庭数

環境分野１　　　地球環境

基本施策１－１　環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

主な課題

エネルギー利用における環境負荷の低減を生活や産業のあらゆる場面に浸透させていくために，省エネルギー行動の定着化や家庭や事業所への低炭素型設備機器等の導入，地産地消エネルギーの導入などが重要となっています。

取組の基本方向

再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの推進により，エネルギーの有効利用を図ります。

施策の概要

１－１－１　省エネルギー化の推進

（１）各主体の省エネルギー行動の普及促進

市民，事業者に対し，省エネルギー行動の普及啓発を進めるとともに,市の業務における省エネルギー行動の推進を図る。

（２）省エネルギー機器の普及促進

家庭や事業所における省エネルギー機器の普及促進策を実施するほか，ＥＶ（電気自動車）等の「低環境負荷型自動車」に関する普及促進策を実施する。

１－１－２　低炭素型エネルギーへの転換

（１）太陽エネルギー利用の促進

太陽光発電システム等の住宅や事業所への普及促進を図るほか，市有施設への計画的な導入を推進する。

（２）新たな地産地消エネルギー施策の展開

「市民共同発電所事業」による太陽光発電システム等の設置や，地中熱・小水力の利活用事業を検討し実施するほか，廃棄物や間伐材のエネルギー利用の検討も行う。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td colspan="5">住宅用太陽光発電システム設置家庭数
（補助制度創設以降の補助件数の累計）</td><td rowspan="4">環境政策課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>2,103 世帯</td><td>3,151 世帯</td><td>4,196 世帯</td><td>5,488 世帯</td><td>10,000 世帯</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

補助単価：１kW当たり３万円（上限：１２万円）

⇒　補助件数：　１，２９０件

導 入 量：　５，６４６．７６kW

※　削減される温室効果ガス排出量は，約６０３世帯から排出される年間の温室効果ガス排出量に相当する。

【評価】

・　平成１５年度から，住宅用太陽光発電システム設置費補助を継続実施してきた中，平成２１年度から導入された「余剰電力買取制度」を契機に，機器を設置する家庭数が急激に増加しており，平成２４年度の当該補助件数は，約１，３００世帯にのぼる。

⇒　再生可能エネルギーの普及は，温室効果ガス排出量の削減に直接寄与することから，太陽光発電システムの更なる導入拡大に向け，取組を強化していく。

【参考】住宅用太陽光発電システム設置費補助金の実績

年度	補助件数（件）	総出力（kW）
H１５	１１５	４３９．８２
H１６	１６０	５９２．６４
H１７	１７４	７１２．１６
H１８	２４０	９０４．８３
H１９	２１２	７５０．９４
H２０	２３２	８７２．９２
H２１	９７０	３,７４２．５８
H２２	１，０４８	３,９８１．６１
H２３	１，０４５	４,４２１．５４
H２４	１，２９０	５,６４６．７６
累計	５，４８６	２２,０６５．７８

【参考】公共施設における太陽光発電システム設置状況

No.	施設名	整備時期	規模(kW)
1	平石地区市民センター	Ｈ１４年度	１０
2	姿川地区市民センター	Ｈ１５年度	１０
3	上下水道局庁舎	Ｈ１６年度	１０
4	エコパーク板戸浸出水処理施設	Ｈ１６年度	３０
5	グランドワーク活動センター	Ｈ１６年度	３
6	横川地区市民センター	Ｈ１７年度	１０
7	こども発達センター	Ｈ１８年度	１
8	宇都宮城址公園 （便所２箇所，街灯１１台）	Ｈ１７～ １８年度	２．５９
9	松田新田浄水場	Ｈ１９年度	１８０
10	白沢浄水場	Ｈ２１年度	１００
11	エコプラセンター下荒針	Ｈ２１年度	１０
12	南図書館	Ｈ２２年度	３０
合　　計			３９６．５９

松田新田浄水場

白沢浄水場

南図書館

基本施策１－２　環境負荷の少ないまちづくりの推進

主な課題

社会基盤や建物のあり方を環境負荷の少ないものへ変えていくため，公共交通や自転車の活用，自動車の利用効率向上，建築物の環境性能向上，都市計画における環境負荷低減の視点などが重要となっています。

取組の基本方向

環境にやさしい交通環境の整備を図りながら，低炭素型の都市構造を形成するとともに，成長が期待される環境関連産業の振興を図ることにより，環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

施策の概要

１－２－１　環境負荷の少ない交通環境の構築

（1）公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進

基幹公共交通の整備や地域内交通の導入を推進するほか，公共交通の利用環境整備やモビリティ・マネジメント，交通需要マネジメント施策を推進する。

（2）自転車利用・活用の促進

自転車レーン等の走行空間の確保を図るほか，駐輪場の利用促進や新たな駐輪場の整備を推進する。また，レンタサイクルの拡充を図る。

（3）低環境負荷型の自動車利用環境の整備

渋滞の緩和等につながる道路，交差点，踏切等の道路環境の整備を行う。また，ＥＶ（電気自動車）等の利用に必要なインフラ整備の普及促進策を実施するほか，エコドライブに関する普及啓発を実施する。

１－２－２　低環境負荷型の建築物の普及促進

（1）低環境負荷型の建築物の普及促進

住宅やオフィスなどの省エネルギー対策の普及促進策を推進するほか，公共施設の設備機器等の省エネルギー対策を推進する。

１－２－３　環境負荷の少ない都市整備の推進

（1）環境負荷の少ない市街地整備の推進

都心拠点，地域交流拠点などへの都市機能の誘導推進によって歩いて暮らせるまちの形成を目指し，生活行動におけるエネルギー消費の効率化を図る。

１－２－４　環境創造型の地域産業の振興

（1）低炭素型地域産業の振興

産官学の連携による低炭素型ビジネスの推進などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td colspan="5">公共交通の年間利用者数</td><td rowspan="4">交通政策課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>33,910 千人
(平成 18 年度)</td><td>31,482 千人</td><td>30,697 千人</td><td>31,444 千人</td><td>42,000 千人
(平成 30 年度)</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　順調に進んでいる
■　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

- 東西基幹公共交通の整備
  ⇒ 「公共交通ネットワークと東西基幹公共交通」オープンハウス，市民フォーラム，出前講座の開催（来場者数延べ３，９００人余）
- バス路線の維持，充実
  ⇒　赤字バス路線に対する補助（３４路線）
  ⇒　バス事業者と連携したバス路線新設・拡充（新設２路線，増便３路線）
- 地域内交通の導入
  ⇒ 導入地区への支援（清原・板戸・古賀志・瑞穂野・国本・篠井・富屋・横川地区）
  ⇒ 導入に向けた支援（富屋・横川・雀宮・上河内・河内地区）
- 利用環境整備
  ⇒ 事業者等と連携したノンステップバスの導入促進（８台）
  ⇒ サイクルアンドライド用駐輪場の整備（３か所）
- 利用促進
  ⇒ バス路線新設社会実験と連動したモビリティ・マネジメント(マイカー利用者意識転換策)の実施（対象１０,０００世帯余）
  ⇒ バスの乗り方教室の実施（小学校１校）

【評価】

- 全国的に公共交通利用者数が減少傾向を見せる中，本市においても自動車交通への依存などにより，減少が続いていたところであるが，公共交通の積極的な利用を促すモビリティ・マネジメント施策に事業者と連携して取り組むとともに，地域内交通の導入を推進してきたことなどにより，平成２４年度においては，減少傾向に歯止めがかかった。

  ⇒ 環境にやさしい交通環境の整備を図るために，引き続き，バス路線新設社会実験や地域内交通の導入，公共交通への利用転換を促すモビリティ・マネジメント施策や乗継の円滑化等の利便性向上策などに，取り組んでいく。

環境目標の実績と取組状況

№	指標					担当課
3	自転車走行空間の整備延長（重点路線）					交通政策課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	9.6 キロメートル	11.0 キロメートル	14.5 キロメートル	**16.9 キロメートル**	**25.4 キロメートル**	
	■　順調に進んでいる □　概ね順調に進んでいる □　あまり順調に進んでいない					

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　「自転車のまち推進計画」に基づき，以下の４区間において，自転車走行空間の整備を実施した。

整備路線	路線延長	整備手法
競輪場通り （今泉新町～国道４号線）	５２０m	自転車専用通行帯
競輪場通り （松原３丁目～戸祭２丁目）	４００m	自転車専用通行帯
白楊高校北側	６００m	自転車専用通行帯
富士見通り	９００m	自転車専用通行帯
合　　計	２，４２０m	－

【評価】

・　「自転車のまち推進計画」に基づき，自転車走行空間の整備延長は順調に実施されており，自転車の利用促進に寄与している。

⇒　運輸部門における温室効果ガス排出量の削減に向け，道路現況に応じた自転車走行空間の整備延長を引き続き実施することで，自転車を安全で快適に利用できる環境を創出し，自動車から自転車への転換を図る。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">4</td><td colspan="5">レンタサイクル拠点・利用者数
（上段：拠点数,
下段：利用者数）</td><td rowspan="4">交通政策課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>拠点 4 か所
利用者数
31,000 人</td><td>拠点 4 か所
利用者数
32,400 人</td><td>拠点 7 か所
利用者数
34,200 人</td><td>拠点 7 か所
利用者数
42,049 人</td><td>拠点 14 か所
利用者数
41,000 人</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　レンタサイクルの利用者が増加するよう，市ホームページを活用してレンタサイクルに関する情報を発信したほか，電動アシスト自転車の試乗体験や，イベント開催時における自転車の無料貸出などを実施した。

【評価】

・　レンタサイクルの利用者数は，年々増加しており，平成２４年度においては約４２，０００人が利用した。

⇒　自転車の利用・活用が更に進むよう，レンタサイクルに関する情報の発信を継続し，利用者の増加を図る。また，観光客やビジネス等による来訪者の移動の利便性やまちなかの回遊性の向上を目指し，宿泊施設や観光施設などと連携しながら，レンタサイクルの貸出場所の増設についても検討する。

基本施策１－３　その他地球環境対策の推進

主な課題

　人の活動から発生する環境負荷が，地球温暖化などの地球環境問題の要因になっています。そのため，エネルギーやまちづくりの面だけでなく，地球環境保全のための仕組みづくりやオゾン層保護対策等にも取り組み，地球環境保全対策を推進していくことが求められています。

取組の基本方向

　地球環境の改善を図るため，オゾン層保護対策等に取り組みます。

施策の概要

１－３－１　地球環境保全のための仕組みづくりの推進

（１）地球環境保全のための仕組みづくりの推進

　ＣＯ２削減に資する様々な仕組みの各主体での導入の促進を図るほか，本市独自の仕組みづくりの検討を行う。

１－３－２　オゾン層保護対策等の推進

（１）オゾン層保護対策の推進

　オゾン層保護についての啓発事業や，オゾン層破壊の原因物質であるフロンの回収を推進する。

（２）酸性雨対策の推進

　酸性雨についての理解を広めるための啓発活動を実施する。

環境目標の各年度の実績

№	指標					担当課
5	**環境に配慮した市のイベント等の開催数** （市が主催又は運営等を支援している参加者数１万人以上のイベントに限る）					環境政策課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	1	4	4	**5**	**全て**	
	■　順調に進んでいる □　概ね順調に進んでいる □　あまり順調に進んでいない					

※　**環境に配慮した市のイベント：**

　環境マネジメントシステムの一環として運用している「エコイベント手順書」に基づき，ごみの分別徹底や公共交通機関等の利用呼びかけなどの基本的な取組だけではなく，「リユース食器の使用」や「グリーン電力の導入」などの先進的な取組を実施しているもの

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　「もったいないフェア２０１２」開催への支援

　「もったいない運動」を更に多くの市民に広げ，市民運動として定着するよう，宇都宮市もったいない運動市民会議が実施主体となって開催する環境配慮型・参加体験型の屋外イベントの開催を支援

⇒　平成２４年9月３０日に開催（来場者：２６，０００人，出展団体数：７１）

⇒　出展団体等に寄附を募り，グリーン電力証書を導入

⇒　リユース食器を使用

・　「マイ箸・マイカップ」の使用呼びかけ

⇒「フェスタmy宇都宮２０１２」や「宇都宮市農林業祭」，「うつのみや食育フェア」に置いて，マイ箸等の呼びかけや，イベントでのごみの分別徹底を図った。

・　「もったいないステージ」の導入

⇒　9月２８日～１０月２０日の期間中に宇都宮城址公園で開催されるイベントにおいて，ステージを常時設営し，共同で使用した。

〔「もったいないステージ」利用イベント〕

・　もったいないフェア宇都宮

・　うつのみや食育フェア

・　宇都宮伝統文化フェスティバル

【評価】

・　「もったいないフェア２０１２」では，イベントを低炭素化する取組に市民が参画できるよう，グリーン電力証書の購入金をイベント出展者の寄附で賄い，グリーン電力証書の導入を始めとする低炭素化の取組を来場者にＰＲすることで，温室効果ガス削減に資する様々な仕組みについて普及・啓発ができた。また，リユース食器を来場者に使用してもらうことにより，「もったいない」の普及啓発と，ごみ削減の普及・啓発ができた。

・　イベントにおいて，マイ箸やマイカップの呼びかけを行うことで，環境負荷の低減を図るとともに，会場で発生したごみの分別徹底を図ることで，廃棄物の発生抑制を図った。

・　一定期間内のイベントにおいて共同で使用する「もったいないステージ」を導入し，ステージ設営に係る温室効果ガスの排出を抑制することで，イベントに係る環境負荷を削減した。

⇒　環境に配慮したイベント等を拡大するために，エコイベント手順書の徹底やイベント運営団体との連携などイベント事業における環境配慮を推進する。

環境分野２　　　廃棄物

基本施策２－１　ごみの発生抑制の推進

主な課題

廃棄物による環境負荷を抑制するため，家庭や事業所から排出されるごみの発生抑制が重要となっています。

取組の基本方向

ごみの発生抑制を図るため，市民・事業者と連携した取組を推進します。

施策の概要

２－１－１　家庭系ごみの発生抑制の推進

（1）市民と連携したごみ発生抑制の推進

家庭系ごみの発生を減らしていくため，リサイクル推進員の活動を支援する。

（2）家庭系ごみの分別徹底の推進

家庭系ごみの分別を徹底するため，啓発活動を実施する。

（3）生ごみ削減の推進

「もったいない生ごみ」を減らすための普及啓発や，生ごみの水きり励行を推進する。

（4）レジ袋削減の推進

啓発活動や市民・事業者とのレジ袋削減に向けた協議を実施する。

２－１－２　事業系ごみの発生抑制の推進

（1）事業者と連携したごみの発生抑制の推進

エコショップ・エコレストランの認定制度を実施する。

（2）事業系ごみの分別徹底，搬入指導強化の推進

分別徹底のための訪問指導や啓発活動，不適正なごみの搬入を防ぐための搬入指導や展開調査を実施する。

環境目標の各年度の実績

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">6</td><td colspan="5">市民１人１日当たりのごみ排出量
（１人１日当たりの資源物以外のごみ排出量：
資源物以外のごみの量÷人口÷３６５日）</td><td rowspan="4">ごみ減量課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>883 グラム</td><td>788 グラム</td><td>806 グラム</td><td>803 グラム</td><td>740 グラム</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　順調に進んでいる
■　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

※　**資源物以外のごみ：**焼却ごみ，不燃ごみ，危険ごみ，粗大ごみ

平成２４年度取組状況

【取組内容】

ごみの減量化・資源化を図るために，市民・事業者に対し，自治会講習会やイベントなどあらゆる機会を通じて周知啓発を実施した。

・　分別徹底の推進

⇒　自治会を対象とした講習会の開催　76 回

⇒　リサイクル推進員の研修会の開催　 11 回

⇒　環境出前講座の実施　 21 回

⇒　不動産管理会社を対象とした研修会の開催　1 回

⇒　大学，専門学校等への講習会の実施　1 回

⇒　イベント（参加イベント数　24 回）や広報紙（特集 2 回）や市ホームページでの周知啓発

・　生ごみ削減の推進

⇒　自治会を対象とした講習会の開催　76 回

⇒　イベント（参加イベント数　24 回）や広報紙（特集 1 回），市ホームページにより，生ごみの水切り，もったいない生ごみ，家庭用生ごみ処理機器設置費補助の周知啓発

⇒　生ごみの水切り器の配布（1,300 個[イベント 13 回，リサイクル推進員研修会 9 回]）

⇒　リサイクル推進員研修会における資料により，生ごみの水切り，もったいない生ごみ，家庭用生ごみ処理機器設置費補助の周知啓発（研修会 11 回）

・　廃食用油の資源化推進

⇒　イベント（参加イベント数　2 回）や広報紙（通常掲載 1 回）や市ホームページでの周知啓発

⇒　夏休み親子ＢＤＦ学習会　2 回

⇒　回収拠点　38 箇所（市施設 20 箇所，スーパー18 箇所）

⇒　廃食用油の回収量　29,545 リットル

ＢＤＦ精製量	5,500 リットル
民間の資源化事業者への売り払い	23,220 リットル

・　事業者への訪問指導や周知啓発

⇒　大規模事業所（290 事業所）を対象とした「一般廃棄物減量等計画書」の提出

⇒　「一般廃棄物減量等計画書」に基づく個別訪問指導　62 事業所

⇒　廃棄物管理責任者研修会の実施　1 回

⇒　食品衛生責任者講習会時における事業系ごみ適正処理についての説明実施　月 1 回

⇒　小中規模事業所訪問指導　3,620 事業所

⇒　エコショップの認定（123 店舗[継続 92 店舗，新規 2 店舗，更新 29 店舗]）

⇒　エコレストランの認定（14 店舗[継続 12 店舗，更新 2 店舗]）

・　インクカートリッジの回収実施

⇒　広報紙（通常掲載１回）や市ホームページでの周知啓発

⇒　回収拠点 24 箇所

⇒　インクカートリッジの回収量 186kg

（次のページへ）

・　その他ごみの発生抑制の推進に係る周知啓発

⇒　イベント（参加イベント数　2 回）や広報紙（通常掲載 1 回）や市ホームページにおいて，小型家電製品の回収に係る周知啓発

※　平成２７年度の目標は，一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年 9 月策定）にて７４０グラムから７３７グラムに変更になっている。

【評価】

・　平成２４年度の資源物以外のごみ排出量は 150,964.87 トンとなり，前年度（平成 23 年度：150,982.91 トン）と比較して 18.04 トン減少したが，平成２３年９月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」における平成２４年度の目標値（１人１日当たりのごみ排出量：768.56 グラム）に達していない状況にあり，ごみの減量化・資源化が十分に図られているとは言えない。

⇒　分別の徹底に係る市民意識の醸成を図るため，今後も引き続き，各種イベントや講習会，市ホームページ等あらゆる機会を活用し，周知啓発していくとともに，分別・排出ルールが守られていないステーションや不適正排出事業者への直接指導も行っていく。また，更なる焼却ごみの減量化・資源化を推進するため，焼却ごみに含まれている資源化可能な生ごみや剪定枝などについて，生成物を安定的かつ継続的に利活用できるような新たな取組を検討していく。

【参考】

1　本市のごみ排出量の推移

年次	ごみ量 (t/年)		排出量 (総量) (t/年)	1人1日あたり (g/人日)
	資源物以外	資源物		資源物以外
平成12年度　(2000)	180,517.11	36,358.49	216,875.60	1,016
平成13年度　(2001)	186,871.75	42,845.89	229,717.64	1,047
平成14年度　(2002)	192,848.82	39,084.69	231,933.51	1,075
平成15年度　(2003)	195,755.10	36,409.96	232,165.06	1,085
平成16年度　(2004)	189,967.27	35,962.30	225,929.57	1,048
平成17年度　(2005)	188,128.71	38,582.28	226,710.99	1,025
平成18年度　(2006)	184,937.56	41,584.05	226,521.61	1,003
平成19年度　(2007)	173,080.12	37,443.63	210,523.75	935
平成20年度　(2008)	168,257.89	33,357.24	201,615.13	905
平成21年度　(2009)	164,308.05	31,957.33	196,265.38	883
平成22年度　(2010)	146,944.95	37,705.12	184,650.07	788
平成23年度　(2011)	150,982.91	36,671.34	187,654.25	806
平成24年度　(2012)	150,964.87	35,968.43	186,933.30	803

2　本市のごみ排出量の推移（資源物以外）

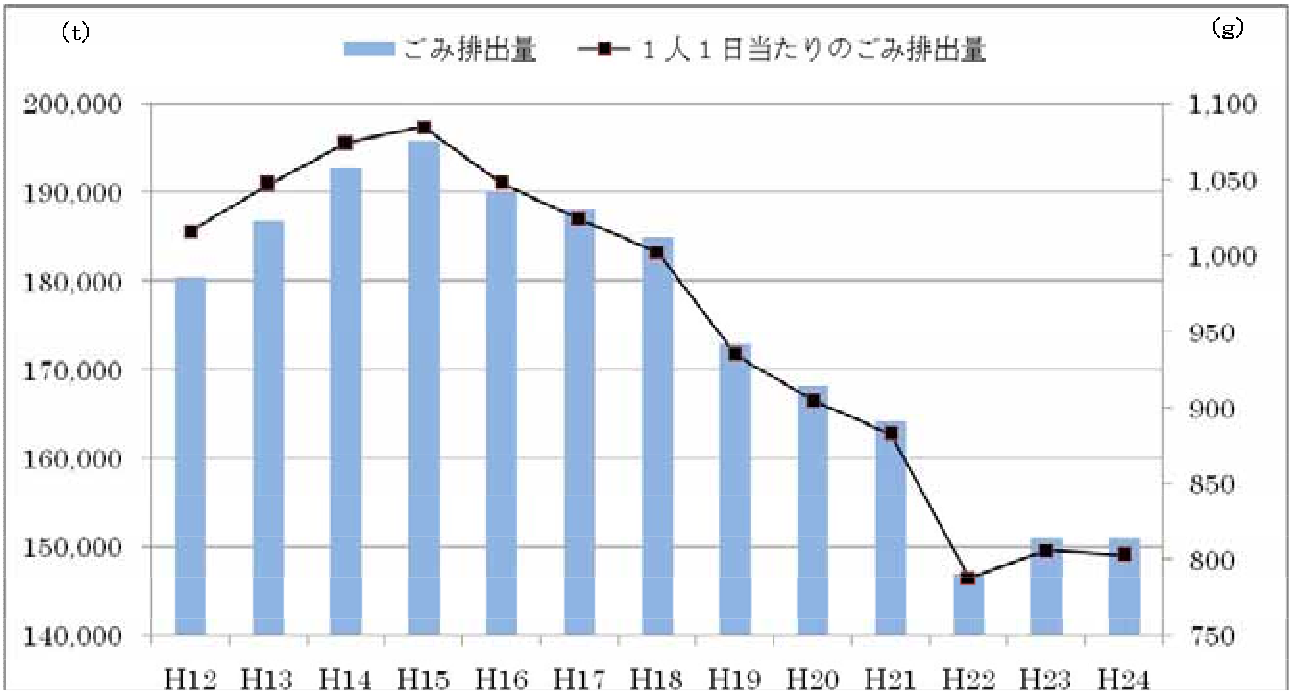

基本施策２－２　適正な資源循環利用の推進

主な課題

循環型の資源利用に向けて，資源の回収と再利用・再生利用を生活や産業での資源利用の様々な場面に広げていくために，ごみの自家処理や資源の分別回収，資源化の拡大などが重要となっています。

取組の基本方向

資源の循環利用を図るため，廃棄物の再使用，再生利用をより一層推進します。

施策の概要

２－２－１　家庭系ごみの資源化の推進

（１）生ごみ資源化の推進

生ごみ処理機の利用拡大や地域単位での生ごみの堆肥化などを推進する。

（２）その他廃棄物の資源化の推進

「プラスチック製容器包装」や剪定枝，廃食用油の資源化を推進する。また，レアメタルのリサイクルを推進するための小型家電の回収を実施するほか，資源物の集団回収を推進する。

２－２－２　事業系ごみの資源化の推進

（１）事業系ごみの資源化の推進

民間事業者が設置する生ごみ資源化施設の利用促進や，商店街等によるごみの資源化の推進を図る。

２－２－３　その他資源化の推進

（１）その他資源化の推進

清掃工場における熱エネルギーの循環利用や，溶融スラグの資源化推進などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

№	指標					担当課
7	**ごみの最終処分量**					ごみ減量課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	22,446 トン	19,284 トン	22,386 トン	**21,134 トン**	**16,500 トン**	
	□　順調に進んでいる ■　概ね順調に進んでいる □　あまり順調に進んでいない					

№	指標					担当課
8	**リサイクル率（参考指標）** （リサイクル率＝資源化量÷ごみ排出量×１００）					ごみ減量課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	15.1%	19.5%	18.0%	**18.1%**	**25.0%**	
	□　順調に進んでいる ■　概ね順調に進んでいる □　あまり順調に進んでいない					

平成２４年度取組状況

【取組内容】

○　ごみの排出段階における資源化推進に係る取組

・　「プラスチック製容器包装」の資源化実施

⇒　プラスチック製容器包装の搬入量 3,570 トン

・　生ごみ資源化の推進

⇒　家庭用生ごみ処理機器設置費補助の実施

（コンポスト容器　　　購入費の 1/2（上限 5 千円）【実績】112 基）

（電動式生ごみ処理機　購入費の 1/2（上限 3 万円）【実績】　75 基）

⇒　地域単位での堆肥化事業　3 箇所

・　廃食用油の資源化推進

⇒　回収拠点　38 箇所（市施設 20 箇所，スーパー18 箇所）

⇒　廃食用油の回収量　29,545 リットル

（ＢＤＦ精製量　5,500 リットル
民間の資源化事業者への売り払い　23,220 リットル）

・　小型家電製品の回収実施

⇒　回収拠点 5 箇所

⇒　携帯電話を含む小型家電製品（8 品目）の回収（ピックアップ回収，拠点回収，イベント回収）

⇒　小型家電製品の回収量 6,703 個

・　インクカートリッジの回収実施

⇒　回収拠点 24 箇所

⇒　インクカートリッジの回収量 186kg

・　資源物集団回収の実施

⇒　集団回収量　10,840.32 トン

○　更なる最終処分量の抑制に関する取組

・　溶融スラグの有効利用

⇒　溶融スラグ生産量　　　　　　　　4,426.50 トン

⇒　溶融スラグ利用量（建設資材等）　771.98 トン

【評価】

・　平成２４年度の最終処分量は 21,133.62 トンとなり，前年度（平成 23 年度　22,386.45 トン）と比較して，1,252.83 トン減少した。また，資源化量は 33,918.80 トンとなり，前年度（平成 23 年度　33,843.05 トン）と比較して，75.75 トン増加した。

・　クリーンパーク茂原で生成している溶融スラグの利用は，震災の影響により一時的に低下したが，現在は徐々に増加している。

⇒　分別の徹底に係る市民意識の醸成を図るため，今後も引き続き，各種イベントや講習会，市ホームページ等あらゆる機会を活用し，周知啓発していくとともに，分別・排出ルールが守られていないステーションや不適正排出事業者への直接指導も行っていく。また，更なる焼却ごみの減量化・資源化を推進するため，焼却ごみに含まれている資源化可能な生ごみや剪定枝などについて，生成物を安定的かつ継続的に利活用できるような新たな取組を検討していく。

⇒　溶融スラグの有効利用については，「宇都宮エコスラグ有効利用指針」に基づき，利用促進に継続して取り組む。

【参考】

1　本市のリサイクル率・最終処分量の推移

年次	資源化量(t/年)	リサイクル率(%)	最終処分量(t/年)	最終処分率(%)
平成12年度　(2000)	33,840.87	15.6	25,387.36	11.7
平成13年度　(2001)	36,400.88	15.8	29,882.78	13.0
平成14年度　(2002)	34,377.25	14.8	29,976.18	12.9
平成15年度　(2003)	32,496.55	14.0	29,079.54	12.5
平成16年度　(2004)	32,440.17	14.4	28,294.04	12.5
平成17年度　(2005)	35,268.24	15.6	27,574.06	12.2
平成18年度　(2006)	38,488.80	17.0	27,935.28	12.3
平成19年度　(2007)	34,667.47	16.5	26,096.56	12.4
平成20年度　(2008)	29,815.25	14.8	24,487.47	12.1
平成21年度　(2009)	29,699.10	15.1	22,446.87	11.4
平成22年度　(2010)	35,532.10	19.5	19,283.64	10.4
平成23年度　(2011)	33,843.05	18.0	22,386.45	11.9
平成24年度　(2012)	33,918.80	18.1	21,133.62	11.3

2　本市のリサイクル率・最終処分量の推移

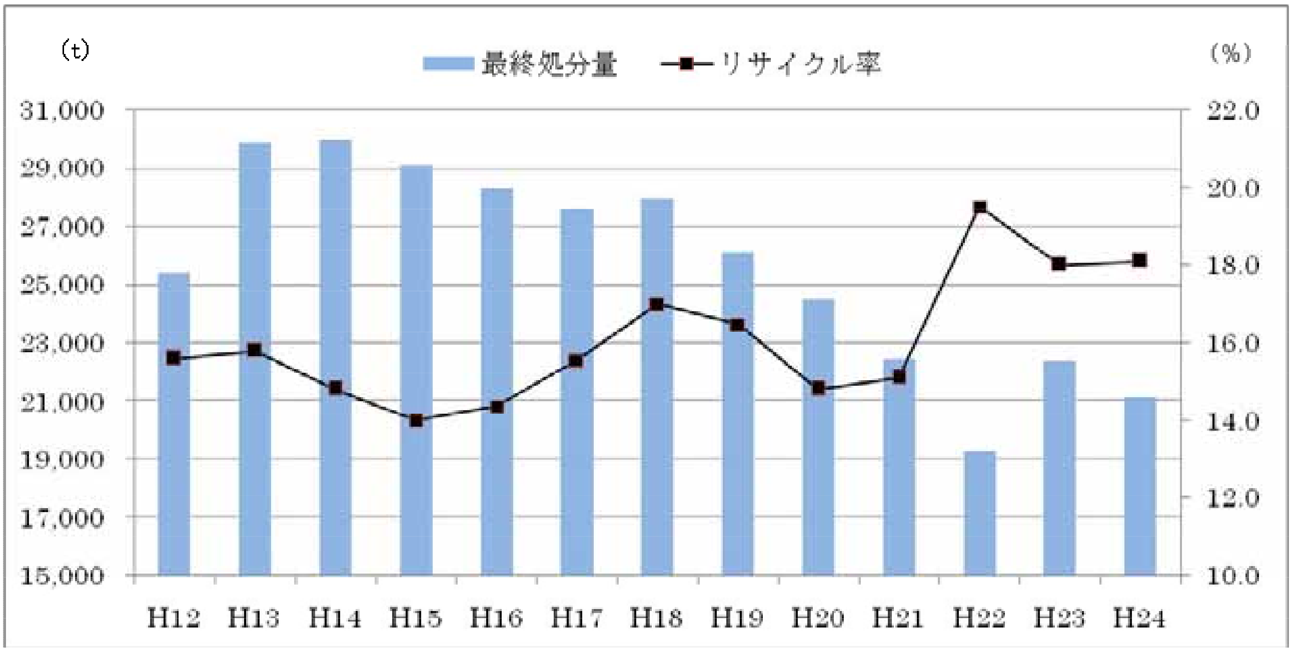

基本施策２－３　ごみの適正処理の推進

主な課題

　廃棄物による環境負荷を低減するため，市民や事業者の美化意識の向上，廃棄物の不適正処理の監視や指導，不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応などが重要となっています。

取組の基本方向

　市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を果たし，廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

施策の概要

２－３－１　適正処理の推進	
	（１）適正処理意識の醸成強化
	ごみを正しく処理することへの意識を高めるための啓発活動や，ごみのないきれいなまちの実現のために必要な施策を実施する。
	（２）事業者等に対する指導強化
	廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査や，産業廃棄物多量排出事業者への立入調査を実施する。
２－３－２　不法投棄の未然防止，拡大防止	
	（１）不法投棄多発地点等の監視強化
	市職員による不法投棄監視活動や，民間警備会社や廃棄物指導嘱託員による不法投棄監視パトロール，監視カメラによる不法投棄監視を実施する。
	（２）市民・事業者・他行政機関等との連携強化
	地域住民による不法投棄監視体制の確立や，宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の運営に取り組む。
	（３）早期発見・早期対応の推進
	地域住民による不法投棄監視活動の推進や，「不法投棄対応マニュアル」に基づく早期対応・早期撤去を実施する。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">9</td><td colspan="5">**不法投棄通報件数**</td><td rowspan="4">廃棄物対策課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>**H24**</td><td>**H27（目標）**</td></tr>
<tr><td>671 件</td><td>558 件</td><td>507 件</td><td>**496 件**</td><td>**300 件**</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

「第２次不法投棄未然防止推進計画（平成 22 年度～26 年度）」に基づき，不法投棄対策を総合的・計画的に推進した。

- 広報うつのみや，イベントにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発（年７回）
- 市役所１階市民ホールにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発パネル展（年２回）
- 全自治会への不法投棄禁止及び野外焼却禁止啓発チラシの回覧（年１回）
- 市公用車への不法投棄監視パトロールマグネットの貼付（５月）
- 市民課窓口等を通じた引越しに伴う適正処理啓発チラシの配付（３～５月）
- 家電量販店を通じたテレビの買替に伴う適正処理啓発チラシの配付（通年）
- 市職員，廃棄物指導嘱託員（警察ＯＢ３名）による不法投棄監視パトロールの実施（通年）
- 民間警備会社（委託）による夜間・休日不法投棄監視パトロールの実施（100 日）
- 不法投棄多発地点への監視カメラ設置による監視（２５台）
- 地域住民主体の不法投棄対策活動の実施（周辺１４地区，中心 8 地区で７０回実施）
- 不法投棄警告看板の配布（300 枚）
- 市不法投棄未然防止連絡協議会（県，警察，事業者，地域団体など会員数４３）の運営

【評価】

- 不法投棄通報件数については，地域住民による清掃活動やパトロールを実施したほか，引越し時期に合わせてごみの分別方法の周知をするなど，ごみ適正処理啓発を強化したことにより，年々，減少傾向にある。

⇒　地域の良好な生活環境を確保するため，引き続き不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組を進めていく。

環境分野３　　　自然環境

基本施策３－１　生態系の保全

主な課題

　人と自然との共生に向けて，全体的な生態系の保全を図っていくため，自然環境の把握，生物多様性に関する地域戦略の策定，拠点地域の重点的な保全などが重要となっています。

取組の基本方向

　適正な生態系を保全するため，自然環境の調査や生物多様性の保全対策を推進します。

施策の概要

３－１－１　自然環境の把握

（1）自然環境に係る調査等の推進

　自然環境基礎調査や，生物多様性重要地域における自然環境モニタリング調査を実施するほか，自然環境情報をデータベース化し広く市民に提供する。

３－１－２　生物多様性の保全

（1）生物多様性の保全対策の推進

　自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の運営，生物多様性に係る地域戦略の策定・推進，生物多様性に係る地域戦略会議の設置・運営，自然環境の保全に係る地域会議の運営などを実施する。

３－１－３　自然環境資源の利活用

（1）自然環境資源の保全・利活用策の推進

　生物多様性重要地域の保全，生物の生息・生育環境の保全・活用，自然にふれあう機会の確保，提供，天然記念物の保全を実施する。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">10</td><td colspan="5">「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合（市民意識調査）</td><td rowspan="4">環境保全課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>31.8%</td><td>—</td><td>28.2%</td><td>22.8%（※）</td><td>60.0%</td></tr>
<tr><td colspan="5">□ 順調に進んでいる
□ 概ね順調に進んでいる
■ あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

※ 平成２４年度は市民意識調査を実施していないため，イベント来場者（１５３名）に実施したアンケートの結果を掲載している。

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・ 平成２１，２２年の２か年をかけて実施した「自然環境基礎調査」で把握した本市の自然環境の現状や貴重な動植物の生息・生育状況等について，市ホームページ，パンフレット，パネル展等により広く市民等に周知した。

⇒ 自然環境パンフレットを約６，５００部配布
（環境学習センターや地区市民センター等，パネル展，イベント）

・ 平成２３年度に実施した市民意識調査結果を基に，生物多様性保全に関する市民の意識やニーズ，行動等について把握するなど，生物多様性地域戦略策定に向け，生物多様性保全に係る方向性や推進施策等について検討した。

【評価】

・ 身近な自然環境に関する情報を発信しているものの「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合は低い状況である。

⇒ 市ホームページやパンフレット，地区市民センターでのパネル展示など，これまでの周知に加え，新たに，環境学習や自然体験の場など多くの市民が集る機会を活用した周知を行うなど，生物多様性の認知度向上に向けた取組の強化を図る。

【参考】

本市の動植物の確認状況

種　類	確認種数 平成21～22年度	重要種 (平成21～22年度)
植　物	1,287種	84種 イヌカタヒバ，イワヒバ，ミズニラ，オオキジノオ，シノブ，サクラバハンノキ，トキホコリ，ナガバノウナギツカミ，ノダイオウ，エンコウソウ，カザグルマ，オキナグサ，オトコゼリ，ジュンサイ，コウホネ，ヒツジグサ，モウセンゴケ，ナガバノイシモチソウ，ウメバチソウ，タコノアシ，ヒロハノカワラサイコ，ヒトツバハギ，ヒナノカンザシ，ホソエカエデ，ミズマツバ，ウスゲチョウジタデ，ヌマゼリ，ヒカゲツツジ，ノジトラノオ，ヒメナエ，イヌセンブリ，ゴマクサ，ヒメトラノオ，オオヒキヨモギ，カワヂシャ，スズサイコ，ツルカコソウ，ミズトラノオ，ミミカキグサ，ホザキノミミカキグサ，ムラサキミミカキグサ，カワラノギク，カワラニガナ，オオニガナ，トウゴクヘラオモダカ，アギナシ，スブタ，ヤナギスブタ，ミズオオバコ，ヤシュウハナゼキショウ，カキツバタ，クロイヌノヒゲ，ヒメコヌカグサ，ヒナザサ，キタメヒシバ，ヒロハノドジョウツナギ，ヒゲシバ，ザゼンソウ，ヒメザゼンソウ，ミクリ，ヤマトミクリ，ナガエミクリ，ヒメミクリ，マツバスゲ，クロヒナスゲ，ヤマクボスゲ，シズイ，カガシラ，マネキシンジュガヤ，ハタベカンガレイ，エビネ，キンセイラン，ギンラン，キンラン，セッコク，カキラン，アケボノシュスラン，サギソウ，ジガバチソウ，コクラン，ムカゴサイシン，ウチョウラン，トキソウ，ハクウンラン
哺乳類	19種	3種 カヤネズミ，モモジロコウモリ，ヒナコウモリ
鳥　類	95種	14種 オオハクチョウ，コハクチョウ，マガモ，オオタカ，ハイタカ，サシバ，ハヤブサ，コアジサシ，フクロウ，サンショウクイ，カヤクグリ，クロツグミ，サンコウチョウ，クロジ
両生類	11種	9種 トウキョウサンショウウオ，イモリ（アカハライモリ），アズマヒキガエル，ニホンアカガエル，ヤマアカガエル，トウキョウダルマガエル，ツチガエル，シュレーゲルアオガエル，カジカガエル
爬虫類	10種	8種 ニホンカナヘビ，シマヘビ，ジムグリ，アオダイショウ，シロマダラ，ヒバカリ，ヤマカガシ，ニホンマムシ
昆虫類	1,603種	45種 オゼイトトンボ，モートンイトトンボ，サラサヤンマ，ヨツボシトンボ，ハッチョウトンボ，チョウトンボ，マイコアカネ，ヒメアカネ，ウスバカマキリ，カワラバッタ，アリヅカウンカ，ハルゼミ，ヒメトゲヘリカメムシ，シロヘリツチカメムシ，タガメ，キバネツノトンボ，ギンイチモンジセセリ，オオチャバネセセリ，ウラゴマダラシジミ，オオミドリシジミ，ミヤマシジミ，ミドリシジミ，シルビアシジミ，コムラサキ，オオムラサキ，ツマグロキチョウ，オオヒカゲ，ハガタウスキヨトウ，カザリツマキリアツバ，サツマアツバ，イチモジヒメヨトウ，オサムシモドキ，アイヌハンミョウ，マルガタゲンゴロウ，カワラゴミムシ，ガムシ，ヤマトモンシデムシ，ゲンジボタル，ヘイケボタル，アイヌテントウ，ヨツボシアカツツハムシ，スゲヒメゾウムシ，ババスゲヒメゾウムシ，ヒメホソアシナガバチ，ミカドジガバチ
魚　類	29種	11種 スナヤツメ，キンブナ，アブラハヤ，シマドジョウ，ホトケドジョウ，ギバチ，ヤマメ，メダカ，イトヨ，カジカ，ジュズカケハゼ
底生動物	309種	15種 マルタニシ，オオタニシ，モノアラガイ，ヒラマキガイモドキ，ヨコハマシジラガイ，マシジミ，モートンイトトンボ，コシボソヤンマ，キイロサナエ，ホンサナエ，コオイムシ，ナベブタムシ，マルガタゲンゴロウ，ガムシ，ゲンジボタル

資料 (宇都宮市自然環境基礎調査)

【重要種の選定根拠】

①「文化財保護法（1950，法律214）」により定められた天然記念物・特別天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992，法律75）」における国内希少野生動植物種

③「環境省レッドリスト（2007，環境庁）」の掲載種，「レッドデータブックとちぎ（2005，栃木県）」の掲載種

基本施策３－２　緑環境の保全と創出

主な課題

自然の機能を保全し，自然の恵みを生かした都市を形成していくため，森林や農地の保全，環境保全型の農業の推進，バイオマス資源の活用，里地里山と都市の連携，公園などの身近な緑の創出などが重要となっています。

取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため，農業や森林の多面的機能の維持向上や都市の緑の保全を図ります。

施策の概要

３－２－１　農業や森林の多面的機能の維持向上

（１）森林機能の保全

森林施業に伴う間伐や植林等の適正な維持管理を推進する。

（２）環境にやさしい農業の促進

環境に配慮した営農活動の普及促進を図るほか，省エネ技術等の導入促進や，地元で取れた新鮮な農産物を地元で消費する地産地消を推進する。

（３）農地の保全と活用

優良農地の確保・保全の推進，遊休農地等の有効利用の促進，農地･農業用水等の保全の推進に取り組む。

（４）農業資源の循環利用

農業バイオマスの活用を進めるためのバイオマスタウン推進事業や，耕作と畜産が連携したリサイクルを実施する。

３－２－２　都市の緑の保全と創出

（１）都市の緑化

中心市街地・都市拠点の重点緑化や「もったいないの森長岡」の植樹事業を実施するほか，出生時・住宅新築時の記念樹贈呈等の普及促進策を実施する。

（２）緑地の保全

里地里山の荒廃を防ぎ，環境保全機能や豊かな景観を維持するため，里山・樹林地の保全と活用に取り組む。

（３）緑と憩いの拠点づくり

市民が身近に親しむことができる公園の整備や，市民のレクリエーションや憩いの場である大規模公園の整備，活用を実施する。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">11</td><td colspan="5">**市民１人当たりの都市公園面積**</td><td rowspan="4">公園管理課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>**H24**</td><td>**H27（目標）**</td></tr>
<tr><td>10.44 ㎡／人</td><td>10.59 ㎡／人</td><td>10.69 ㎡／人</td><td>**10.66 ㎡／人**</td><td>**13 ㎡／人**
(平成 34 年度目標)</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　順調に進んでいる
■　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　身近な生活圏の公園整備

⇒　民間による宅地開発などに伴う，新規公園の帰属

（新規公園数　１４か所，面積　０．２２ha 増）

【評価】

・　平成２５年４月１日現在，公園面積は５４７．９２ha（前年比０．２２ha 増）に増加したが，人口も増加したため，一人当たりの公園面積が減となった。

⇒　公園の整備は，市民における身近な緑環境の創出につながるころから，市民のニーズや公園の適正配置を考慮しながら，引き続き，機能的で魅力ある公園づくりに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

№	指標					担当課
12	民有林の間伐面積					農林環境整備課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	1,552ｈａ	1,758ｈａ	1,902ｈａ	**2,002ｈａ**	**2,176ｈａ** **(平成 24 年度目標)**	
	■ 順調に進んでいる □ 概ね順調に進んでいる □ あまり順調に進んでいない					

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　民有林整備事業補助

⇒　民有林の森林整備事業費の一部を補助金として交付した。
(平成２４年度整備実績：　１００ｈａ)

【評価】

・　平成２３年度の森林整備の制度改正に伴い，森林所有者と森林組合等事業者の間で，長期契約の締結などの新たな手続きが必要となったことにより,事業量が減少したため，目標とした間伐面積に届かなかった。

⇒　民有林の保育や間伐などの森林整備を計画的，効率的に推進するため，間伐等施業に対する補助を引き続き行うとともに，森林所有者に対する制度の周知や森林組合における間伐計画策定への支援を行うなど，民有林の間伐面積が２，１７６ｈａを超えることができるよう，取り組んでいく。

基本施策３－３　水環境の保全と創出

主な課題

自然の機能を保全し，自然の恵みを生かした都市を形成していくため，用水の効率的な利用，水源の保全，治水，親水環境の創出，河川の機能の保全などが重要となっています。

取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため，健全な水資源と河川環境の保全と活用を推進します。

施策の概要

３－３－１　水資源の確保

（１）既存水源の保持

鬼怒川等の既存の水源を守るため流域協議会において水質保全に関する要望活動を実施するほか，地下水の水源地域の自治体等へ水源涵養活動への協力依頼や，表流水の流域の自治体等への水質保全活動への協力依頼を実施する。

（２）安定した農業用水の確保

生態系の保全に配慮した農業用貯水池（ため池）の整備等の農村環境整備事業や農業用排水路の整備等の灌漑配水事業を推進する。

（３）漏水抑制事業の推進

上水道の漏水を減らすため，漏水調査事業を推進する。

（４）水を大切にする意識の醸成

「上下水道探検ツアー」,「上下水道お届けセミナー」「広報紙等による啓発」を実施する。

（５）水の自然循環の促進

道路や歩道の透水性舗装の整備や，建物における雨水地下浸透を促進する雨水貯留・浸透施設の設置を推進する。

３－３－２　河川環境の保全と創出

（１）治水対策の推進

都市基盤河川，準用河川，普通河川の治水対策を推進する。

（２）水辺に親しめる空間の創出

河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮するとともに，美しい自然環境を保全，創出するため，多自然川づくりを推進する。

（３）河川機能の保全

河川機能の保全を図るための維持管理を実施する。

環境目標の実績と取組状況

№	指標					担当課
13	**有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）** **（**有収率（%）：有収水量（㎥）÷配水量（㎥）×１００**）**					配水管理センター
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	86.2%	86.8%	87.4%	**88.1%**	**88.0%** **（平成 24 年度目標）**	
	■ 順調に進んでいる □ 概ね順調に進んでいる □ あまり順調に進んでいない					

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・ 漏水履歴等の構築

⇒ 漏水修繕データ等を水道施設情報管理システムに入力し，漏水発生状況等を共有化

・ 漏水調査業務委託

⇒ 地下漏水の早期発見により，道路陥没などの二次災害を防止し，併せて水源の有効活用を図るため，漏水調査距離（750ｋm）を実施

・ 老朽管整備事業

⇒ 老朽配水管更新（2,120m）並びに出水不良等による配水管更新（2,919m）を実施

【評価】

・ 平成２３年度より，有収率が０．７ポイント上昇した。

・ 上下水道基本計画改定計画に掲げる「経営の効率化」を推進するため，給配水管からの漏水を防止することにより，引き続き，健全な水資源の保全と活用の実施，及び水道施設の適正な維持管理を図っていく。

⇒ 平成２５年度以降の目標について，「宇都宮市上下水道基本計画改定計画（平成２５年３月改定)」に定めた有収率９０．５%に向け，着実に推進していく。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">14</td><td colspan="5">自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率</td><td rowspan="4">河川課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>56.9%</td><td>57.4%</td><td>58.2%</td><td>60.4%</td><td>59.8%</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

○　都市基盤河川（奈坪川・御用川），準用河川の整備

・　都市基盤河川：奈坪川

⇒　整備延長　９５３m

・　準用河川：越戸川，西川田川，駒生川，流川

⇒　整備延長　４２４m

【評価】

・　計画総延長６１，４５２mのうち，平成２４年度末までに３７，１３０mを整備し，整備率は６０．４%となった。

⇒　引き続き，自然環境に配慮した河川整備を行うことにより，溢水被害の解消・予防と安全かつ快適な市民生活の確保を目指す。

基本施策３－４　身近な景観の保全と創造

主な課題

　自然の営みと歴史に培われてきた市民共有の財産である景観を生かしたまちづくりを進めるとともに，将来に渡って受け継いでいくため，総合的な景観形成への取組や，歴史的，文化的景観の整備と活用が重要となっています。

取組の基本方向

　魅力ある良好な景観を形成するとともに，地域の歴史・文化に誇りと愛着を持ち，後世に継承します。

施策の概要

３－４－１　景観形成の総合的推進

（１）景観計画を活用した景観づくりの推進

　市全域において大規模行為の規制・誘導を行うとともに，景観形成重点地区等の指定を進め，魅力ある景観づくりを推進する。

（２）景観に関する意識の啓発

　「まちなみ景観賞」などに関する意識の啓発を図る。

（３）屋外広告物の規制誘導

　屋外における広告物（野立て看板，自家用広告物等）について，屋外広告物条例に基づき許可制度の中で規制・誘導を行う。

３－４－２　歴史的･文化的景観の整備と活用

（１）歴史的・文化的景観の整備と活用

　大谷地区などの歴史的文化的景観を守りながら観光等に活用していくため，景観整備や地域の活性化を促進する。また，市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開，伝統文化の継承などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">15</td><td colspan="5">**景観形成重点地区等の指定**</td><td rowspan="4">都市計画課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>**H24**</td><td>**H27（目標）**</td></tr>
<tr><td>２地区</td><td>３地区</td><td>４地区</td><td>**５地区**</td><td>**６地区**</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

○　大通り地区（宮の橋地区・大工町地区・馬場地区）の景観形成重点地区の指定に係る取組

- 大通り景観づくり推進協議会の実施
- 権利者説明会の実施
- 素案の縦覧，公聴会の実施
- 景観審議会，都市計画審議会の実施
- 景観形成重点地区（大通り地区）の指定

○　雀宮地区の景観形成重点地区の指定に向けた取組

- 権利者個別説明の実施
- 景観づくりのルール（案）に対する意見聴取

【評価】

・　平成２３年３月に先行指定した池上町地区に続き，大通り全体を景観形成重点地区に指定したことにより，本市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の創出を図り，次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するための基盤づくりができた。

⇒　都市ブランドの確立，及び魅力ある景観づくり事業を推進するため，引き続き，宇都宮市景観計画・景観条例に基づく景観形成重点地区等を指定することにより，本市の顔となる地区の景観づくりを進めるとともに，景観形成重点地区等の指定を行うことで，市民協働による景観づくりを推進していく。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">16</td><td colspan="5">**文化財保存団体数**</td><td rowspan="4">文化課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>**H24**</td><td>**H27（目標）**</td></tr>
<tr><td>４１団体</td><td>５０団体</td><td>５２団体</td><td>**５２団体**</td><td>**５１団体**</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　重要遺跡の保存・整備，文化財の保存・活用，伝統文化の継承などの文化財保護事業を実施した。

・　文化財保存活動を行う団体に対して，予算の範囲以内で各団体総事業費の５０％を上限に補助金を交付した。

⇒　交付団体数：　４０団体,

（民俗芸能：　２２団体
史跡：　９団体
天然記念物：　９団体）

⇒　交付金額　１，４３６，０００円

【評価】

・　市民の歴史や文化財に対する関心が高まり，地域の文化財保護活動が活発化したことにより，文化財保存団体数が伸びている。

⇒　今後も引き続き，景観整備や地域の活性化を促進するとともに，市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開，伝統文化の継承者育成に取り組んでいく。

【参考】本市の文化財保存団体

平成 25 年 3 月 31 日現在

№	団 体 名	種 類
1	宗円獅子舞保存会	民俗文化財
2	関堀獅子舞保存会	〃
3	上横倉の獅子舞保存会	〃
4	飯山の獅子舞保存会	〃
5	二荒山神社の神楽保存会	〃
6	瓦谷の神楽保存会	〃
7	八坂神社の神楽保存会	〃
8	堀米の田楽舞保存会	〃
9	篠井の金堀唄保存会	〃
10	宇都宮蔦木遣り保存会	〃
11	徳次郎町屋台保存会	〃
12	石那田八坂神社天王祭保存会	〃
13	天下一関白神獅子舞保存会	〃
14	西組獅子舞保存会	〃
15	逆面獅子舞愛好会	〃
16	白沢甲部彫刻屋台保存会	〃
17	白沢南自治会屋台保存会	〃
18	東下ヶ橋天棚保存会	〃
19	西下ヶ橋山車保存会	〃
20	東組自治会山車保存会	〃
21	西組彫刻屋台保存会	〃
22	天王原彫刻屋台保存会	〃
23	上組天棚保存会	〃
24	古田天棚保存会	〃
25	和久天棚保存会	〃
26	蓬莱町の彫刻屋台保存会	〃

№	団 体 名	種 類
27	本郷睦会神功皇后山車保存会	民俗文化財
28	伝馬町屋台保存会	〃
29	旭町の大いちょう保存会	天然記念物
30	中鶴田の大フジ愛護会	〃
31	古賀志の孝子桜愛護会	〃
32	新町のケヤキ愛護会	〃
33	赤岩山のヒカゲツツジ保存会	〃
34	姿川第一小のフジ愛護会	〃
35	高龗神社大杉保存会	〃
36	上籠谷のフジを守る会	〃
37	徳次郎智賀都神社ケヤキ愛護会	〃
38	クロコムラサキ愛護会	〃
39	竹下町文化財愛護会	史 跡
40	おしどり塚愛護会	〃
41	長岡百穴愛護会	〃
42	蒲生君平勅旌碑愛護会	〃
43	谷口山古墳愛護会	〃
44	稲荷古墳群愛護会	〃
45	塚山古墳群愛護会	〃
46	下栗大塚古墳愛護会	〃
47	樋爪氏の墓愛護会	〃
48	瓦塚古墳群愛護会	〃
49	北山古墳群愛護会	〃
50	宇都宮城主戸田家の墓所愛護会	〃
51	高龗神社古墳愛護会	〃
52	岡本城跡を整備する会	〃

環境分野４　　　生活環境

基本施策４－１　大気環境の保全

主な課題

　大気を良好に保ち，大気汚染等の被害を防ぐため，有害大気汚染物質の把握，測定体制，アスベスト対策，工場・事業場への指導，環境協定，交通・道路等の総合的対策などが重要となっています。

取組の基本方向

　良好な大気を保全するため，大気汚染物質の削減を図り，環境基準の達成率の向上を目指します。

施策の概要

４－１－１　監視体制の整備と充実

（1）大気汚染状況の監視

大気汚染の常時監視を実施するほか，光化学スモッグ対策やアスベスト対策を推進する。

４－１－２　発生源対策の充実

（1）工場・事業場に対する指導の徹底

ばい煙等に関する指導や揮発性有機化合物（ＶＯＣ）に関する啓発を実施するほか，光化学スモッグ注意報発令時に工場・事業場に対してばい煙排出削減の要請を行う。

４－１－３　自動車排出ガス対策の充実

（1）自動車排出ガス対策の充実

電気自動車等の「低環境負荷型自動車」の普及促進や，渋滞の緩和等につながる道路，交差点，踏切等の道路環境の整備などにより，自動車排出ガス対策を推進する。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">17</td><td colspan="5">光化学オキシダントの環境基準の達成率
（１日のうち，市内の観測地点において，
環境基準（0.06ppm 以下）を満たしている時間の割合）</td><td rowspan="4">環境保全課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>93%</td><td>88.7%</td><td>92.0%</td><td>91.4%</td><td>環境基準の達成率向上を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　順調に進んでいる
■　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況を把握するため，市内４測定局において，光化学オキシダントの常時監視を実施した。

・　光化学スモッグ注意報発令時に迅速かつ確実な周知を徹底するため，メールによる自動配信を実施した。

・　工場・事業場に対し立入検査を実施し，公害関係法令の遵守や排出ガスの自主測定，ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物（ＶＯＣ）排出施設の適正管理の指導を徹底するとともに，揮発性有機化合物未規制工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発した。
※　平成２４年度は，光化学スモッグ注意報の発令はなし。

【評価】

•　全国的に光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（ＶＯＣ）に対する規制が進んでおり，光化学オキシダントの環境基準の達成率が向上してきていることから，本市においても達成率向上を目指しているところであるが，光化学オキシダントは首都圏など広域に及ぶ課題でもあり，環境基準達成率は９１．４％と，基準年度を下回っている。

⇒　光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の使用工場・事業場に対し，管理意識の啓発を行っていく。

⇒　自動車排出ガスについても，公共交通の利用環境整備やマイカー利用者の意識転換策など交通政策を総合的・計画的に進めるとともに，エコドライブの普及啓発を図っていく。

基本施策４－２　水・土壌・地盤環境の保全

主な課題

河川・地下水の水質や，土壌の質を良好に保ち，それらの汚染等による被害や地盤沈下を防ぐため，水質調査，有害物質による土壌・地下水汚染の未然防止，生活排水の適正処理，地下水利用の抑制などが重要となっています。

取組の基本方向

水・土壌・地盤環境の保全を図るため，土壌や地下水汚染の未然防止や適正な地下水利用を推進します。

施策の概要

４－２－１　監視体制の整備と充実

（１）水質調査等の充実

主要河川において水質調査を実施するほか，地下水についても水質調査を実施する。

（２）生活排水監視体制の充実

公共下水道における生活排水中の化学物質のモニタリング等を実施する。

４－２－２　発生源対策の充実

（１）工場・事業場に対する指導の徹底

工場・事業場に対して公害関係法令の遵守や排出水の自主測定，施設の適正管理に関する指導を実施するほか，水質事故の未然防止に係る啓発を行う。

（２）土壌汚染対策に係る指導・助言

土地の所有者等に対する指導，助言を行うほか，有害物質使用事業場に対する指導を実施する。

（３）地下水利用抑制の啓発

事業者に対し，地下水利用の抑制の啓発を実施する。

４－２－３　生活排水対策の充実

（１）生活排水処理施設整備の推進

公共下水道の整備を推進するとともに，合併処理浄化槽の普及を促進する。

（２）合流式下水道の機能改善

合流式下水道の緊急的な機能改善を実施する。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">18</td><td colspan="5">河川水の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）に係る基準の達成率
（市内の指定された１８河川のうち，環境基準（1～10mg/L）を満たしている河川の割合）</td><td rowspan="4">環境保全課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>94%</td><td>94.4%</td><td>94.4%</td><td>94.4%</td><td>環境基準の達成率維持を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="5">■ 順調に進んでいる
□ 概ね順調に進んでいる
□ あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・ 河川の環境基準の達成状況を把握するため，「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき，主要河川において計画的・継続的な水質調査を実施した。

・ 工場・事業場に対し立入検査を実施し，公害関係法令の遵守や排出水の自主測定，特定施設等の適正管理の指導を徹底した。

・ 公共用水域の水質汚濁を防止し良好な生活環境を保全するため，公共下水道の整備や公共下水道等の計画のない区域における合併処理浄化槽の整備促進など，生活排水処理基本計画を推進した。

【評価】

・ 河川水の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）に係る基準の達成率は９４．４％を維持することで，目標を達成しており，今後も達成率の維持を目指す。

⇒ 今後も，河川水の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）に係る環境基準の達成状況を把握するとともに，生活環境の保全に努める。

⇒ 水環境の監視や発生源対策を推進することで，「清らかでやすらぎのある豊かな水・土壌・地盤環境」の確保を図っていく。

基本施策４－３　音・振動・臭気環境の保全，化学物質対策の推進

主な課題

騒音・振動や悪臭，化学物質による被害を防ぐため，交通・道路等の総合的対策，工場・事業場に対する指導，近隣公害の防止に係る啓発，化学物質に係る情報の提供などが重要となっています。

取組の基本方向

騒音・振動や悪臭，化学物質による被害を防ぐため，総合的な指導啓発や適切な情報提供に努めます。

施策の概要

４－３－１　監視体制の整備と自動車騒音対策の充実

（1）騒音調査の充実，関係機関に対する要望

自動車，東北新幹線，自衛隊航空機に関わる騒音等の調査を実施し，必要に応じて関係機関への要望を行う。

（2）自動車騒音対策の充実

「公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進」や「自転車利用・活用の促進」，「低環境負荷型自動車利用環境の整備」により，自動車騒音対策を推進する。

４－３－２　近隣公害等への対応

（1）工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）

工場・事業場に対して公害関係法令の遵守や騒音・振動・悪臭防止の指導を行う。

（2）近隣公害の防止に係る啓発

近隣の騒音，振動，悪臭等を防ぐため，啓発を実施する。

４－３－３　化学物質への対応

（1）化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減の推進

製造業や農業における化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減に係る情報提供のほか，事業者意識の啓発を推進する。

（2）ダイオキシン対策の推進

大気，河川，河川底質，地下水，土壌の調査を行うほか，ダイオキシン類を発生する工場・事業場に対し立入検査を実施する。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">19</td><td colspan="5">自動車騒音に係る環境基準の達成率
（特定地域内における住居等約 29,000 戸のうち，環境基準（昼：55～60dB，夜 45～50dB 以下）を満たしている住居等の割合）</td><td rowspan="4">環境保全課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>87%</td><td>86.9%</td><td>87.3%</td><td>92.6%</td><td>92%</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため，主要幹線道路沿道において，計画的・継続的な騒音調査を実施するとともに，自動車騒音に係る要請限度の測定を実施した。

※　平成２４年度は，要請限度の超過なし。なお，超過した場合には，県公安委員会や道路管理者等関係機関に結果報告や配慮の依頼，要請等を実施する。

【評価】

・　自動車騒音に係る環境基準の達成率は９２．６％であり，目標を達成した。

⇒　今後も，自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するとともに，生活環境の保全に努める。

⇒　自動車騒音の監視や自動車騒音対策を推進することで，「おだやかで心地よい，安心して暮らせる生活環境」の確保を図っていく。

基本施策４－４　生活環境の保全

主な課題

生活環境の保全に向けて，事業者の環境対策を促進するため，協定の推進，環境対策への支援，情報のオープン化と事務の効率化などが重要となっています。

取組の基本方向

自然環境と経済活動が調和した快適な生活環境を実現するため，事業者と連携した生活環境保全の取組等を推進します。

施策の概要

４－４－１　生活環境保全対策の推進

（1）事業者と連携した生活環境保全対策の推進

公害防止と環境保全活動等に係る「宇都宮市環境協定」の締結事業者の拡大を図るほか，環境にやさしい工場の見学会の実施や，公害防止・化学物質に係る事業者研修会の開催，事業者の環境保全対策への支援を行う。

（2）情報の公開

環境関連法令届出を電子管理化し，公開する。

環境目標の実績と取組状況

№	指標					担当課
20	**宇都宮市環境協定締結事業者数**					環境保全課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	34 社	34 社	33 社	**33 社**	**54 社**	
	□　順調に進んでいる ■　概ね順調に進んでいる □　あまり順調に進んでいない					

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　協定締結事業者等を対象とした工場見学会の開催や，協定に係る取組内容についてのパネル展示，市ホームページを活用した事業者の紹介などを実施することで，企業イメージの向上を図るとともに，騒音・振動測定機器の貸出し等を行い，締結の維持・拡大を図った。

【評価】

•　経済情勢が悪化している中，協定で義務化している騒音等の自主測定や設備投資の費用負担から，締結の維持・拡大が困難な状況にある。

⇒　今後も，自主測定に係る支援策を講じていくとともに，取組内容を広く周知することで企業イメージの向上を図りながら，協定締結の維持・拡大を目指していく。

【参考】宇都宮市環境協定締結事業者

平成 25 年 3 月 31 日現在

№	事業者名	備考
1	宇都宮化工株式会社	清原工業団地
2	エア･ウォーター株式会社	清原工業団地
3	エスペック株式会社	清原工業団地
4	エム･イー･エム･シー株式会社	清原工業団地
5	カルソニックカンセイ株式会社	清原工業団地
6	カルビー株式会社	清原工業団地
7	キヤノン株式会社	清原工業団地
8	清原住電株式会社	清原工業団地
9	清水鋼鐵株式会社	清原工業団地
10	新陽工業株式会社	清原工業団地
11	住友ベークライト株式会社	清原工業団地
12	帝人デュポンフィルム株式会社	清原工業団地
13	デュポン株式会社	清原工業団地
14	東京応化工業株式会社	清原工業団地
15	東京製鐵株式会社	清原工業団地
16	栃木住友電工株式会社	清原工業団地
17	日圧電子部品株式会社	清原工業団地

№	事業者名	備考
18	日本たばこ産業株式会社	清原工業団地
19	日本山村硝子株式会社	清原工業団地
20	マニー株式会社	清原工業団地
21	株式会社マルハニチロ食品 化成食品事業部	清原工業団地
22	株式会社マルハニチロ食品 宇都宮工場	清原工業団地
23	株式会社ミツトヨ	清原工業団地
24	株式会社 ムロ コーポレーション	清原工業団地
25	久光製薬株式会社	清原工業団地
26	日本ペイント株式会社	清原工業団地
27	株式会社関東三翠社	宇都宮工業団地
28	株式会社クボタ	宇都宮工業団地
29	クボタ空調株式会社	宇都宮工業団地
30	東武建設株式会社	宇都宮工業団地
31	日本パーカライジング株式会社	宇都宮工業団地
32	古河カラーアルミ株式会社	宇都宮工業団地
33	村田発條株式会社	宇都宮工業団地

環境分野５　　　人づくり

基本施策５－１　環境教育・環境学習の推進

主な課題

市民や事業者の間に環境についての知識や理解が深まり，主体的な人が育っていけるようにするため，環境情報の整備と提供のほか，人材育成，環境学習センターや市有施設等における環境学習などが重要となっています。

取組の基本方向

環境を大切にする人づくりを進めるため，様々な場所や機会を通して，環境教育・環境学習を推進します。

施策の概要

５－１－１　環境情報の整備と提供

（１）環境情報の整備，提供，活用の推進

ホームページや情報誌等を活用した情報発信を行うほか，ひとやものを大切にする行動指針「もったいないの約束」等の啓発活動を推進する。

５－１－２　人材育成の推進

（１）環境リーダー等の人材の育成

環境学習の指導者や地域で活動するリサイクル推進員，環境保全団体スタッフ等の地域の環境リーダーの育成・支援を図り，活動の活性化を促進する。

（２）人材活用のための仕組みづくり

各種環境団体等とのネットワークの強化を図る。

５－１－３　環境学習の場と機会の創出・支援

（１）環境学習手法等の開発，整備

環境学習に係る手法・教材等の開発，整備を行うとともに，広く教材の周知を図る。

（２）環境学習のための場の充実

環境学習センターの機能の充実や，生涯学習センターや冒険活動センターとの連携による環境学習の場の充実を図る。

（３）多様な学習機会の提供・支援

環境学習センター等における環境学習を推進するほか，環境イベント等の充実や幼児環境学習の推進などに取り組む。

（４）各主体の連携による環境学習の推進

市民・事業者・市等の協力・連携による講座企画等を実施する。

環境目標の実績と取組状況

<table>
<tr><th>№</th><th colspan="5">指標</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">21</td><td colspan="5">環境学習センターで開催する環境講座等の参加者数</td><td rowspan="4">環境政策課</td></tr>
<tr><td>H21（基準）</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H27（目標）</td></tr>
<tr><td>4,450 名</td><td>5,592 名</td><td>6,955 名</td><td>9,564 名</td><td>6,200 名</td></tr>
<tr><td colspan="5">■　順調に進んでいる
□　概ね順調に進んでいる
□　あまり順調に進んでいない</td></tr>
</table>

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　市民が，環境に関する正しい理解と認識を深めていけるよう，本市の環境学習の拠点施設である環境学習センターにおいて，生活環境や自然環境，地球環境問題など，幅広い環境関連講座を通年で企画・実施し，環境教育や環境学習の機会の拡大を図った。

・　また，環境講座等の開催に当たっては，広報紙や環境学習センターホームページなどを活用して参加者を募ったほか，自治会回覧を始めとする地域での広報活動や南図書館と連携したイベントの実施などを通して広く周知したことにより，平成２４年度における環境講座等への参加者数は，目標値を大きく上回り，９，５６４名となった。
（環境講座等の開催数：　２３６回）

【評価】

・　地域での広報活動や南図書館と連携したイベントの実施などを通して，広く周知したことにより，環境講座等への参加者数が増えたことで，環境配慮行動の実践につながるような環境教育・環境学習の機会を提供することができた。

⇒　今後も，環境問題に対する理解や関心を深め，市民一人ひとりの環境配慮行動の実践につなげていく。

基本施策５－２　環境保全活動の促進

主な課題

環境保全活動に参加する人が増え，環境保全活動が発展し，地域の力となっていけるようにするため，「宇都宮市もったいない運動市民会議」等とのパートナーシップ，市民活動への支援，事業者や団体等の活動への支援などが重要となっています。

取組の基本方向

より良い環境を創出する活動の輪を広げるため，自発的な活動を促進するための支援や市民協働で取り組む仕組みづくりに努めます。

施策の概要

５－２－１　環境保全活動の促進

（１）環境保全活動の促進

市民活動への支援や事業者のＣＳＲ活動等の促進，本市独自の仕組みである環境創造基金の活用などに取り組む。

５－２－２　市民・事業者・市の連携の推進

（１）環境パートナーシップの強化

環境ＮＰＯ，企業，学校，関係機関等との連携強化や，市民協働による環境にやさしいまちづくりを進めるための地域コミュニティの推進を図る。

環境目標の実績と取組状況

№	指標					担当課
22	**宇都宮市まちづくりセンターの登録団体数（環境分野）**					みんなでまちづくり課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	26 団体	29 団体	29 団体	**29 団体**	**36 団体**	
	■　順調に進んでいる □　概ね順調に進んでいる □　あまり順調に進んでいない					

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　市民，非営利活動団体，地域活動団体，企業，学校など，様々なまちづくり活動主体によるまちづくり活動への支援を実施した。

⇒　まちづくりセンターによる活動支援　（登録団体数：　２９８団体）
⇒　市民活動助成制度による活動支援　（平成２４年度：　１３団体）
⇒　ボランティア補償制度による活動支援

【評価】

・　宇都宮市まちづくりセンターの登録団体数（環境分野）は，２９団体であり，目標の３６団体に向け,順調に進んでいる状況である。

⇒　まちづくりセンターの利用者数や登録団体が増加することにより，ボランティア活動や各団体によるまちづくり活動の活発化が図れるため，今後も支援を実施していく。

基本施策５－３　環境配慮行動の推進

主な課題

環境配慮指針の運用による環境配慮行動の推進や，ＩＳＯ１４００１の趣旨を生かした独自の環境マネジメントの仕組みの継続や充実を図ることにより，市民・事業者の具体的な環境配慮の推進・拡大を図っていく必要があります。

取組の基本方向

市民・事業者の環境に配慮した自発的な行動を促進するための支援や仕組みづくりを推進します。

施策の概要

５－３－１　環境配慮行動の推進

（１）環境配慮指針の運用

「宇都宮市環境配慮指針」の運用により，市民の日常生活や事業者の事業活動における環境配慮行動を促進する。

（２）環境管理活動の推進

家庭，事業所，学校における環境配慮行動の促進を図るほか，市の業務における環境管理活動を推進する。

（３）環境配慮に係る取組の推進

土地利用に関する大規模開発事前指導や，開発許可制度の適正な運用を行う。

（４）「もったいない運動」の推進

もったいないの精神による市民の自主的な環境配慮行動を広げるため，もったいない運動を推進する。

環境目標の実績と取組状況

№	指標					担当課
23	家庭版環境ＩＳＯ認定制度認定家庭数					環境政策課
	H21（基準）	H22	H23	**H24**	**H27（目標）**	
	1,323 世帯	1,520 世帯	1,661 世帯	**2,112 世帯**	**2,600 世帯**	
	■ 順調に進んでいる □ 概ね順調に進んでいる □ あまり順調に進んでいない					

平成２４年度取組状況

【取組内容】

・　家庭版環境ＩＳＯ（みやエコファミリー）認定制度に登録してもらうことで，各家庭において，環境配慮行動の積極的な推進と拡大を図った。

⇒　７つの他団体イベントで申込受付を実施

⇒　１２月に協力店スーパー４店舗の店頭で申込受付を実施

⇒　広報紙６月号で取組について紹介

⇒　市ホームページにて，通年で取組について紹介

【評　価】

・　平成２４年度は，環境に関する各種イベントに参加するなどあらゆる機会で，家庭版環境ＩＳＯ認定制度登録の普及啓発を実施したことにより，新たに４５１件の家庭が認定し，環境配慮行動を実践する家庭数を増やすことができた。

⇒　今後も，環境への負荷の少ない社会の構築に資するため，環境にやさしい暮らしづくりを推進し，市民の環境に対する意識の高揚を図っていく。

第３部
環境の現状

１　大気環境関係

２　水・土壌・地盤環境関係

３　その他生活環境関係

４　廃棄物関係

５　その他

第３部　環境の現状　目次

1　大気環境関係

1	本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移	64
2	大気環境に係る環境基準等	65
3－1	大気汚染状況常時監視測定局地点	66
3－2	大気汚染状況常時監視測定項目	67
4	二酸化硫黄の経年変化	68
5	二酸化窒素の経年変化	68
6	一酸化炭素の経年変化	68
7	浮遊粒子状物質の経年変化	68
8－1	光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化	70
8－2	光化学スモッグ注意報発令回数	70
9	非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化	70
10	酸性雨の経年変化	70
11	有害大気汚染物質の経年変化	72
12－1	アスベスト環境調査地点	73
12－2	アスベスト濃度の経年変化	73
13	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況	74
14	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況	74
15	大気汚染防止法に基づく立入検査結果	74
16－1	大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況	75
16－2	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況	75
17－1	ダイオキシン類環境調査地点（大気）	76
17－2	ダイオキシン類の経年変化（大気）	76
18	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（大気）	77
19	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（大気）	77
20	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（大気）	78

2　水・土壌環境関係

1	水・土壌環境に係る環境基準等	79
2－1	公共用水域水質調査地点	81
2－2	鬼怒川・中小河川水質調査地点	82
3	公共用水域水質測定結果（生活環境項目）	83
4	公共用水域水質測定結果（健康項目）	84
5	公共用水域水質測定結果（特殊項目）	86
6－1	公共用水域水質測定結果（要監視項目）	87
6－2	地下水水質測定結果（要監視項目）	88
7	鬼怒川・中小河川水質測定結果（生活環境項目）	89
8－1	鬼怒川水質測定結果（健康項目）	90
8－2	鬼怒川水質測定結果（特殊項目等）	91
9	地下水水質測定結果（概況調査）	92
10	地下水水質測定結果（定期モニタリング調査）	94
11	ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果	98
12－1	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況	100
12－2	水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況	100
13	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況	101
14	水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果	101
15－1	ダイオキシン類環境調査地点（河川水質，河川底質）	102
15－2	ダイオキシン類の経年変化（河川水質，河川底質）	102
15－3	ダイオキシン類環境調査地点（地下水，土壌）	103
15－4	ダイオキシン類環境調査地点（地下水）	103
15－5	ダイオキシン類の経年変化（土壌）	104
16	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（水質）	105
17	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（水質）	105
18	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（水質）	105

3 その他生活環境関係

1	騒音，振動，悪臭に係る環境基準等	106
2	騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	107
3	振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	108
4－1	東北新幹線騒音振動調査地点	110
4－2	東北新幹線騒音の経年変化	110
4－3	東北新幹線振動の経年変化	110
5－1	航空機騒音測定地点	112
5－2	航空機騒音の経年変化	113
5－3	航空機騒音測定結果	114
6－1	自動車騒音環境基準達成率の経年変化	115
6－2	自動車騒音環境基準達成状況の評価結果（道路種類別）	115
7	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況	115
8	公害等に係る苦情処理件数の経年変化	116

4 廃棄物関係

1	本市のごみ処理量の推移	117
2	本市のﾘｻｲｸﾙ率，最終処分量の推移	117

5 その他

1	本市の農業の推移（農家戸数，経営耕地面積等）	118
2	本市の河川の概要	119

1．大気環境関係

1　本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移

年　次		自家用車（軽自動車含）			バ　ス	
		保有台数	1世帯当たり保有台数		輸送人員（千人）	系統数
			本　市	全国平均		
昭和61年度	(1985)	131,800	－	－	31,159	171
平成 2年度	(1990)	164,200	1.10	－	29,928	167
平成 7年度	(1995)	199,800	1.29	0.97	25,657	130
平成 8年度	(1996)	209,000	1.33	1.00	24,523	139
平成 9年度	(1997)	217,700	1.36	1.03	23,424	155
平成10年度	(1998)	224,300	1.38	1.05	21,740	156
平成11年度	(1999)	229,100	1.39	1.05	20,148	153
平成12年度	(2000)	234,500	1.40	1.07	19,222	155
平成13年度	(2001)	246,500	1.43	1.09	17,828	155
平成14年度	(2002)	252,600	1.45	1.10	18,219	165
平成15年度	(2003)	257,300	1.45	1.10	17,275	166
平成16年度	(2004)	263,212	1.46	1.11	16,900	165
平成17年度	(2005)	268,700	1.46	1.11	16,280	150
平成18年度	(2006)	300,069	1.49	1.11	15,199	142
平成19年度	(2007)	301,875	1.48	1.10	15,341	146
平成20年度	(2008)	304,126	1.47	1.09	14,359	144
平成21年度	(2009)	307,598	1.47	1.08	13,610	142
平成22年度	(2010)	310,431	1.48	1.08	13,032	141
平成23年度	(2011)	315,152	1.48	1.08	13,621	140

資料（交通政策課他，バスは関東･JR･東野の3社）

2　大気環境に係る環境基準等

物質名	性　質	環境基準等
二酸化硫黄 （SO_2）	石油や石炭等の硫黄を含む化石燃料の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり，かつ，1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素 （NO_2）	石油やガス等の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
一酸化炭素 （CO）	炭素や炭素化合物が不十分な酸素での燃焼に伴い発生する。高濃度で中枢神経に影響を及ぼす恐れがある。ディーゼル自動車に含まれる微粒子が特に問題となっている。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり，かつ，1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 （SPM）	大気中に浮遊する粒径10ミクロン以下の粒子状物質をいう。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。主な発生源に工場等のばいじんやガソリン自動車の排出ガスがある。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり，かつ，1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
光化学オキシダント （Ox）	工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が，太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質をいう。高濃度で目の粘膜への刺激や呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン	揮発性が高く，特有の臭気をもつ可燃性の液体で，溶剤やガソリンのアンチノック剤などに使用される。発ガン性が認められている。	年平均値が3μg/m^3以下であること
トリクロロエチレン	揮発性をもつ不燃性の液体で，金属や機械部品の脱脂･洗浄剤，一般溶剤等に使用される。吸入により頭痛･吐き気や接触による皮膚炎等をおこす。	年平均値が200μg/m^3以下であること
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物の一つで，無色透明で不燃性の液体。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤等に使用される。吸入により頭痛や吐き気をおこし，接触により皮膚炎をおこす。	年平均値が200μg/m^3以下であること
ジクロロメタン	有機塩素化合物の一つで，無色透明で揮発性を有する可燃性の液体。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤等に使用される。吸入によりめまいや嘔吐，知覚障害をおこす。	年平均値が150μg/m^3以下であること
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD），ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF），コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。塩素を含むごみを燃焼させた場合等に発生し，人の健康に重大な影響を与える恐れがある。	年平均値が0.6pg-TEQ/m^3以下であること
非メタン炭化水素 （NMHC）	炭素と水素から成り立っている化合物の総称。光化学スモッグの原因物質とされており，主な発生源にガソリン自動車の排出ガスがある。	※濃度指針 午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでのゾーン内又はそれ以下であること

※ ppm　1ppm（ピーピーエム）＝1m^3の1cm^3（100万分の1）
※ μg　1μg（マイクログラム）＝100万分の1g
※ pg　1pg（ピコグラム）＝1兆分の1g
※ TEQ　TEQ（毒性等量）　ダイオキシン類には多くの種類の物質があり，毒性も異なるため，毒性を評価する際に，毒性の最も強い2.3.7.8－四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として換算して表す。

３－１　大気汚染状況常時監視測定局地点

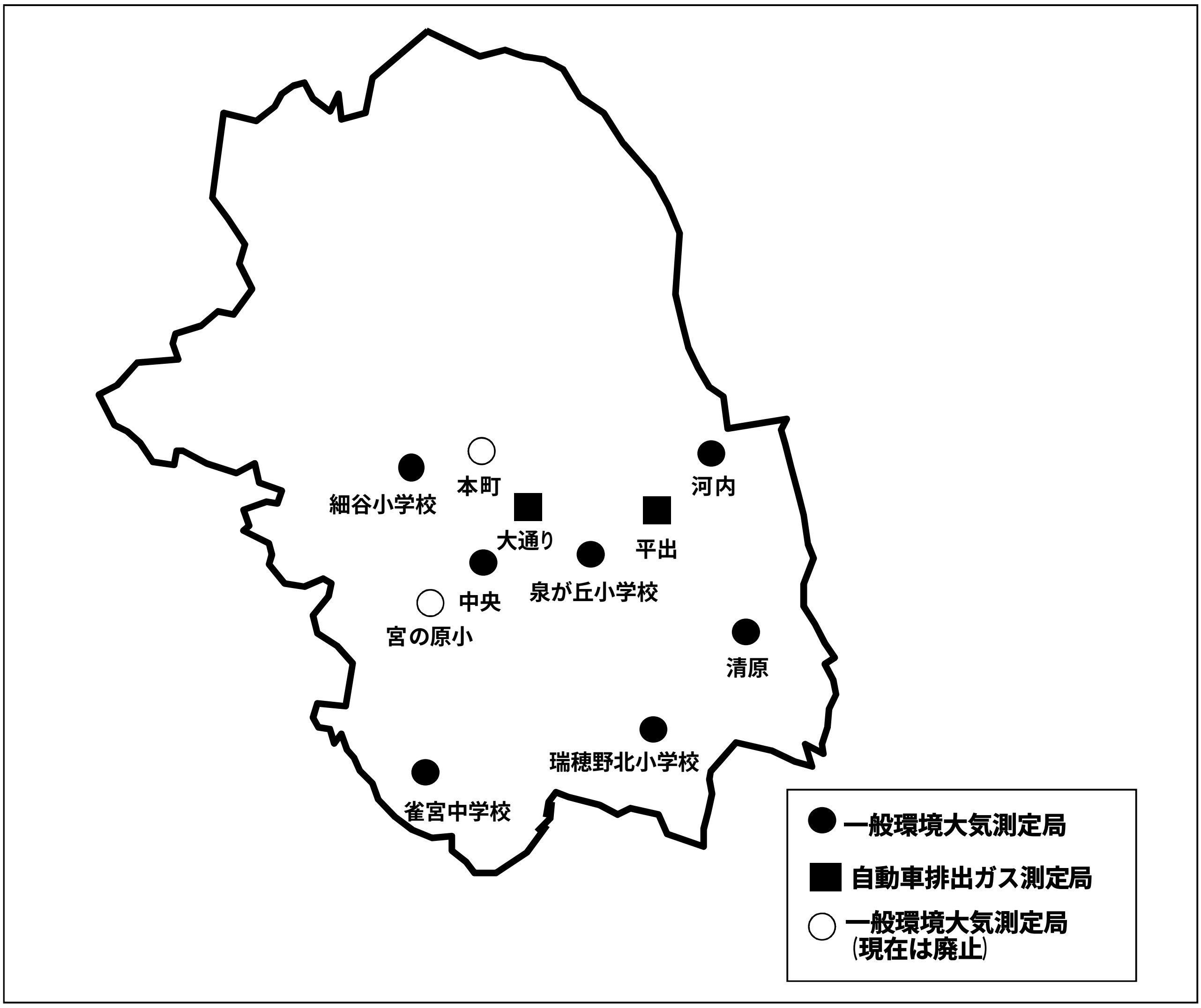

３－２　大気汚染状況常時監視測定項目

測定局		所在地	二酸化硫黄 (SO_2)	二酸化窒素 (NO_2)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ (Ox)	非メタン炭化水素 (NMHC)
一般環境測定局								
1	中央	中央1-1-13	○	○		○	○	○
2	泉が丘小学校	泉が丘7-12-14				○		
3	雀宮中学校	雀の宮7-28-16		○		○	○	
4	瑞穂野北小学校	下桑島町465				○		
5	細谷小学校	細谷1-4-38		○		○		
6	清原	上籠谷町1145		○		○	○	
7	河内	岡本町2145-13		○		○	○	
自動車排出ガス測定局								
8	大通り	馬場通り1-1-11	○	○	○	○		○
9	平出	平出町1260	○	○	○	○		○
合　計			3	7	2	9	4	3

4　二酸化硫黄の経年変化

次ページにつづく

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	0.037	0.051	0.036	0.032	0.022	0.022	0.020	0.018	0.019	0.015	―	―	―	―	―	―	―
中央	―	―	―	―	0.023	0.023	0.020	0.019	0.019	0.018	0.023	0.021	0.017	0.017	0.018	0.019	0.018
泉が丘小	―	―	―	―	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.011	0.013	0.013	0.011	0.010	0.010	0.011	0.009
雀宮中	―	―	―	―	0.012	0.013	0.011	0.011	0.011	0.011	0.013	0.011	0.012	0.010	0.011	0.011	0.008
瑞穂野北小	―	―	―	―	0.015	0.012	0.008	0.008	0.009	0.008	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010	0.009	0.007
細谷小	―	―	―	―	0.011	0.013	0.009	0.010	0.011	0.010	0.011	0.012	0.011	0.009	0.010	0.011	0.012
清　原	―	―	―	―	0.010	0.009	0.009	0.008	0.010	0.009	0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	0.012	0.012
大通り	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
平出	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

5　二酸化窒素の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	0.047	0.043	0.058	0.059	0.029	0.037	0.030	0.030	0.035	0.027	―	―	―	―	―	―	―
中央	―	―	―	―	0.030	0.037	0.030	0.029	0.035	0.030	0.032	0.040	0.036	0.040	0.038	0.038	0.036
雀宮中	―	―	―	―	0.041	0.035	0.027	0.027	0.024	0.025	0.027	0.033	0.033	0.028	0.030	0.034	0.033
細谷小学校	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
清　原	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	0.032	0.028	0.028	0.029	0.031	0.027
河内	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
大通り	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	0.046	0.049
平出	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

6　一酸化炭素の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	5.7	3.5	5.4	2.4	3.2	3.2	2.9	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
中央	―	―	―	―	―	―	―	2.7	3.3	3.1	1.9	1.5	1.5	1.6	1.4	1.4	1.3
大通り	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	1.1	1.1	1.6
平出	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

7　浮遊粒子状物質の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	―	―	―	―	0.042	0.043	0.042	0.039	0.039	0.039	0.039	0.033	0.035	0.040	0.042	0.044	0.042
泉が丘小	―	―	―	―	0.053	0.051	0.051	0.046	0.045	0.046	0.046	0.040	0.039	0.041	0.043	0.040	0.036
宮の原小	―	―	―	―	0.049	0.047	0.048	0.042	0.040	0.039	0.042	0.045	0.039	0.039	0.039	0.032	0.031
雀宮中	―	―	―	―	0.047	0.047	0.049	0.045	0.044	0.045	0.039	0.045	0.034	0.041	0.041	0.040	0.038
瑞穂野北小	―	―	―	―	0.080	0.065	0.051	0.044	0.045	0.047	0.048	0.041	0.041	0.041	0.038	0.037	0.040
細谷小	―	―	―	―	0.049	0.048	0.045	0.041	0.041	0.041	0.040	0.049	0.042	0.037	0.037	0.036	0.031
清　原	―	―	―	―	0.041	0.040	0.039	0.035	0.035	0.038	0.039	0.039	0.033	0.035	0.036	0.035	0.030
河内	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
大通り	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	0.041	0.050
平出	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※ ppm　1ppm（ﾋﾟｰﾋﾟｰｴﾑ）＝1m^3の1cm^3（100万分の1）

単位:(ppm)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.017	0.018	0.020	0.020	0.018	0.017	0.008	0.008	0.008	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	
0.009	0.009	0.010	0.009	0.010	0.010	0.005	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	—	—	—	—	—	—	—	
0.009	0.009	0.009	0.011	0.010	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	—	—	
0.008	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
0.011	0.015	0.019	0.020	0.020	0.022	0.006	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007	0.005	—	—	—	—	—	—	—	
0.009	0.009	0.009	0.009	0.011	0.010	0.005	0.006	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	

単位:(ppm)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.038	0.041	0.040	0.041	0.042	0.043	0.026	0.026	0.026	0.025	0.025	0.024	0.023	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	
0.032	0.037	0.039	0.038	0.036	0.039	0.017	0.019	0.019	0.018	0.018	0.015	0.015	0.013	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.014	0.014	0.013	0.012	
0.027	0.031	0.031	0.036	0.034	0.037	0.017	0.018	0.018	0.018	0.006	0.002	0.005	0.017	0.016	0.014	0.013	0.013	0.015	0.011	0.06以下
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012	
0.047	0.047	0.047	0.048	0.050	0.048	0.034	0.032	0.029	0.034	0.034	0.033	0.032	0.031	0.029	0.028	0.028	0.026	0.024	0.024	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.036	0.036	0.032	0.032	0.029	0.024	0.019	

単位:(ppm)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1.2	1.1	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10以下
1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	

単位:(mg/m³)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
0.040	0.043	0.045	0.043	0.041	0.039	0.027	0.021	0.039	0.028	0.029	0.025	0.025	0.023	0.020	0.020	0.019	0.017	0.018	0.016	
0.032	0.035	0.032	0.036	0.037	0.035	0.028	0.035	0.034	0.029	0.026	0.024	0.027	0.030	0.026	0.025	0.022	0.021	0.020	0.019	
0.030	0.032	0.034	0.035	0.035	0.034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.037	0.038	0.039	0.042	0.041	0.040	0.034	0.040	0.036	0.031	0.036	0.032	0.024	0.029	0.027	0.026	0.022	0.022	0.021	0.019	
0.037	0.039	0.037	0.036	0.033	0.034	0.027	0.028	0.027	0.028	0.030	0.027	0.027	0.025	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019	0.019	
0.034	0.036	0.037	0.039	0.037	0.041	0.037	0.041	0.023	0.020	0.024	0.030	0.030	0.029	0.026	0.026	0.027	0.028	0.027	0.025	0.1以下
0.025	0.033	0.034	0.036	0.039	0.038	0.032	0.036	0.030	0.027	0.025	0.024	0.023	0.021	0.029	0.028	0.025	0.024	0.027	0.026	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.031	0.031	0.031	0.031	0.032	0.033	0.030	0.028	0.028	0.025	
0.044	0.048	0.050	0.048	0.046	0.044	0.038	0.033	0.034	0.027	0.025	0.030	0.029	0.028	0.026	0.026	0.023	0.022	0.021	0.020	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.033	0.029	0.031	0.027	0.025	0.022	0.020	

８－１　光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化

次ページにつづく

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	89.9	100.0	97.9	97.0	98.5	98.8	99.0	99.3	98.5	90.5	—	—	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	99.1	99.2	99.4	99.6	98.1	95.2	96.5	95.7	97.5	99.3	95.5	95.1	93.1
雀宮中学校	—	—	—	—	95.9	98.6	96.7	98.8	94.7	89.6	93.8	87.1	95.3	94.4	98.1	94.6	90.3
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

８－２　光化学スモッグ注意報発令回数

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
宇都宮市	—	—	—	—	0	0	0	1	0	2	0	5	3	1	1	1	12
【参考】全国	—	—	—	—	86	59	73	131	135	171	85	168	86	63	242	121	164

【参考】光化学スモッグ注意報発令基準

種　　別	内　　容
注 意 報	一の測定点（本市では，中央，雀宮，鹿沼市役所測定局）において，オキシダント測定値が0.12ppm以上となり，継続すると認められるとき。
警　　報	一の測定点において，オキシダント測定値が0.24ppm以上となり，継続すると認められるとき。
重大緊急報	一の測定点において，オキシダント測定値が0.40ppm以上となり，継続すると認められるとき。

※ppm　1ppm（ピーピーエム）＝1m^{3}の1cm^3（100万分の1）

９　非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	—	—	—	—	—	—	54.8	66.3	65.5	68.6	73.2	69.3	73.2	75.4	59.7	49.6	46.8
大通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74.2	38.1
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

１０　酸性雨の経年変化（ＰＨ）

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.4
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.6

単位:(%)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	全国平均
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
96.6	90.4	95.5	95.5	94.1	97.4	98.9	98.4	94.1	96.8	95.4	94.7	94.0	94.9	92.7	94.2	95.5	89.7	94.4	92.9	
91.3	92.0	94.4	93.5	91.7	95.1	92.8	94.8	96.1	88.5	88.4	87.1	88.4	90.0	86.1	88.1	89.8	86.9	89.2	89.6	94.6 (H23)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92.5	89.5	92.6	93.7	89.6	90.5	92.9	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93.8	90.0	

単位:(回)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
2	3	1	2	2	2	0	1	9	9	5	6	8	5	8	2	2	0	5	0
71	175	139	99	95	135	100	259	193	184	108	189	185	177	220	144	123	182	82	53

単位:(%)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
62.0	72.6	66.3	65.7	79.1	80.5	64.9	73.4	80.3	87.7	85.8	87.4	87.0	82.5	70.1	96.6	93.9	96.1	97.7	99.2
44.5	67.4	53.1	44.5	44.3	56.1	57.2	58.7	53.2	84.6	93.4	93.5	86.6	91.8	89.0	95.5	98.6	97.1	98.6	98.9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74.1	67.2	61.5	70.0	92.5	98.9	94.2

単位:(—)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
4.8	4.6	5.0	4.8	4.8	4.8	5.2	5.0	4.9	4.9	4.3	4.4	4.4	4.5	4.2	4.7	4.6	—	—	-
4.7	4.8	4.7	4.8	4.7	4.7	4.8	4.5	4.5	5.0	4.8	4.6	4.5	4.7	4.7	4.6	4.7	4.8	4.8	4.8

１１　有害大気汚染物質の経年変化

西小学校（一般環境）　　単位（μg／㎥）

物　質　名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準等
ベンゼン	3.1	2.4	2.2	2.2	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3	1.2	1.1	1.0	0.95	0.93	3
トリクロロエチレン	1.0	1.1	1.1	0.86	0.71	0.58	0.53	0.22	0.59	0.40	0.30	0.26	0.47	0.24	0.21	200
テトラクロロエチレン	0.69	0.57	0.57	0.41	0.35	0.29	0.28	0.13	0.35	0.29	0.20	0.24	0.15	0.11	0.12	200
ジクロロメタン	2.9	3.1	3.1	2.4	1.9	1.9	1.8	1.4	1.5	1.8	1.4	0.98	1.3	1.1	1.0	150
アクリロニトリル	0.087	0.078	0.058	0.057	0.048	0.052	0.038	0.033	0.035	0.028	0.035	0.047	0.029	0.026	0.025	2
塩化ビニルモノマー	0.180	0.059	0.052	0.037	0.031	0.030	0.018	0.012	0.030	0.017	0.016	0.010	0.013	0.013	0.029	10
水銀及びその化合物	0.0023	0.0024	0.0025	0.0023	0.0019	0.0021	0.0020	0.0026	0.0021	0.0021	0.0018	0.0018	0.0019	0.0017	0.0019	0.04
ニッケル化合物	0.0040	0.0040	0.0031	0.0029	0.0027	0.0027	0.0028	0.0029	0.0019	0.0034	0.0029	0.0020	0.0017	0.0019	0.0012	0.025
クロロホルム	0.19	0.19	0.22	0.19	0.02	0.22	0.17	0.13	0.18	0.22	0.27	0.18	0.21	0.21	0.18	18
1，2－ジクロロエタン	0.180	0.089	0.100	0.066	0.078	0.071	0.061	0.044	0.110	0.071	0.068	0.091	0.16	0.070	0.11	1.6
1，3－ブタジエン	0.37	0.35	0.29	0.38	0.32	0.23	0.26	0.18	0.29	0.18	0.18	0.13	0.12	0.088	0.084	2.5
アセトアルデヒド	4.1	3.3	3.4	3.1	3.6	3.0	3.4	2.4	3.6	3.1	4.3	3.5	3.0	4.0	1.6	-
ホルムアルデヒド	4.5	4.5	4.8	4.1	4.5	3.8	3.8	2.9	4.0	3.5	4.0	5.6	5.2	6.8	2.7	-
ベリリウム及びその化合物	0.000040	0.000041	0.000024	0.000031	0.000027	0.000018	0.000021	0.000018	0.000013	0.0000094	0.000012	0.000012	0.000010	0.000013	0.000014	-
マンガン及びその化合物	0.023	0.023	0.019	0.026	0.020	0.018	0.017	0.020	0.011	0.011	0.013	0.012	0.012	0.017	0.013	-
クロム及びその化合物	0.0038	0.0120	0.0033	0.0033	0.0038	0.0026	0.0023	0.0030	0.0018	0.0019	0.0029	0.0023	0.0013	0.0017	0.0012	-
砒素及びその化合物	0.00130	0.00140	0.00140	0.00120	0.00094	0.00087	0.00150	0.00071	0.00060	0.00062	0.00080	0.00070	0.00071	0.00086	0.00084	-
ベンゾ[a]ピレン	0.00110	0.00047	0.00035	0.00051	0.00037	0.00021	0.00022	0.00016	0.00012	0.00013	0.00014	0.00025	0.00011	0.00016	0.00011	-
酸化エチレン	-	-	0.100	0.090	0.100	0.080	0.090	0.074	0.084	0.100	0.092	0.095	0.050	0.061	0.063	-

清原東小学校（固定発生源周辺）　　単位（μg／㎥）

物　質　名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準等
ベンゼン	2.10	1.90	1.60	1.50	1.40	1.30	1.30	0.98	1.20	0.91	1.1	0.85	0.86	0.75	0.73	3
トリクロロエチレン	0.53	0.78	0.69	0.51	0.47	0.45	0.39	0.15	0.44	0.27	0.26	0.16	0.26	0.16	0.16	200
テトラクロロエチレン	0.340	0.430	0.390	0.370	0.240	0.190	0.110	0.036	0.180	0.086	0.067	0.047	0.052	0.056	0.072	200
ジクロロメタン	2.2	4.1	4.7	6.4	5.9	2.9	4.4	2.8	3.6	2.9	4.2	3.4	3.3	2.9	3.2	150
アクリロニトリル	0.057	0.067	0.048	0.048	0.030	0.043	0.031	0.026	0.046	0.023	0.035	-	-	-	-	2
塩化ビニルモノマー	0.067	0.062	0.057	0.040	0.025	0.030	0.021	0.017	0.032	0.021	0.028	-	-	-	-	10
水銀及びその化合物	0.0019	0.0022	0.0025	0.0022	0.0019	0.0021	0.0020	0.0024	0.0020	0.0020	0.0020	0.0017	0.0020	0.0017	0.0017	0.04
ニッケル化合物	0.0040	0.0042	0.0031	0.0026	0.0027	0.0030	0.0025	0.0025	0.0020	0.0027	0.0032	0.0022	0.0012	0.0015	0.00096	0.025
クロロホルム	0.21	0.18	0.21	0.15	0.17	0.17	0.13	0.13	0.21	0.20	0.24	-	-	-	-	18
1，2－ジクロロエタン	0.120	0.130	0.110	0.061	0.068	0.071	0.064	0.037	0.100	0.076	0.074	0.090	0.10	0.066	0.10	1.6
1，3－ブタジエン	0.210	0.250	0.170	0.220	0.180	0.140	0.170	0.087	0.190	0.087	0.140	-	-	-	-	2.5
アセトアルデヒド	3.6	2.7	3.5	2.7	3.7	2.9	3.4	2.6	2.8	2.9	3.8	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	3.9	3.8	4.5	3.5	4.4	3.6	3.4	2.3	2.6	2.9	3.5	4.1	4.2	5.9	2.4	-
ベリリウム及びその化合物	0.000050	0.000040	0.000021	0.000020	0.000020	0.000020	0.000020	0.000028	0.000014	0.000015	0.000011	-	-	-	-	-
マンガン及びその化合物	0.020	0.022	0.019	0.021	0.019	0.021	0.019	0.025	0.015	0.016	0.012	0.013	0.011	0.016	0.014	-
クロム及びその化合物	0.0034	0.0120	0.0035	0.0029	0.0032	0.0032	0.0024	0.0045	0.0240	0.0016	0.0023	0.0019	0.0015	0.0015	0.0012	-
砒素及びその化合物	0.00140	0.00120	0.00180	0.00120	0.00100	0.00110	0.00150	0.00089	0.00073	0.00068	0.00079	0.00071	0.00089	0.00093	0.00088	-
ベンゾ[a]ピレン	0.00130	0.00048	0.00030	0.00039	0.00037	0.00028	0.00023	0.00018	0.00019	0.00012	0.00019	0.00014	0.00013	0.00019	0.00018	-
酸化エチレン	-	-	0.100	0.074	0.091	0.072	0.080	0.069	0.074	0.070	0.080	0.077	0.041	0.050	0.054	-

平出自動車排出ガス測定局（沿道）　　単位（μg／㎥）

物　質　名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準等
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	1.2	0.90	0.96	3
1，3－ブタジエン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.18	0.17	0.11	0.13	2.5
アセトアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.3	3.0	3.7	1.6	-
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	5.2	6.1	2.5	-
ベンゾ[a]ピレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00017	0.00019	0.00019	0.00018	-

※　1μg（ﾏｲｸﾛｸﾞﾗﾑ）＝100万分の1g
※　一般環境　　　　固定発生源や移動発生源からの影響を受けにくい地点で測定している。
※　固定発生源周辺　　本市では北向きの風が多いため，清原工業団地南側で測定している。
※　沿道　　　　　　自動車からの排出ガスの影響を把握できる地点で測定している。

１２－１　アスベスト環境調査地点

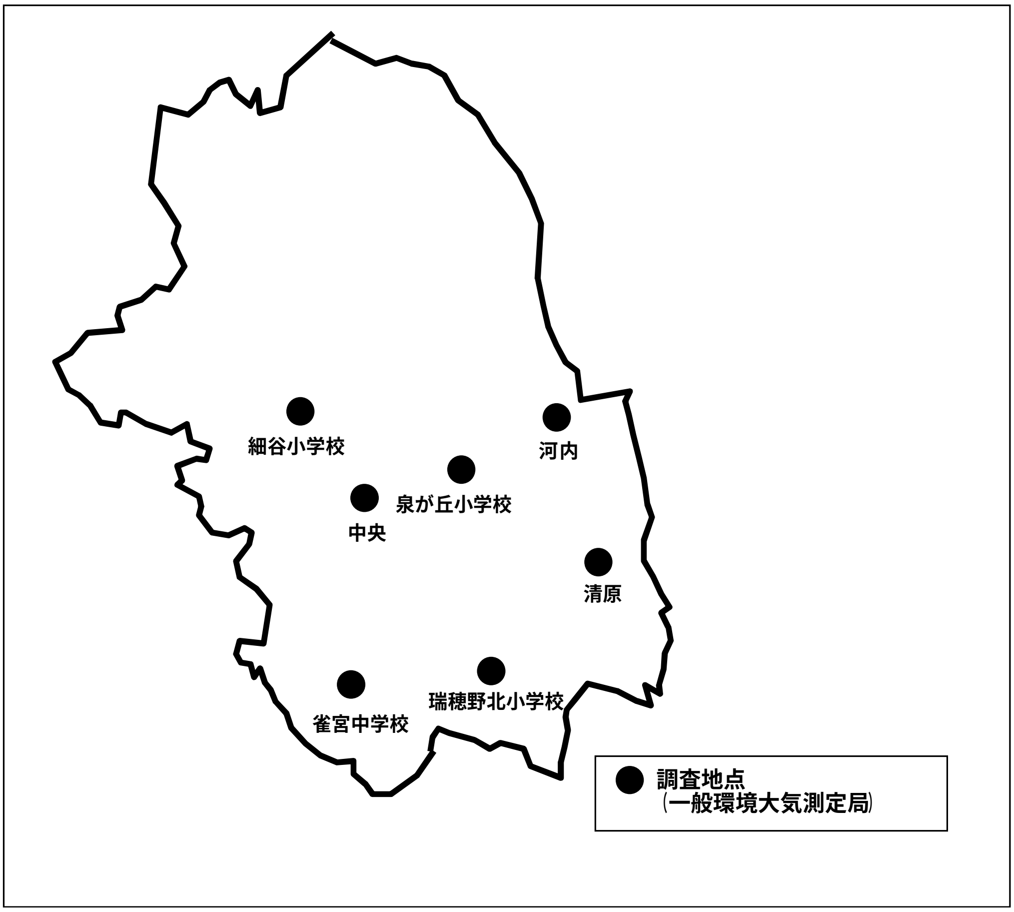

１２－２　アスベスト濃度の経年変化

(アスベスト濃度　単位:本/L)

測定地点	所在地		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
中央	中央1－1－13	①シンボルロード側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.063	0.056未満	0.056未満
		②駐輪場側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
泉が丘小学校	泉が丘7－12－14	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056
		②ゴミ置倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満
雀宮中学校	雀の宮7－28－16	①プール倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満
		②体育倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056
瑞穂野北小学校	下桑島町465	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056
		②変電施設側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056
細谷小学校	細谷1－4－38	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満
		②体育倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
清原	上籠谷町1145	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②駐車場側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
河内	下岡本町2145－13	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056
		②テニスコート側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.062	0.056未満	0.056未満

※　0.12未満:測定下限値未満(H18～H21)　,　0.056未満:測定下限値未満(H22～)
H22から測定方法変更(アスベストモニタリングマニュアル第3版→第4版)

※　アスベストについては，環境基準が設定されていないことから，大気汚染防止法に規定するアスベスト発生工場の敷地境界での規制基準である「大気中のアスベスト濃度が1リットルにつき10本であること」で評価

１３　大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

ばい煙発生施設	施 設 数
ボイラー	648
焙焼炉，焼結炉及び煆焼炉	1
溶鉱炉，転炉及び平炉	2
キュポラ，溶解炉	9
金属加熱炉	36
セメント焼成路，その他焼成炉	2
直火炉	2
骨材乾燥炉，乾燥炉	11
電気炉	2
廃棄物焼却炉	20
鉛溶解炉	10
ガスタービン	30
ディーゼル機関	87
ガス機関	4
合　計	864
届出工場･事業場数	295

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

１４　大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況

揮発性有機化合物排出施設	施 設 数
塗装施設	4
乾燥施設（塗装）	2
乾燥施設（粘着テープ等）	13
乾燥施設（グラビア印刷）	1
合　計	20
届出工場･事業場数	7

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

１５　大気汚染防止法に基づく立入検査結果

区分	立入検査件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出･管理基準遵守	自主分析実施	申請届出	施設等点検･管理	処理施設等設置･改善	管理組織体制	記録整備	その他
ばい煙発生施設	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揮発性有機化合物排出施設	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

１６－１　大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況

一般粉じん発生施設	施 設 数
鉱物･土石の堆積場	9
ベルトコンベア･バケットコンベア	1
破砕機･摩砕機	1
ふるい	1
合　計	12
届出工場･事業場数	8

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

１６－２　栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況

粉じんに係る特定施設	施 設 数
破砕機及び摩砕機	6
ふるい	2
堆積場	1
合　計	9
届出工場･事業場数	4

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

１７－１　ダイオキシン類環境調査地点（大気）

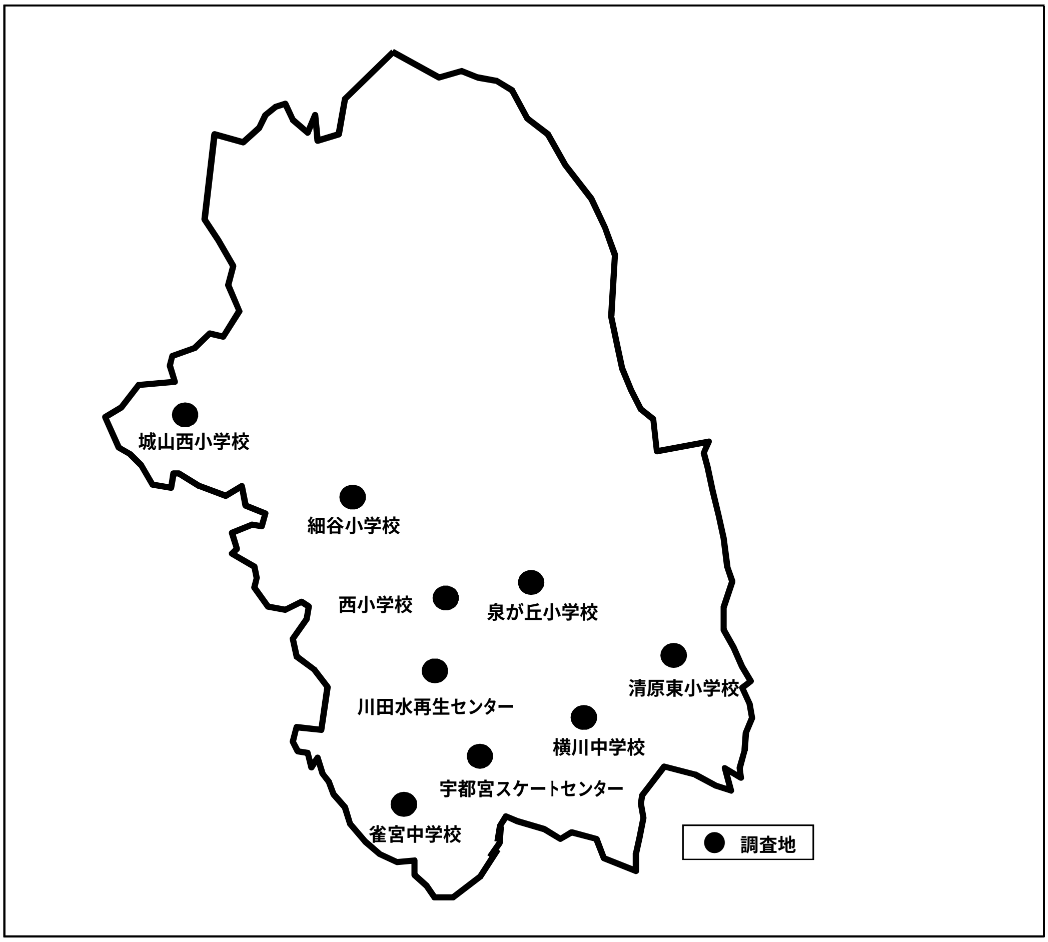

１７－２　ダイオキシン類の経年変化（大気）

単位:(pg-TEQ/m³)

区　分	調 査 地 点	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
一般環境	西小学校	0.34	0.24	0.083	0.089	0.048	0.051	0.056	0.045	0.045	0.035	0.052	0.025	0.016	0.014	0.6
	細谷小学校	0.19	0.17	0.080	0.073	0.049	0.035	0.043	0.048	0.035	0.026	0.037	0.019	0.014	0.014	
	泉が丘小学校	0.42	0.25	0.16	0.10	0.054	0.058	0.050	0.080	0.044	0.040	0.050	0.027	0.018	0.019	
	雀宮中学校	0.36	0.33	0.17	0.13	0.068	0.069	0.066	0.056	0.064	0.037	0.048	0.033	0.022	0.021	
	城山西小学校	0.15	0.12	0.048	0.060	0.052	0.037	0.035	0.036	0.030	0.032	0.032	0.018	0.013	0.010	
発生源周辺	清原東小学校	0.27	0.25	0.20	0.098	0.054	0.090	0.053	0.13	0.050	0.081	0.050	0.033	0.020	0.022	
	横川中学校	0.44	0.31	0.13	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	宇都宮 スケートセンター	—	—	—	—	0.066	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川田水再生センター	—	—	—	—	—	0.082	—	—	—	—	—	—	—	—	

【参考】全国のダイオキシン類環境調査結果（大気　平成23年度）

単位:(pg-TEQ/m³)

調査 地点数	環境基準超過 地点数	平 均 値
689	0	0.028

※ pg　(ﾋﾟｺｸﾞﾗﾑ)　＝1兆分の1g
※ TEQ　(毒性等量)＝ダイオキシン類には多くの種類の物質があり，毒性も異なるため，毒性を評価する際に，毒性の最も強い2.3.7.8―四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性を1として換算して表す。

１８　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（大気）

特定施設の種類	施設数
製鋼用電気炉	1
廃棄物焼却炉	23
合 計	24
工場･事業所数	16

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから,「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

１９　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（大気）

区　分	立入検査件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出･管理基準遵守	自主分析実施	申請届出	施設等点検･管理	処理施設等設置･改善	管理組織体制	記録整備	その他
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

２０　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（大気）

産業系施設

	工場･事業場名	特定施設種類	施設規模 (kVA)	測定結果 排出ガス量 (Nm^3/日)	酸素濃度 (%)	試料採取日	排出ガス濃度 (ng-TEQ/Nm^3)	排出ガス濃度 基準	備考
1	東京製鐵㈱ 宇都宮工場	製鋼電気炉	50,000×2	10,992,000	20.1	H24.12.15	0.011	5	西
				10,944,000	20.1	H24.12.15	0.010	5	東

廃棄物焼却炉

	工場･事業場名	施設規模 焼却能力 (kg/h)	施設規模 火床面積 (m^2)	排出ガス測定結果 排出ガス量 (Nm^3/日)	酸素濃度 (%)	試料採取日	排出ガス濃度 (ng-TEQ/Nm^3)	適用基準	ばいじん等測定結果 試料採取日	試料種別	ばいじん等濃度 (ng-TEQ/g)	備考
2	クリーンパーク茂原 （１号焼却炉）	5,417	27.54	799,200	7.9	H24.01.05	0.000055	0.1	H24.04.02	焼却灰	0.019	
				705,600	8.0	H24.04.02	0.00025		H24.04.02	ばいじん	0.86	
				748,800	9.3	H24.07.30	0.00012					
3	（2号焼却炉）	〃	〃	823,200	8.2	H24.02.22	0.00018		H24.04.25	焼却灰	0.038	※
				664,800	7.4	H24.04.25	0.00036		H24.04.25	ばいじん	1.0	
				696,000	7.2	H24.07.13	0.000084					
4	（3号焼却炉）	〃	〃	703,200	7.4	H24.01.05	0.00021		H24.04.02	焼却灰	0.021	
				664,800	7.7	H24.04.02	0.0063		H24.04.02	ばいじん	0.57	
				626,400	6.6	H24.07.13	0.00011					
5	（灰溶融設備）	1,667	10.46	-	-	-	-		H24.04.02	ばいじん	0.010	
									H24.04.02	溶融スラグ	0.000035	
6	南清掃センター （1号焼却炉）	5,833	25.8	652,800	12.3	H24.05.21	0.12	1	H24.05.21	焼却灰	0.00015	
									H24.05.21	ばいじん	1.6	
7	（2号焼却炉）	〃	〃	684,000	12.3	H24.05.1	0.079		H24.05.01	焼却灰	0.0015	
									H24.05.01	ばいじん	2.9	
8	北清掃センター （2号焼却炉）	5,000	33.5	520,800	12.3	H23.05.9	0.033	0.1	H23.05.09	焼却灰	0.062	休止中
									H23.05.09	ばいじん	2.8	
9	川田水再生センター （汚泥焼却炉1号）											休止中
10	（汚泥焼却炉2号）	3,334	18.1	489,600	16.7	H24.06.27	0.0000080	5	H24.06.27	ばいじん	0.000046	
11	東横田清掃工場	1,667	-	676,800	17.7	H24.10.24	0.0017	10	H24.10.24	焼却灰	0.00064	
									H24.10.24	ばいじん	0.023	
12	県下水道資源化工場 （Ⅰ系焼却施設）	3,750	11.34	77,200	15.8	H24.06.29	0.0000066	1				
				78,800	16.2	H24.08.24	0.00000051		H24.11.16	焼却灰	0.000023	
				79,200	17.2	H24.11.16	0.00019					
13	（Ⅱ系焼却施設）	〃	7.065	80,000	15.8	H24.05.31	0.0000030					
				77,200	16.3	H24.10.01	0.00018					
				81,600	15.8	H24.12.13	0.0000018					
				79,200	16.1	H25.01.23	0.017					
14	（Ⅰ系溶融施設）	500	1.76	70,400	16.4	H24.05.31	0.00091	5	H24.11.27	溶融スラグ	0	
				70,400	18.5	H24.08.29	0.0000013		H24.8.29	溶融スラグ	0.0031	
				70,000	18.5	H24.11.27	0.00030		H24.8.24	ばいじん	0.000068	
									H24.5.31	溶融スラグ	0.000025	
15	県県央家畜保健衛生所	193	3.07	5,720	9.4	H25.01.24	0.22	5	H25..01.25	焼却灰	0	
16	緑化技研工業㈱	190	1.89	2,710	9.5	H25.03.29	1.3	5	H25.03.30	焼却灰	0.043	
									H25.03.30	ばいじん	0.098	
17	国土環境開発㈱ 篠井工場	250	3.6	77,800	15.4	H25.01.18	0.012	10	H25.1.21	焼却灰	0.026	
									H25.1.21	ばいじん	0.17	
18	㈱栃木県畜産公社	125	1.9	2,440	9.4	H24.09.24	0.089	5	H24.09.25	焼却灰	0.010	
									H24.09.25	ばいじん	0.099	
19	デュポン㈱ 宇都宮事業所	5	2.1	2,400	12.7	H24.05.8	0.026	5	発生量が僅かで測定不可			
20	㈱マルハニチロ食品	99	1.99	30,400	16.2	H24.12.18	0.0099	10	発生量が僅かで測定不可			
21	大同化工機工業㈱ 宇都宮工場	73	1.59	1,600	13.7	H23.04.14	0.17	10	H23.04.14	焼却灰	0.005	休止中
22	王子板紙㈱ 日光工場	1,548	1.9	129,600	12.5	H24.12.11	0.00072	10	H24.12.11	ばいじん	2.5	
									H24.12.11	焼却灰	0.011	
23	**㈱日新製菓上河内工場**											休止中
24	㈲竹澤建設											休止中

※　灰溶融設備の排出ガスを含む。

2．水・土壌環境関係

1　水・土壌環境に係る環境基準

河川水質に係る環境基準（生活環境項目）

項目／類型	基　準　値				
	水素イオン濃度(ph)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ﾘｯﾄﾙ以下	25mg/ﾘｯﾄﾙ以下	7.5mg/ﾘｯﾄﾙ以上	1000MPN/100ml 以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ﾘｯﾄﾙ以下	25mg/ﾘｯﾄﾙ以下	5mg/ﾘｯﾄﾙ以上	5000MPN/100ml 以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ﾘｯﾄﾙ以下	50mg/ﾘｯﾄﾙ以下	5mg/ﾘｯﾄﾙ以上	
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ﾘｯﾄﾙ以下	100mg/ﾘｯﾄﾙ以下	2mg/ﾘｯﾄﾙ以上	

物　質　名	性　　質
水素イオン濃度(pH)	水質の酸性又はアルカリ性の程度を示す単位をいう。0から14までの値をとり，7を中性とし，それより大きいものをアルカリ性，小さいものを酸性とする。
生物化学的酸素要求量(BOD)	水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量をいう。この数値が高いほど，その水中には汚染物質が多く，水質が汚濁していることを意味する。
浮遊物質量(SS)	水中に浮遊している物質のことをいう。一定量の水をろ紙でこし，乾燥させて重量を測る。この数値が大きいほど，水質が汚濁していることを意味する。
溶存酸素量(DO)	水中に溶けている酸素量(分子状)をいう。溶存酸素量は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。汚染度の高い水中では，消費される酸素量が多いので，溶存酸素量は少なくなる。
大腸菌群数	動物の腸内にいる細菌グループの総称をいう。病原性のものと非病原性のものがある。人間又は動物の排泄物による水の汚濁を把握するために使用する。

主な河川の類型指定

河　川　名	地　　点	類　型
田　川	上の島橋，大曽橋	A
	宮の橋，鉄道橋，孫八橋	C
御用川	昭和橋，錦中央公園	C
釜　川	つくし橋	C
山田川	末流	A
江　川	腰抱地蔵前，新四号国道下，平塚橋	B
姿　川	こしじ橋，鹿沼街道，姿川橋	B
赤　川	高速道下	指定なし
鎧　川	能満寺西	B
新　川	中央女子校西，六道分岐点，航空隊西，南町西	指定なし
鬼怒川	柳田大橋，桑島大橋	A
武子川	中町橋	B
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A

河川水質（人の健康項目）・地下水水質に係る環境基準

項　目	環 境 基 準	
	河 川 水	地 下 水
カドミウム	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下
六価クロム	0.05mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.05mg／ﾘｯﾄﾙ以下
ひ素	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下
総水銀	0.0005mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.0005mg／ﾘｯﾄﾙ以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ﾄﾘクロロエチレン	0.03mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.03mg／ﾘｯﾄﾙ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下
四塩化炭素	0.002mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.002mg／ﾘｯﾄﾙ以下
ジクロロメタン	0.02mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.02mg／ﾘｯﾄﾙ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.004mg／ﾘｯﾄﾙ以下
1,1,1-ﾄﾘクロロエタン	1mg／ﾘｯﾄﾙ以下	1mg／ﾘｯﾄﾙ以下
1,1,2-ﾄﾘクロロエタン	0.006mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.006mg／ﾘｯﾄﾙ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.1mg／ﾘｯﾄﾙ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／ﾘｯﾄﾙ以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg／ﾘｯﾄﾙ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.002mg／ﾘｯﾄﾙ以下
チウラム	0.006mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.006mg／ﾘｯﾄﾙ以下
シマジン	0.003mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.003mg／ﾘｯﾄﾙ以下
チオベンカルブ	0.02mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.02mg／ﾘｯﾄﾙ以下
ベンゼン	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下
セレン	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.01mg／ﾘｯﾄﾙ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／ﾘｯﾄﾙ以下	10mg／ﾘｯﾄﾙ以下
ふっ素	0.8mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.8mg／ﾘｯﾄﾙ以下
ほう素	1mg／ﾘｯﾄﾙ以下	1mg／ﾘｯﾄﾙ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg／ﾘｯﾄﾙ以下	0.05mg／ﾘｯﾄﾙ以下
塩化ビニルモノマー		0.002mg／ﾘｯﾄﾙ以下

河川水等のダイオキシン類に係る環境基準

項　目	環 境 基 準
河川水	年平均値が1pg-TEQ/ℓ以下であること
河川底質	年平均値が150pg-TEQ/g以下であること
地下水	年平均値が1pg-TEQ/ℓ以下であること
土壌	年平均値が1,000pg-TEQ/g以下であること

※ pg　　1pg（ﾋﾟｺｸﾞﾗﾑ）＝1兆分の1g
※ TEQ　　TEQ（毒性等量）　ダイオキシン類には多種類の物質があり，毒性も異なるため，
毒性を評価する　際に毒性の最も強い2.3.7.8－四塩化ジベンゾー パラ－ジオキシンの毒性を1として換算して表す。

2-1　　公共用水域 水質調査地点

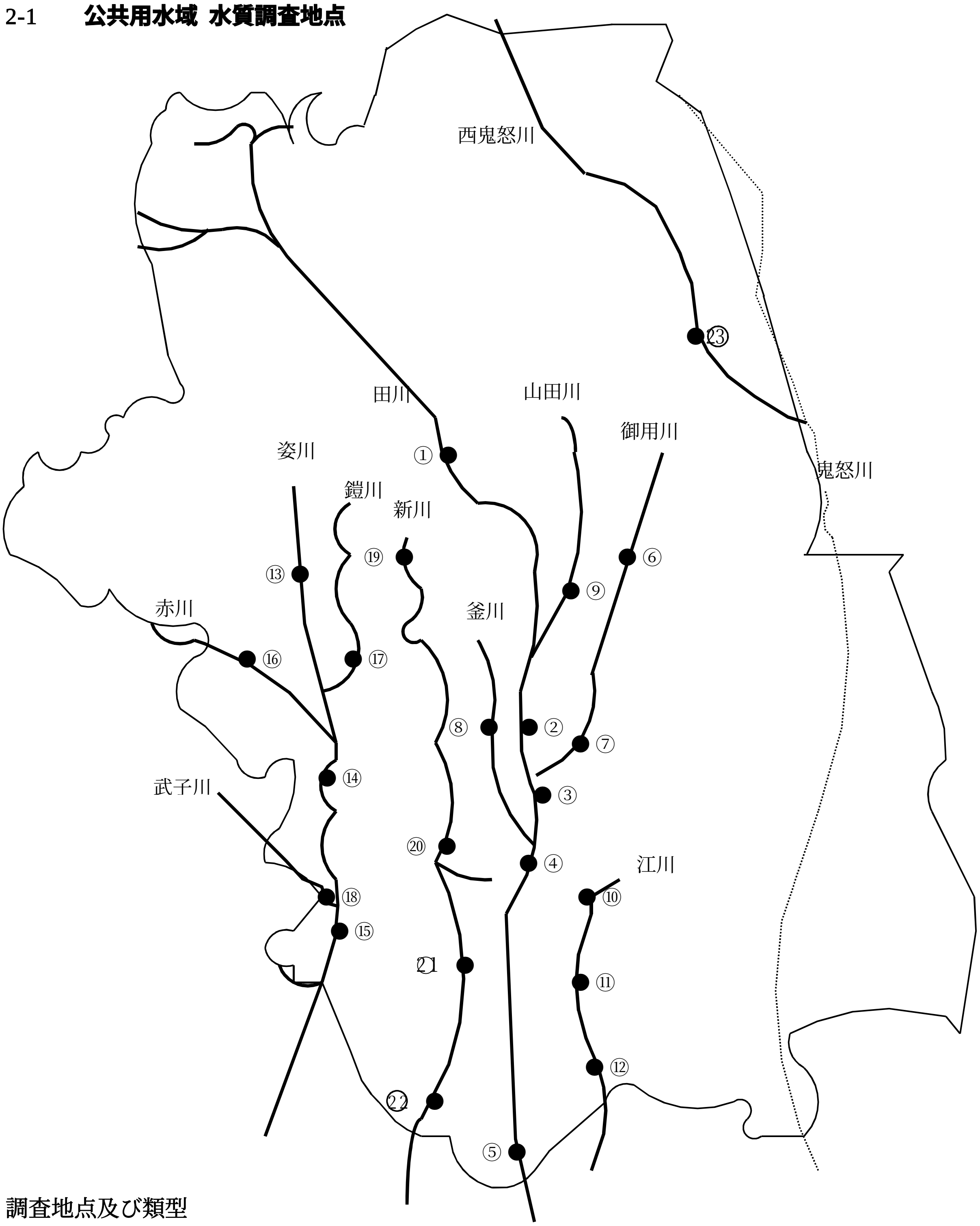

調査地点及び類型

№	地点名	類型
①	上の島橋	A
②	大曽橋	
③	宮の橋	C
④	鉄道橋	
⑤	孫八橋	
⑥	昭和橋	
⑦	錦中央公園	
⑧	つくし橋	

№	地点名	類型
⑨	末流	A
⑩	腰抱地蔵前	B
⑪	新四号国道下	
⑫	平塚橋	
⑬	こしじ橋	
⑭	鹿沼街道	
⑮	姿川橋	
⑯	高速道下	―

№	地点名	類型
⑰	能満寺西	B
⑱	中町橋	
⑲	中央女子校	―
⑳	六道分岐点	―
㉑	航空隊西	―
㉒	南町西	―
㉓	西鬼怒川橋	A

2-2　**鬼怒川・中小河川 水質調査地点**

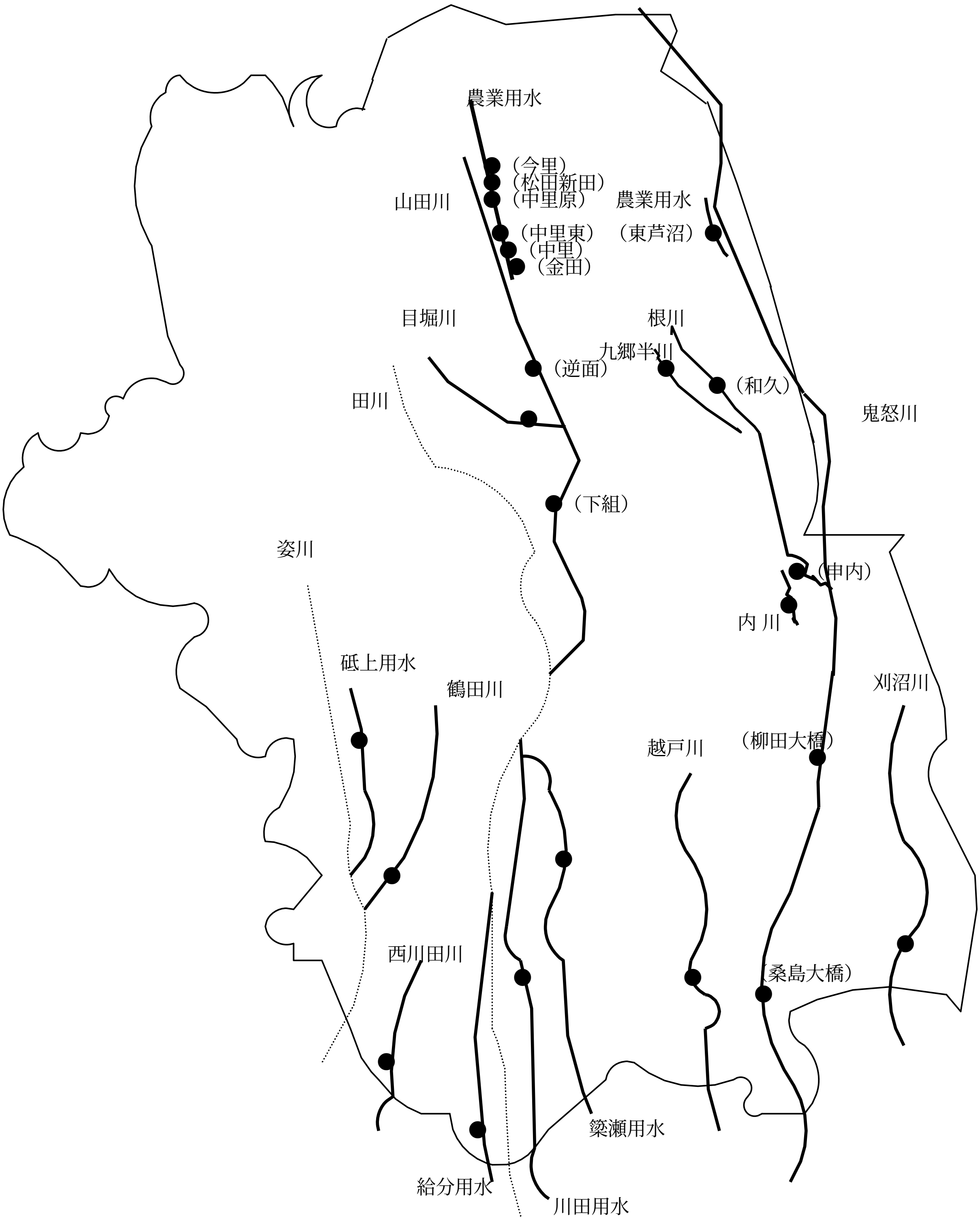

3　公共用水域水質測定結果（生活環境項目）

単位:(mg／L), 大腸菌群数:(MPN／100mL)

河川名	地点名	類型	達成期間	ＰＨ			ＤＯ			ＢＯＤ			ＳＳ			大腸菌群数			全窒素			全りん			亜鉛		
				最小 最大	m/n	平均	最小 最大	m/n	平均	最小 最大	m/n	75%値	最小 最大	m/n	平均	最小 最大	m/n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均
田川	上の島橋	A	イ	7.7 8.5	0/12	7.8	8.2 12	0/12	9.8	<0.5 2.2	1/12	1.4	<1.0 8.8	0/12	3	740 87,000	9/12	14,000							<0.001 0.008	12	0.002
	大曽橋	A	イ	7.2 8.5	0/12	7.7	8.8 12	0/12	10	0.5 2.0	0/12	1.5	1.2 8.8	0/12	4	360 24,000	8/12	6,300	1.8 2.1	2	2.0	0.035 0.037	2	0.036	<0.001 0.005	12	0.001
	宮の橋	C	ロ	7.5 8.3	0/12	7.9	8.4 13	0/12	11	0.9 2.4	0/12	2.1	2.8 8.8	0/12	5	750 25,000	0/12	8,400							<0.001 0.014	12	0.003
	鉄道橋	C	ロ	7.5 8.4	0/12	7.8	8.0 12	0/12	10	0.5 2.6	0/12	1.9	2.8 11	0/12	6	790 37,000	0/12	9,500							0.002 0.007	12	0.003
	孫八橋	C	ロ	7.3 7.7	0/12	7.5	7.6 10	0/12	8.9	1.3 5.5	2/12	4.6	2.4 12	0/12	5	490 73,000	0/12	12,000	6.1 6.3	2	6.2	0.091 0.45	2	0.27	0.005 0.014	12	0.010
山田川	末　流	A	イ	7.2 8.9	1/12	7.6	8.7 13	0/12	10	<0.5 2.1	1/12	1.6	<1.0 9.9	0/12	4	520 16,000	9/12	5,600	1.7 2.1	2	1.9	0.035 0.045	2	0.040	<0.001 0.017	12	0.002
御用川	昭和橋	C	ロ	7.4 7.7	0/12	7.6	5.8 9.8	0/12	7.8	<0.5 9.1	6/12	6.7	6.7 16	0/12	11	3,200 140,000	0/12	28,000							<0.001 0.010	12	0.004
	錦中央公園	C	ロ	7.1 7.6	0/12	7.4	7.1 12	0/12	8.9	1.7 8.9	3/12	4.2	3.1 28	0/12	14	3,000 98,000	0/12	34,000	1.6 2.8	2	2.2	0.10 0.39	2	0.25	0.001 0.015	12	0.005
釜川	つくし橋	C	イ	7.5 8.1	0/12	7.8	7.6 12	0/12	9.9	<0.5 2.2	0/12	1.7	2.0 12	0/12	4	630 44,000	0/12	14,000	2.2 3.5	2	2.9	0.022 0.10	2	0.061	<0.001 0.010	12	0.002
姿川	こしじ橋	B	イ	7.3 7.5	0/6	7.4	7.8 12	0/6	9.6	0.9 8.9	1/6	2.1	2.8 10	0/6	4	2,100 33,000	4/6	16,000							<0.001 0.003	6	0.002
	鹿沼街道	B	イ	7.6 8.0	0/6	7.8	8.7 13	0/6	11	0.6 1.8	0/6	1.7	1.6 11	0/6	5	1,100 58,000	3/6	15,000							<0.001 0.007	6	0.003
	姿川橋	B	イ	7.4 7.8	0/6	7.6	8.1 13	0/6	10	0.7 1.8	0/6	1.7	1.6 18	0/6	6	320 33,000	2/6	7,800	2.1 2.8	2	2.5	0.005 0.063	2	0.034	0.002 0.016	6	0.007
赤川	高速道下	—	—	7.4 7.7	-	7.6	8.4 12	-	10	0.6 4.3	-	2.3	2.3 7.6	-	3	1,100 22,000	0/6	7,900	2.3 2.6	2	2.5	0.012 0.034	2	0.023	<0.001 0.008	6	0.004
鎧川	能満寺西	B	イ	7.5 7.8	0/6	7.7	8.4 13	0/6	10	<0.5 1.6	0/6	1.5	1.1 19	0/6	10	2,900 44,000	5/6	23,000	2.1 2.5	2	2.3	0.028 0.11	2	0.069	<0.001 0.007	6	0.003
武子川	中町橋	B	イ	7.5 7.8	0/6	7.6	8.1 13	0/6	10	0.5 1.8	0/6	1.3	1.1 6.7	0/6	3	570 34,000	3/6	11,000	2.8 2.9	2	2.9	0.039 0.058	2	0.049	0.003 0.022	6	0.010
新川	中央女子高西	—	—	7.5 7.7	-	7.6	8.0 12	-	9.8	1.0 6.9	-	2.3	1.6 36	-	12	120,000 2,400,000	0/6	1,600,000							0.001 0.009	6	0.003
	六道分岐点	—	—	8.0 9.5	-	8.4	9.0 17	-	11	1.2 2.7	-	2.1	2.0 42	-	14	40,000 2,000,000	0/6	970,000							0.002 0.009	6	0.004
	航空隊西	—	—	7.5 9.1	-	8.1	9.0 19	-	12	0.6 3.4	-	2.7	1.1 45	-	11	16,000 ####	0/6	290,000							0.001 0.018	6	0.006
	南町西	—	—	7.6 8.4	-	7.8	8.9 13	-	11	0.6 3.1	-	2.4	<1.0 10	-	4	3,300 130,000	0/6	57,000	2.1 3.5	2	2.8	0.013 0.050	2	0.032	0.003 0.007	6	0.005
江川	腰抱地蔵前	B	ロ	7.7 8.5	0/6	7.9	8.6 12	0/6	10	1.7 6.1	1/6	2.7	2.0 7.2	0/6	3	2,900 82,000	5/6	27,000							0.002 0.014	6	0.006
	新4号国道下	B	ロ	7.3 7.6	0/6	7.5	8.8 11	0/6	9.8	0.9 2.4	0/6	1.8	3.9 8.4	0/6	4	2,800 69,000	5/6	27,000							0.001 0.008	6	0.004
	平塚橋	B	ロ	7.6 7.7	0/6	7.7	9.9 12	0/6	10	0.9 2.9	0/6	2.7	2.3 15	0/6	7	1,500 26,000	5/6	11,000	2.4 3.3	2	2.9	0.070 0.12	2	0.095	0.001 0.008	6	0.005
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	7.2 7.9	0/12	7.5	8.2 13	0/12	10	0.6 2.0	0/12	1.2	2.0 14	0/12	4	310 91,000	10/12	15,000	0.67 1.3	2	0.99	0.023 0.065	2	0.044	<0.001 0.004	12	0.002

※　類型:各水域ごとに定められた生活環境の保全に関する環境基準（赤川, 新川は適用なし）

※　C類型においては, 大腸菌群数に係る環境基準の設定なし

※　達成期間:イ（直ちに達成）, ロ（5年以内で可及的速やかに達成）

※　m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数

※　平均:年平均値

※　75%値:年間調査結果の75%の値

※　全窒素, 全りんの環境基準は湖沼等が対象

※　亜鉛の環境基準については, 類型指定された河川はなし

次ページにつづく

4　公共用水域水質測定結果（健康項目）

河川名	地点名	類型	達成期間	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
				m/n	平均値	m/n	最大値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
田川	大曽橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/3	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
	孫八橋	C	ロ																										
山田川	末流	A	イ																										
御用川	錦中央公園	C	ロ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.002	0/3	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
釜川	つくし橋	C	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/3	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
姿川	姿川橋	B	イ																										
赤川	高速道下	-	-																										
鎧川	能満寺西	B	イ																										
新川	南町西	-	-																										
江川	平塚橋	B	ロ																										
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.002	0/3	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004

※ m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数

※ アルキル水銀は,総水銀が検出された場合に調査する。

※ 全シアンは, 急性毒性を考慮して最高値で評価する。

単位:(mg/L)

1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1，4ージオキサン	
m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.2	0/2	0.04	0/2	0.04	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.81	0/2	0.08	0/2	0.16	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.9	0/2	0.03	0/2	0.02	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.45	0/2	0.08	0/2	0.05	0/2	<0.005

5　公共用水域水質測定結果（特殊項目）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	類型	達成期間	n-ヘキサン抽出物質〔0.5〕 最小/最大	k/n	平均	フェノール類〔0.01〕 最小/最大	k/n	平均	銅〔0.01〕 最小/最大	k/n	平均	溶解性鉄〔0.1〕 最小/最大	k/n	平均	溶解性マンガン〔0.01〕 最小/最大	k/n	平均	クロム〔0.01〕 最小/最大	k/n	平均	アンモニア性窒素〔0.02〕 最小/最大	k/n	平均	界面活性剤〔0.05〕 最小/最大	k/n	平均
田川	大曽橋	A	イ	<0.5 / <0.5	0/2	<0.5	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.1 / <0.1	0/2	<0.1	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	0.03 / 0.15	2/2	0.09	<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
田川	孫八橋	C	ロ																						0.05 / 0.05	2/2	0.05
山田川	末流	A	イ																						<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
御用川	錦中央公園	C	ロ	<0.5 / <0.5	0/2	<0.5	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.1 / <0.1	0/2	<0.1	<0.01 / 0.01	1/2	0.01	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.02 / 0.27	1/2	0.14	0.05 / 0.09	2/2	0.07
釜川	つくし橋	C	イ	<0.5 / <0.5	0/2	<0.5	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.1 / <0.1	0/2	<0.1	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.02 / <0.02	0/2	<0.02	<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
姿川	姿川橋	B	イ																						<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
赤川	高速道下	-	-																						<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
鎧川	能満寺西	B	イ																						<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
新川	南町西	-	-																						<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
江川	平塚橋	B	ロ																						<0.05 / <0.05	0/2	<0.05
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	<0.5 / <0.5	0/2	<0.5	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	0.01 / <0.01	1/2	0.01	<0.1 / <0.1	0/2	<0.1	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	<0.01 / <0.01	0/2	<0.01	0.02 / 0.04	2/2	0.03	<0.05 / 0.06	1/2	<0.05

※　特殊項目等は，環境基準や指針値なし　　※　k:結果が定量下限値以上の回数，n:年間調査回数
※　〔　〕:下限値　　※　ND:測定下限値未満

６－１　公共用水域水質測定結果（要監視項目）

単位 :(mg/L)

物質名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	指針値
河川名	釜川 御用川 大曽橋	釜川 御用川 田川	釜川 御用川 田川	江川 田川	新川 姿川	鬼怒川	江川	田川	新川	姿川	鬼怒川	西鬼怒川 釜川 御用川 田川	西鬼怒川 釜川 御用川 田川	西鬼怒川 釜川 御用川 田川	西鬼怒川 釜川 御用川 田川	
地点名	つくし橋 錦中央公園 田川	つくし橋 錦中央公園 田川	つくし橋 錦中央公園 田川	平塚橋 孫八橋	南町西 姿川橋	桑島大橋	平塚橋	孫八橋	南町西	姿川橋	桑島大橋	西鬼怒川橋 つくし橋 錦中央公園 大曽橋	西鬼怒川橋 つくし橋 錦中央公園 大曽橋	西鬼怒川橋 つくし橋 錦中央公園 大曽橋	西鬼怒川橋 つくし橋 錦中央公園 大曽橋	
クロロホルム	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.04 以下
1, 2－ジクロロプロパン	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	0.06 以下
P－ジクロロベンゼン	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.2 以下
イソキサチオン	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	0.008 以下
ダイアジノン	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	0.005 以下
フェニトロチオン	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	0.003 以下
イソプロチオラン	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.04 以下
オキシン銅	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.04 以下
クロロタロニル	＜0.004	＜0.004	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.05 以下
プロピザミド	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	0.008 以下
EPN	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	0.006 以下
ジクロルボス	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	0.008 以下
フェノブカルブ	＜0.002	＜0.002	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	0.03 以下
イプロベンホス	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	0.008 以下
クロルニトロフェン	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	＜0.0001	―
トルエン	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	＜0.06	0.6 以下
キシレン	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	＜0.006	※3	＜0.006	＜0.006	0.06 以下
ニッケル	※1	※2	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.020	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.001	＜0.001	＜0.001	※4	※4	―
モリブデン	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	＜0.007	0.07 以下
アンチモン	0.0010	＜0.002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	0.002 以下
エピクロロヒドリン	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	＜0.00004	0.0004 以下
全マンガン	-	-	-	-	-	-	-	-	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.2 以下
ウラン	-	-	-	-	-	-	-	-	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	0.002 以下
フェノール	-	-	-	-	-	-	-	-	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.01 以下
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.03	1 以下

※1　田川＜0.001, 御用川　0.050, 釜川＜0.001

※　指針値：平成16年3月31日付環境省環境管理局水環境部長通知

※2　田川　0.024, 御用川　0.003, 釜川＜0.001

※3　田川＜0.006, 御用川　0.017, 釜川＜0.009, 西鬼怒川　0.009

※4　田川＜0.001, 御用川　0.001, 釜川　0.001, 西鬼怒川＜0.001

＊ 指針値：水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について
(平成5年3月8日 環水管21号 最終改正 平成16年3月31日 環水企発第040331003号)

なお, 年度によって報告下限値が異なる場合, 指針値の改正によるもの。

６－２　地下水水質測定結果（要監視項目）

単位 :(mg /L)

物質名	H15 御幸本町地内	H16 宝木町地内	H17 石井町地内	H18 屋板町地内	H19 鶴田町地内	H20 瓦谷町地内	H21 岩曽町地内	H22 緑地内	H23 屋板町地内	H24 柳田町地内	指針値
クロロホルム	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
1, 2―ジクロロプロパン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
Pージクロロベンゼン	<0.03	<0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下*
イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
オキシン銅	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
クロロタロニル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
EPN	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ジクロルボス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
フェノブカルブ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下
イプロベンホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	―
トルエン	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.6以下
キシレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
ニッケル	<0.001	0.014	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	―
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07以下
アンチモン	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
エピクロロヒドリン	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004以下
全マンガン	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
ウラン	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

※　指針値:平成16年3月31日付環境省環境管理局水環境部長通知

塩ビモノマー, 1, 4ジオキサンは環境基準項目

7　鬼怒川・中小河川水質測定結果（生活環境項目）

地点名	類型	ＰＨ 最小 最大	ＰＨ m/n	ＤＯ 最小 最大	ＤＯ m/n	ＤＯ 平均値	ＢＯＤ 最小 最大	ＢＯＤ m/n	ＢＯＤ 75%値	ＳＳ 最小 最大	ＳＳ m/n	ＳＳ 平均値	大腸菌郡数 最小 最大	大腸菌郡数 m/n	大腸菌郡数 平均値	全窒素	全りん	亜鉛
鬼怒川 (柳田大橋)	A	7.5 8.3	0/6	9.0 13	0/6	11	0.6 1.6	0/6	1.4	1.1 10	0/6	3	910 26,000	5/6	7,100	0.61	0.012	0.005
鬼怒川 (桑島大橋)	A	7.4 8.5	0/6	9.0 12	0/6	11	0.7 1.7	0/6	1.4	2.0 14	0/6	4	330 8,200	4/6	3,400	0.78	0.030	0.002
越戸川	―	7.2 8.1	0/2	9.5 11	0/2	10	1.0 1.1	0/2	1.1	< 1 19	0/2	9				3.3	0.094	
刈沼川	―	7.1 7.2	0/2	8.5 10	0/2	9.3	0.6 0.8	0/2	0.8	1.5 12	0/2	6				2.0	0.057	
簗瀬用水	―	7.6 8.4	0/2	10 15	0/2	13	1.6 6.0	0/2	6.0	3.9 6.3	0/2	4				2.0	0.058	
川田用水	―	7.3 7.8	0/2	8.6 9.3	0/2	9.0	1.1 1.3	0/2	1.3	4.4 17	0/2	10				2.5	0.20	
給用分水	―	7.5 9.3	0/2	9.9 12	0/2	11	0.9 1.4	0/2	1.4	4.0 13	0/2	8				2.7	0.059	
西川田川	―	7.2 8.4	0/2	9.5 11	0/2	10	0.8 0.9	0/2	0.9	1.1 5.2	0/2	3				4.2	0.052	
鶴田川	―	7.5 8.3	0/2	9.7 12	0/2	11	0.7 0.9	0/2	0.9	1.9 3.9	0/2	2				3.2	0.035	
砥上用水	―	7.1 7.1	0/2	9.3 12	0/2	11	1.0 1.5	0/2	1.5	1.9 6.7	0/2	3				2.5	0.039	
目掘川	―	7.1 7.3	0/2	8.1 9.5	0/2	8.8	1.2 1.4	0/2	1.4	3.6 21	0/2	12				1.3	0.12	
山田川 (逆面)	―	7.1 7.4	0/2	9.6 11	0/2	10	0.8 1.3	0/2	1.3	3.1 8.4	0/2	5				1.1	0.032	
山田川 (下組)	―	7.2 7.4	0/2	9.6 12	0/2	11	<0.5 1.0	0/2	1.0	2.0 6.7	0/2	4				1.1	0.031	
九郷半川	―	7.1 7.1	0/2	9.3 10	0/2	9.7	0.7 0.8	0/2	0.8	2.3 16	0/2	9				0.92	0.041	
根川 (和久)	―	7.2 7.2	0/2	7.6 8.5	0/2	8.1	0.9 1.8	0/2	1.8	14 90.4	0/2	52				0.98	0.051	
根川 (申内)	―	7.2 7.3	0/2	9.2 9.7	0/2	9.5	0.8 0.8	0/2	0.8	2.0 16	0/2	9				1.2	0.061	
内川	―	7.3 7.5	0/2	9.3 10	0/2	9.7	0.6 0.7	0/2	0.7	3.1 24	0/2	13				1.6	0.070	
農業用水 (今里)	―	7.4 7.6	0/2	11 11	0/2	11	0.7 1.0	0/2	1.0	1.5 8.7	0/2	4				0.27	0.017	
農業用水 (松田新田)	―	7.5 8.1	0/2	10 11	0/2	11	0.7 0.8	0/2	0.8	2.3 9.6	0/2	5				0.28	0.016	
農業用水 (中里原)	―	7.0 7.3	0/2	8.9 10	0/2	9.5	0.7 1.1	0/2	1.1	1.1 10	0/2	5				0.92	0.026	
農業用水 (中里東)	―	7.6 7.9	0/2	10 11	0/2	11	0.6 0.8	0/2	0.8	1.1 9.5	0/2	5				0.25	0.015	
農業用水 (中里)	―	7.5 7.7	0/2	9.9 10	0/2	10	0.6 1.2	0/2	1.2	3.3 9.2	0/2	6				0.39	0.014	
農業用水 (金田)	―	7.5 7.9	0/2	9.8 10	0/2	9.9	<0.5 1.9	0/2	1.9	2.4 11	0/2	6				0.44	0.027	
農業用水 (東芦沼)	―	7.0 7.8	0/2	7.7 9.4	0/2	8.6	4.9 5.0	0/2	5.0	5.6 21	0/2	13				2.6	0.56	

※　単位:mg/L(DO, BOD, SS, COD, 全窒素, 全りん, 亜鉛)　,　MPN/100mL(大腸菌群数)

※　類型:各水域ごとに定められた生活環境の保全に関する環境基準(鬼怒川以外は適用なし)

※　m:環境基準値を超えた回数, n:総調査回数

※　平均:年平均値

※　75%値:年間調査結果の75%の値

８－１　鬼怒川水質測定結果（健康項目）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素
鬼怒川	柳田大橋	<0.0003	<0.1	<0.001	<0.01	0.002	<0.0005		0.48	0.08
	桑島大橋	<0.0003	<0.1	<0.001	<0.01	0.002	<0.0005		0.55	0.07

※　アルキル水銀は,総水銀が検出された場合に調査する。

８－２　鬼怒川水質測定結果（特殊項目等）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	ほう素	n-ヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニア性窒素	界面活性剤
鬼怒川	柳田大橋	0.06	<0.5	<0.01	<0.01	<0.1	<0.01	<0.01	<0.02	0.06
	桑島大橋	0.06	<0.5	<0.01	<0.01	<0.1	<0.01	<0.01	<0.02	<0.05

※　環境基準や指針値なし

9　地下水水質測定結果（概況調査）

次ページにつづく

項　目	篠井町	古賀志町	徳次郎町	新里町甲	瓦谷町	下荒針町	下砥上町	岩曽町	川田町
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2−ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1−ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,2−ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1−トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2−トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3−ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.5	1.7	4.0	4.3	1.7	2.8	3.5	1.5	1.3
ふっ素	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.06	0.03
ほう素	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	0.05
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1，4−ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

※　環境基準：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号，最終改正平成21年11月30日環境庁告示第79号）

※　調査項目のうち「1,2-ジクロロエチレン」（シス体とトランス体の和）は，環境基準の変更に伴い「シス-1,2-ジクロロエチレン」から変更（H22から）

単位:(mg/L)

柳田町	石井町	下反町町	東刑部町	今里町	中岡本町	逆面町	環境基準
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0013	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
2.0	2.9	2.6	2.6	2.1	1.7	0.60	10以下
0.05	0.04	<0.02	0.03	0.02	0.04	<0.02	0.8以下
0.04	0.03	0.03	0.04	0.02	0.05	<0.01	1以下
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

10　地下水水質測定結果（定期モニタリング調査）

次ページにつづく

番号	地区	調査地点	項目	年度 H3 6月	H3 2月	H4 6月	H4 2月	H5 7月	H5 2月	H6 6月	H6 2月	H7 6月	H7 2月	H8 6月	H8 2月	H9 6月	H9 1月	H10 6月	H10 1月	H11 6月	H11 2月
1	平出工業団地	平出工業団地地内	トリクロロエチレン	0.99	0.76	0.66	0.61	0.64	0.48	0.61	0.27	0.34	0.39	0.39	0.37	0.35	0.27	0.15	0.21	0.30	0.13
			テトラクロロエチレン	0.019	0.011	0.010	0.012	0.016	0.014	0.023	0.015	0.018	0.013	0.024	0.014	0.016	0.013	0.013	0.012	0.010	0.0098
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2		平出町地内	トリクロロエチレン	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
			テトラクロロエチレン	—	—	<0.0005	0.0005	0.0013	0.001	<0.0005	0.0028	<0.0005	0.0027	<0.0005	0.0010	<0.0005	0.0011	<0.0005	0.0050	<0.0005	0.0020
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	上戸祭・旧市内西部	野沢町地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	0.28	0.17	0.29	0.075	0.065	0.060	0.22	0.19	0.35	0.18	0.19
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4		江曽島町地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0048
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	平出工業団地南部	平出工業団地地内	テトラクロロエチレン	—	—	1.4	1.0	1.6	1.0	1.1	1.0	0.80	1.3	0.78	0.94	0.83	0.83	0.75	0.69	0.55	0.33
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6		上桑島町地内	テトラクロロエチレン	—	—	0.0020	0.0057	0.0030	<0.0005	0.0034	0.0030	0.0018	0.0028	0.0080	0.0039	0.0017	0.0045	0.0020	0.0037	0.0025	0.0028
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7		石井町地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8		上桑島町地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9		下平出町地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	東横田町	東横田町地内	トリクロロエチレン	—	—	—	0.073	0.082	0.082	0.084	0.067	0.073	0.075	0.072	0.072	0.080	0.069	0.061	0.077	0.084	0.084
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11		上御田町地内	トリクロロエチレン	—	—	—	0.017	0.014	0.013	0.010	0.008	0.006	0.012	0.005	0.013	0.006	0.009	0.007	0.016	0.007	0.016
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12		雀宮町地内	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	氷室町	氷室町地内	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.90	0.48	0.65	0.26	0.091	0.49	0.42
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	氷室町	氷室町地内	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.026	0.005	0.021	0.003	0.002	0.004	0.002
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

単位:(mg/L)

年度																										環境基準
H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		
7月	2月	7月	1月	6月	2月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	
0.051	0.13	0.16	0.14	0.082	0.062	0.051	0.043	0.047	0.032	0.041	0.018	0.021	0.022	0.024	0.017	0.019	0.020	0.032	0.015	0.021	0.026	0.027	0.025	0.020	0.003	0.03
0.012	0.019	0.034	0.028	0.025	0.021	0.017	0.014	0.019	0.017	0.018	0.011	0.014	0.015	0.017	0.016	0.019	0.020	0.014	0.010	0.022	0.024	0.024	0.025	0.027	0.029	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
<0.0005	0.0019	<0.0005	0.0018	<0.0005	0.0011	<0.0005	0.0011	<0.0005	0.0010	<0.0005	0.0006	<0.0005	0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0008	<0.0005	<0.0005	0.0011	<0.0005	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.11	0.24	0.073	0.20	0.089	0.12	0.058	0.10	0.071	0.13	0.069	0.071	0.030	0.11	0.055	0.075	0.040	0.063	0.030	0.047	0.050	0.11	0.051	0.099	0.065	0.093	0.01
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.0069	0.0066	0.0059	0.0043	0.0077	0.0052	0.0052	0.0035	0.0061	0.0045	0.0052	0.0026	0.0044	0.0032	0.0049	0.0031	0.0049	0.0022	0.0019	0.0018	0.0051	0.0029	<0.0005	0.0041	0.0028	0.0037	0.01
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.18	0.16	0.10	0.10	0.061	0.16	0.054	0.056	0.94	1.5	0.59	0.45	0.27	0.27	0.16	0.34	0.16	0.25	0.073	0.11	0.15	0.20	0.0022	0.19	0.082	0.19	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.0015	0.0047	0.0034	0.0021	0.0020	0.0025	0.0016	0.0018	0.0016	0.0015	0.0018	0.0014	0.0009	0.0015	0.0013	0.0009	0.0011	0.0010	0.0009	<0.0005	0.0016	0.0007	0.0006	0.0009	0.0010	<0.0005	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
—	—	0.0080	0.0080	0.0006	0.0006	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0024	<0.0005	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
—	—	0.0041	0.0092	0.0044	0.0059	0.0023	0.0051	0.0025	0.0035	0.0025	0.0029	0.0013	0.0030	0.0020	0.0025	0.0018	0.0041	0.0015	0.0023	0.0029	0.0036	0.0030	0.0028	<0.0005	0.0031	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
—	—	0.0021	0.0014	0.0014	0.0013	0.0011	0.0010	0.0011	0.0007	0.0014	0.0007	0.0006	0.0005	0.0008	0.0006	0.0010	0.0011	0.0008	0.0010	0.0015	0.0014	0.0014	0.0013	<0.0005	0.0013	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.087	0.072	0.074	0.079	0.070	0.061	0.064	0.069	0.077	0.071	0.073	0.082	0.067	0.069	0.067	0.058	0.081	0.044	0.053	0.043	0.066	0.070	0.058	0.052	0.058	0.065	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.005	0.006	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.007	0.010	0.003	0.013	0.005	0.007	0.005	0.015	0.006	0.010	0.005	0.015	0.004	0.013	0.003	0.009	0.004	0.011	0.003	0.006	0.006	0.015	0.005	0.011	0.006	0.017	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.004	0.002	<0.002	0.002	0.002	<0.002	0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.001	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.10	0.16	0.48	0.098	0.22	0.036	0.012	0.0090	0.010	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	<0.0020	0.0090	<0.0020	0.0030	0.0031	0.003	0.004	—	—	—	—	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	—	—	—	—	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002
<0.002	0.002	0.009	0.002	0.005	0.003	0.005	0.003	0.004	<0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002

10　地下水水質測定結果（定期モニタリング調査）

次ページにつづく

番号	地区	調査地点	項目	年度 H3 6月	H3 2月	H4 6月	H4 2月	H5 7月	H5 2月	H6 6月	H6 2月	H7 6月	H7 2月	H8 6月	H8 2月	H9 6月	H9 1月	H10 6月	H10 1月	H11 6月	H11 2月	H12 7月	H12 2月
15		〃	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.009	0.009	0.005
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16		〃	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.034	0.038	0.031
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17		〃	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.017	0.011	0.003
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18		〃	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.007	0.021	0.012
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19		〃	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20		〃	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	新里町	新里町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.8
22		〃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.0
23		〃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9
24		〃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25		〃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26		〃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	陽南	陽南地区	六価クロム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28		西原町地内		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	上籠谷	上籠谷町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30		〃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	不動前・西原	不動前地区	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0063	0.0068
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.062	0.039
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32		川田町地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0023	0.0035
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0080	0.012
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33		〃	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	岡本	下岡本町地内	テトラクロロエチレン	0.0030	0.0009	0.0008	0.0007	0.0009	<0.0005	0.0097	0.023	0.054	0.023	<0.0005	0.013	0.034	0.014	0.038	0.033	0.0073	0.0070	0.0043	0.045
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35		〃	テトラクロロエチレン	—	0.0019	0.0012	0.0008	0.0009	0.0024	<0.0005	0.0017	0.0020	0.0028	0.0025	0.0020	<0.0005	0.0007	0.0007	0.0013	0.0005	0.0005	<0.0005	0.0005
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36		〃	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.030	0.037	0.027	0.024	0.026	0.029	0.023	0.012	0.0097	0.0083	0.0062	0.0045	0.0073	0.0097
			トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37		氷室町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38		下荒針町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	田野町	田野町地内	ひ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40		〃		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※　環境基準：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号，最終改正平成21年11月30日環境庁告示第79号）

※　調査項目のうち「１，２-ジクロロエチレン」（シス体とトランス体の和）は，環境基準の変更に伴い「シス-１，２-ジクロロエチレン」から変更（H22から）

※　モニタリング調査：汚染が判明した地点で監視を年２回（夏・冬）調査

単位:(mg/L)

H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		環境基準
7月	1月	6月	2月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	
0.008	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	<0.002	0.004	0.004	0.002	0.003	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002
0.031	0.038	0.023	0.024	0.023	0.017	0.013	0.010	0.010	0.005	0.005	0.003	0.005	0.003	0.003	0.002	0.005	<0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002
0.042	0.023	0.029	0.016	0.021	0.018	0.019	0.015	0.017	0.007	0.004	0.006	0.005	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002
0.036	0.018	0.027	0.015	0.022	0.016	0.020	0.010	0.019	0.011	0.011	0.004	0.007	0.004	0.004	0.003	0.005	<0.002	0.003	<0.002	0.002	0.002	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002
—	0.013	0.021	0.017	0.019	0.016	0.016	0.008	0.017	0.012	0.005	0.002	0.006	0.004	<0.002	0.002	0.005	0.004	<0.002	0.003	0.002	0.002	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002
—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002
12	20	1.3	10	3.0	2.2	0.50	6.0	1.7	8.1	2.4	9.8	4.4	0.97	0.78	0.67	0.54	2.8	0.21	5.4	0.68	4.3	0.83	4.7	10
10.0	5.6	3.0	2.4	2.0	2.8	1.0	2.8	1.1	1.6	2.0	2.5	1.6	1.2	3.3	2.0	2.3	1.4	2.2	2.2	0.72	0.15	8.1	4.8	
3.5	3.1	6.6	5.2	5.9	5.5	8.6	6.3	4.7	2.8	13.0	11.0	11.0	7.3	10.0	4.1	4.7	3.4	5.4	3.0	6.6	0.31	0.49	0.39	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.4	2.0	2.5	3.9	2.9	3.1	3.1	3.2	—	0.41	0.36	0.24	0.08	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.30	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	0.05	0.04	0.04	0.03	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
—	—	—	—	—	—	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
—	—	—	17	17	17	17	17	16	16	16	17	16	17	17	18	17	15	15	16	14	15	15	16	10
—	—	—	2.8	3.0	3.0	3.2	3.3	3.7	3.1	3.3	3.4	3.6	3.4	4.0	3.4	3.6	3.7	4.0	3.8	3.6	3.3	4.0	3.1	
0.0039	0.0061	0.0069	0.0057	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01
0.14	0.042	0.22	0.048	0.14	0.021	0.057	0.010	0.020	0.0090	0.024	0.0020	0.0030	<0.0020	0.0050	0.0021	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.0037	0.0030	0.0036	0.0027	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01
0.013	0.0080	0.010	0.0060	0.0060	0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	0.0008	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01
—	—	—	—	—	—	0.015	0.0090	0.0130	0.0080	0.0050	0.0020	0.0060	0.0020	0.0020	0.0012	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.012	0.032	0.059	0.010	0.020	0.019	0.0011	0.031	0.015	0.049	0.013	0.024	0.0052	0.0048	0.016	0.024	0.0060	0.013	0.024	0.018	0.0062	0.013	0.020	0.019	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
<0.0005	0.0006	<0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	0.0008	<0.0005	<0.0005	0.0008	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	0.0005	0.0009	0.0011	0.0012	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
0.010	0.004	0.004	0.003	0.003	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
0.012	0.0070	0.0078	0.0061	0.010	0.0041	<0.0005	<0.0005	0.0092	0.0046	<0.0005	0.0030	0.0022	0.0013	0.0017	0.0020	0.0013	0.0017	0.0018	0.0016	0.0015	0.0014	0.0010	0.0010	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	14	14	14	13	13	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	12	10	13	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.022	0.005	0.014	0.015	0.01
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01

１１　ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果

次ページにつづく

分析項目		Ａゴルフ場		Ｂゴルフ場	Ｃゴルフ場		Ｄゴルフ場	
		排出水	地下水	排出水	排出水	地下水	排出水	地下水
殺虫剤	アセタミプリド	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018
	アセフェート	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063
	イソキサチオン	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008
	イミダクロプリド	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015
	エトフェンプロックス	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082
	クロチアニジン	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025
	クロルピリホス	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002
	ダイアジノン	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005
	チアメトキサム	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047
	チオジカルブ	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008
	テブフェノジド	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042
	トリクロルホン（ＤＥＰ）	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012
	ピリダフェンチオン	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002
	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003
	ペルメトリン	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01
	ベンスルタップ	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009
殺菌剤	アゾキシストロビン	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047
	イソプロチオラン	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026
	イプロジオン	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03
	イミノクタジン	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084
	エトリジアゾール（エクロメゾール）	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004
	オキシン銅（有機銅）	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004
	キャプタン	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03
	クロロタロニル（ＴＰＮ）	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004
	クロロネブ	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
	ジフェノコナゾール	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003
	シプロコナゾール	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003
	シメコナゾール	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022
	チウラム（チラム）	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
	チオファネートメチル	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03
	チフルザミド	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
	テトラコナゾール	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
	テブコナゾール	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077
	トリフルミゾール	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
	トルクロホスメチル	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02
	バリダマイシン	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12
	ヒドロキシイソキサゾール（ヒメキサゾール）	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04
	フルトラニル	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023
	プロピコナゾール	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
	ペノミル	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
	ペンシクロン	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014
	ボスカリド	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011
	ホセチル	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23
	ポリカーバメート	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017
	メタラキシル	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058
	メプロニル	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01
雑草剤	アシュラム	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02
	エトキシスルフロン	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01
	オキサジアルギル	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
	オキサジクロメホン	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024
	カフェンストロール	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007
	シクロスルファムロン	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008
	ジチオピル	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095
	シデュロン	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03
	シマジン（ＣＡＴ）	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003
	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
	トリクロピル	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006
	ナプロパミド	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003
	ハロスルフロンメチル	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026
	ピリブチカルブ	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023
	ブタミホス	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
	フラザスルフロン	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003
	プロピザミド	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
	ベンスリド（ＳＡＰ）	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01
	ペンディメタリン	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01
	ベンフルラリン（ベスロジン）	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008
	メコプロップ	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047
	ＭＣＰＡ	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005
	トリネキサパックエチル	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015

※　指針値:平成2年5月24日 環水土第77号 環境庁水質保全局長通知(最終改正 平成22年9月29日 環水大土発第100929001号)

Ｅゴルフ場	Ｆゴルフ場		Ｇゴルフ場	Ｈゴルフ場		Ｉゴルフ場	Ｊゴルフ場	指針値
排出水	排出水	地下水	排出水	排出水	地下水	排出水	排出水	
＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	＜0.0018	1.8
＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	＜0.00063	0.063
＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	＜0.0008	0.08
＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	＜0.015	1.5
＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	＜0.0082	0.82
＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	＜0.025	2.5
＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	0.02
＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	0.05
＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	0.47
＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	0.8
＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	＜0.0042	0.42
＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	＜0.0012	0.05
＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	0.02
＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	0.03
＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	1
＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	＜0.009	0.9
＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	4.7
＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	2.6
＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	3
＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	＜0.00084	0.06
＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	＜0.0004	0.04
＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.4
＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	3
＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.4
＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.5
＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	0.3
＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	0.3
＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	＜0.0022	0.22
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.2
＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	3
＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.5
＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.1
＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	＜0.0077	0.77
＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.5
＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	2
＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	＜0.12	12
＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	＜0.04	1
＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	＜0.023	2.3
＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.5
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.2
＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	＜0.014	1.4
＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	＜0.011	1.1
＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	＜0.23	23
＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	＜0.017	0.3
＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	＜0.0058	0.58
＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	1
＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	2
＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	1
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.2
＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	＜0.0024	0.24
＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	＜0.0007	0.07
＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	0.8
＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	＜0.00095	0.095
＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	3
0.00047	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	0.03
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.2
＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006	0.0015	0.06
＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	0.3
＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	＜0.026	2.6
＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	＜0.0023	0.23
＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	0.2
＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	＜0.003	0.3
＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.5
＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	1
＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	1
＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	0.8
＜0.0047	0.0056	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	＜0.0047	0.47
＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	0.0022	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	0.05
＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	＜0.0015	0.15

１２－１　水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況

業　種	排　水　量			合　計
	50(m³/日)以上	50～30(m³/日)	30(m³/日)未満	
鉱業，水洗炭業	1			1
畜産農業	2	4	192	198
畜産食料品製造業	1		5	6
水産食料品製造業	1	1		2
保存食料品製造業	3		18	21
みそ，しょう油等の製造業	2		3	5
パン菓子製造業			2	2
米菓，こうじ製造業	1		16	17
飲料製造業	1		9	10
動物系飼料，有機質飼料製造業		1	1	2
動植物油脂製造業			1	1
めん類製造業	2		4	6
豆腐，煮豆製造業	2	1	7	10
冷凍調理食品製造業			2	2
たばこ製造業	1			1
繊維製品製造業	2		1	3
木材薬品処理業			1	1
パルプ，紙，紙加工品製造業	1			1
新聞，出版印刷業			7	7
合成樹脂製造業	1		1	2
写真感光材料製造業			1	1
有機化学工業製品製造業	1		1	2
医薬品製造業	1		2	3
農薬製造業			1	1
自動車タイヤ，工業ゴム製品等製造業			1	1
ガラス製品製造業	3		61	64
セメント製品製造業			16	16
生ｺﾝｸﾘｰﾄ製造業	1		16	17
窯業原料精製業		1		1
砕石業	1		2	3
砂利採取業	3		3	6
鉄鋼業	2		1	3
非鉄金属製造業	2		4	6
金属製品製造業	8		20	28
空きびん卸売り業			2	2
水道施設			1	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	14	3	28	45
電気めっき施設	2		6	8
旅館業	5	2	68	75
共同調理場に設置される厨房施設			1	1
弁当製造業			1	1
飲食店（食堂･ﾚｽﾄﾗﾝ）	8		5	13
飲食店（そば，うどん，すし，喫茶店）	1		1	2
洗濯業	4	1	81	86
写真現像業			8	8
病院			1	1
中央卸売市場			1	1
自動車分解整備事業	1		3	4
自動式車両洗浄施設			192	192
試験研究機関	3		29	32
一般廃棄物処理施設	1		1	2
産業廃棄物処理施設	2		1	3
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等による洗浄施設			4	4
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等による蒸留施設			1	1
し尿処理施設	43	1	3	47
下水道終末処理場	3			3
共同処理施設	2		1	3
合　計	132	15	838	985

※　畜産農業は，左より，50(m³/日)以上，15(m³/日)以上50(m³/日)未満，15(m³/日)以下

１２－２ 水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況

	設置数
有害物質貯蔵指定施設	18

１３　栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

特　定　施　設	届出事業場数		
	排　水　量		合　計
	30m^3/日以上	30m^3/日未満	
工場又は事業場の用にひろく供する廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設，湿式脱臭施設，塗装水洗ブース	3	11	14
カレー粉，パン，菓子又は麦芽の製造の用に供する原料処理施設	2	19	21
段ボール製造の用に供する貼合施設		1	1
プラスチック製品の製造の用に供する成形施設	1	3	4
石材の加工の用に供する研磨施設，湿式切断施設	3	9	12
畜産食料品又は飲料の製造の用に供する混合施設，充てん施設	2		2
医薬品又は農薬の製造の用に供する混合施設，充てん施設	0		0
化粧品，歯みがきその他の化粧用調整品の製造の用に供する混合施設，充てん施設	1		1
金属製品の製造の用に供する鋳造施設，研磨施設		3	3
非鉄金属製品の製造の用に供する圧延施設		2	2
納豆製造業の用に供する原料処理施設，湯煮施設	1	2	3
合　計	13	50	63

１４　水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果

区　分	立入検査件　数	分析結果		指導等件数		
		適合	不適合	指導	改善警告	改善命令
電気メッキ	11	11	0	0	0	0
表面処理	24	22	2	2	0	0
し尿処理等	13	13	0	0	0	0
畜　房	0	0	0	0	0	0
食　品	12	12	0	0	0	0
生 コ ン	1	1	0	0	0	0
クリーニング	8	8	0	0	0	0
そ の 他	29	28	1	1	0	0
条例対象	6	6	0	0	0	0
合　計	104	101	3	3	0	0

１５－１　ダイオキシン類環境調査地点（河川水，河川底質）

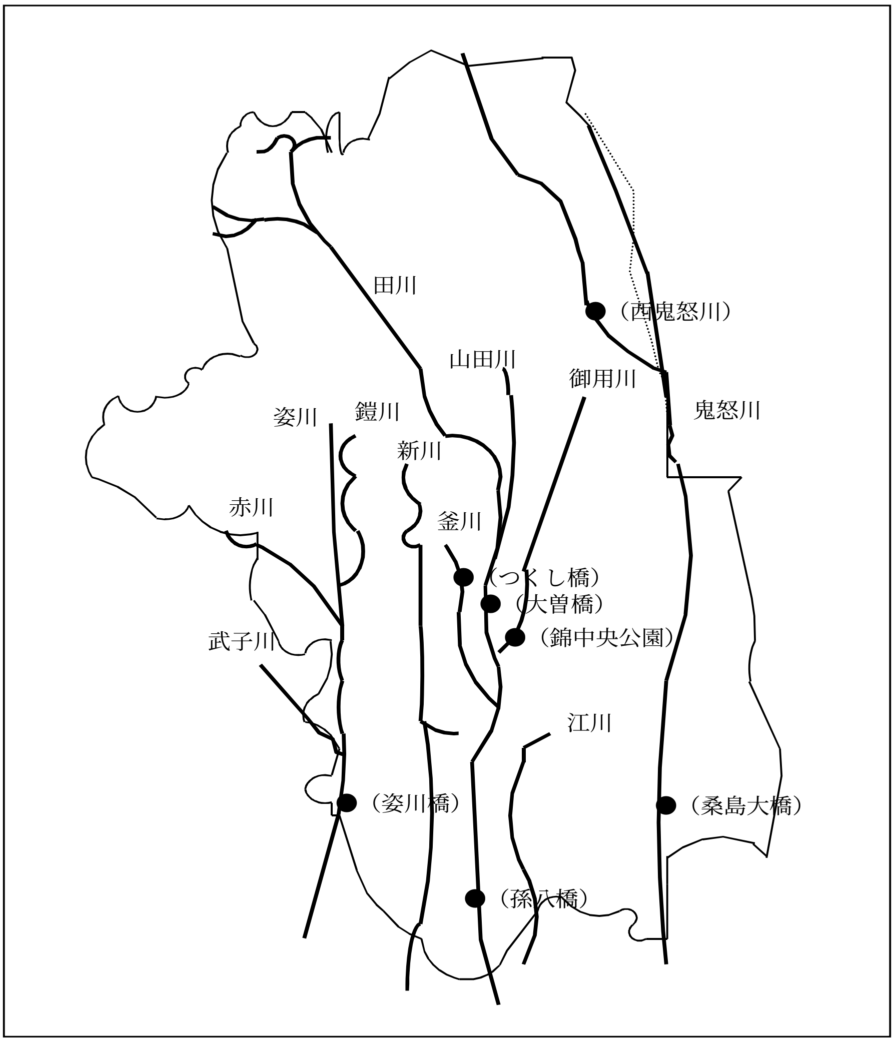

１５－２　ダイオキシン類の経年変化（河川水，河川底質）

河川水

単位：(pg-TEQ/L)

河川名	地点名	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
田　川	孫八橋	0.14	0.19	0.12	0.075	0.079	0.10	0.14	0.064	0.061	0.061	0.086	—	—	—	
	大曽橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.051	0.34	0.44	
御用川	錦中央公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.094	0.37	0.55	
釜川	つくし橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.13	0.35	0.13	1
姿　川	姿川橋	0.30	0.72	0.13	0.072	0.092	0.093	0.18	0.075	0.060	0.060	0.054	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.074	0.087	0.21	
鬼怒川	桑島大橋	0.28	0.18	0.066	0.068	0.069	0.069	0.076	0.025	0.050	0.050	0.073	—	—	—	

河川底質

単位：(pg-TEQ/g)

河川名	地点名	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
田　川	孫八橋	0.96	0.71	0.25	0.40	0.19	0.43	0.31	0.25	0.41	0.41	0.26	—	—	—	
	大曽橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.34	0.16	
御用川	錦中央公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.72	0.42	0.44	
釜川	つくし橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	0.22	1.9	150
姿　川	姿川橋	0.5	0.42	0.33	0.47	0.19	1.3	0.44	0.30	0.27	0.27	0.66	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	—	—	—	—	—	—	—	—	0.29	0.29	0.34	0.55	0.16	1.2	
鬼怒川	桑島大橋	0.29	0.27	0.29	0.49	0.18	4.6	0.23	0.30	0.43	0.43	0.24	—	—	—	

１５－３　ダイオキシン類環境調査地点（地下水，土壌）

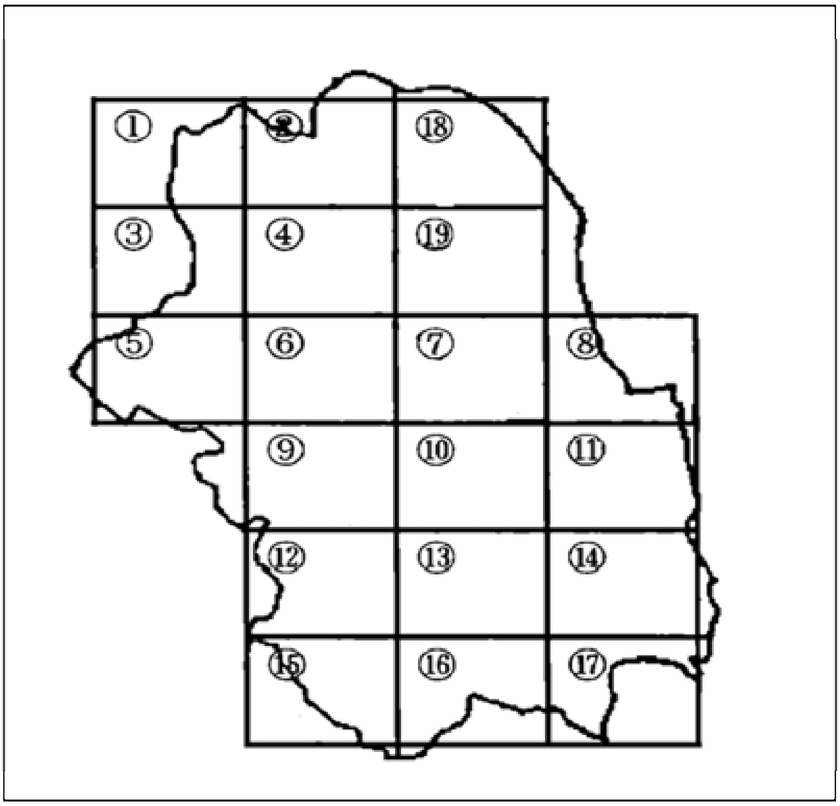

１５－４　ダイオキシン類環境調査地点（地下水）

単位:(pg-TEQ/L)

メッシュ	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
1	−	−	−	−	−	0.065	−	−	0.046	−	−	0.042	−	
2	−	−	−	−	0.065	−	0.022	−	−	0.046	−	−	0.042	
3	−	−	−	−	0.065	−	−	0.048	−	−	0.046	−	−	
4	0.022	−	−	−	−	0.065	−	−	0.046	−	−	0.065	−	
5	−	−	−	−	0.065	−	0.022	−	−	0.046	−	−	0.069	
6	−	−	−	0.066	−	−	−	0.048	−	−	0.046	−	−	
7	−	−	0.065	−	−	0.065	−	−	0.046	−	−	0.036	−	
8	−	0.061	−	−	0.065	−	0.022	−	−	0.046	−	−	0.042	
9	0.026 0.017	0.061	0.065	−	−	−	−	0.048	−	−	0.047	−	−	
10	0.025	0.061	0.065	0.066	−	0.065	−	−	0.046	−	−	0.035	−	1
11	0.019	−	0.065 0.065	0.066	−	−	0.023	−	−	0.046	−	−	0.042	
12	0.046	0.061	−	0.067 0.066	−	−	−	0.048	−	−	0.046	−	−	
13	0.043	0.061 0.061	−	−	−	0.065	−	−	0.046	−	−	0.03	−	
14	−	0.061	0.065	−	−	−	0.025	−	−	0.046	−	−	0.042	
15	−	−	0.065	0.066	−	−	−	0.048	−	−	0.06	−	−	
16	−	−	−	0.066	−	0.065	−	−	0.046	−	−	0.6	−	
17	−	−	−	−	0.065	−	0.022	−	0.046	−	−	0.4	−	
18	−	−	−	−	−	−	−	0.048	−	0.046	−	−	0.042	
19	−	−	−	−	−	−	−	0.048	−	−	0.046	−	−	

※　19メッシュに区分し，3年ローテーションで調査。

１５－５　ダイオキシン類の経年変化（土壌）

単位:(pg-TEQ/g)

メッシュ	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
1	-	-	-	-	-	-	0.21	-	-	2.5	-	-	0.45	-	
2	-	-	-	-	-	0.25	-	5.5	-	-	4.7	-	-	1.7	
3	-	-	-	-	-	0.45	-	-	2.5	-	-	3.1	-	-	
4	-	4.0	-	-	-	-	3.0	-	-	1.1	-	-	4.3	-	
5	0.073	-	-	-	-	1.2	-	2.7	-	-	2.5	-	-	4.1	
6	1.9	-	-	0.16	1.1	-	-	-	1.1	-	-	1.3	-	-	
7	-	-	-	-	-	-	10	-	-	0.29	-	-	7.7	-	
8	-	-	13	-	-	0.14	-	1.3	-	-	1.1	-	-	0.55	
9	2.4	4.7 3.0	4.7	1.2	-	-	-	-	0.3	-	-	0.073	-	-	
10	8.2	0.57	3.2	2.3	16	-	9.5	-	-	7.0	-	-	7.8	-	1000
11	-	5.2	-	12 0.66	7.7	-	-	2.6	-	-	43	-	-	50	
12	-	0.35	2.0	-	4.5 4.6	-	-	-	7.0	-	-	6.1	-	-	
13	-	1.0	0.18 7.9	-	-	-	1.4	-	-	4.3	-	-	3.5	-	
14	4.2	-	0.89	1.3	-	-	-	1.7	-	-	2.0	-	-	1.5	
15	4.3	-	-	1.6	3.2	-	-	-	4.3	-	-	2.9	-	-	
16	-	-	-	-	1.5	-	23	-	-	2.0	-	-	3.9	-	
17	-	-	-	-	-	0.44	-	4.9	-	23	-	-	3.2	-	
18	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	-	2.6	-	-	2.8	
19	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	-	-	2.3	-	-	

※ 19メッシュに区分し，3年ローテーションで調査。2段書きは，2地点を調査。

【参考】全国のダイオキシン類に係る環境調査結果（平成23年度）

環境媒体	調査地点数	環境基準超過地点数	平均値	
河川水	1594	28 (1.8%)	0.19	(pg-TEQ/L)
河川底質	1320	3 (0.2%)	7.0	(pg-TEQ/g)
地下水	538	0 (0%)	0.047	(pg-TEQ/L)
土壌	969	0 (0%)	3.4	(pg-TEQ/g)

※ pg　(ﾋﾟｺｸﾞﾗﾑ) ＝1兆分の1g
※ TEQ　(毒性等量) ダイオキシン類には多くの種類の物質があり，毒性も異なるため，毒性を評価する際に，毒性の最も強い 2.3.7.8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性を1として換算して表す。

１６　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（水質）

特 定 施 設	施設数
廃棄物焼却炉からの廃ガス洗浄施設	17
下水道終末処理施設	1
廃棄物焼却炉における灰貯留施設からの汚水処理施設	1
合 計	19
工場･事業所数	6

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

１７　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（水質）

区分	立入検査件数	分析結果		指導内容							
		適合	不適合	排出･管理基準遵守	自主分析実施	申請届出	施設等点検･管理	処理施設等設置･改善	管理組織体制	記録整備	その他
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

１８　ダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（水質）

	工場･事業場名	特定施設種類	廃棄物焼却炉		使 用 の 状 況			測 定 結 果			
			焼却能力(t/h)	日焼却量(t/日)	1日当使用時間	使用時間間隔	月使用日数(日/月)	日排水量(m3/日)	試料採取日	排水濃度(pg-TEQ/L)	適用基準
1	宇都宮市川田水再生センター	廃棄物焼却炉からの廃ガス洗浄施設	7	80	24	0	30	156,897	H24.6.27	0.00028	10
2	宇都宮市東横田清掃工場	灰貯留施設からの汚水処理施設	4	12	24	0	20	1,087	H24.10.24	0.0013	10

3．その他生活環境関係

1　騒音，振動，悪臭に係る環境基準等

騒音に係る環境基準

地域類型	基　準　値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

（注）AAをあてはめる地域は，栃木県にはない。

新幹線騒音に係る環境基準

地域類型	基準値	指　定　区　域		指定から除外する区域
I	70dB以下	軌道中心線から300m以内の区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	・線路が堀割で，沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域 ・工業専用地域，河川の地域 ・用途地域の定めのない地域で，かつ住居が存在しない区間が1,000mに及ぶ山林，原野，農業用地等 ・トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上の区域
II	75dB以下	同上	近隣商業地域，商業地域 準工業地域，工業地域	

航空機騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値（WECPNL）
I（専ら住居の用に供される地域）	70以下
II（I以外の生活を保全する必要がある地域）	75以下

※栃木県は地域類型のあてはめを行っていない。

悪臭防止法に係る規制基準

規　制　地　域	規制基準（臭気指数）
都市計画法第8条に基づく用途地域	15

2　騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

騒音に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	291	2,016
空気圧縮機及び送風機	1,673	2,570
土石用破砕機等	17	121
織機	0	6
建設用資材製造機械	2	19
穀物用製粉機	26	12
木材加工機械	129	119
抄紙機	12	4
印刷機械	425	58
合成樹脂射出成形機	128	242
鋳物造型機	2	12
クーリングタワー	0	1,003
合　計	2,705	6,182
届出工場･事業場数	457	688

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

騒音に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
くい打ち機　等	11	1
さく岩機　等	25	6
空気圧縮機　等	0	6
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ,ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄ	0	0
バックホウ	71	15
トラクターショベル	1	0
ブルドーザー	7	0
合　計	115	28

３　振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

振動に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類	振動規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	499	1,052
圧縮機	336	748
土石用破砕機等	18	123
織機	1	6
コンクリートブロックマシーン等	0	14
木材加工機械	12	6
印刷機械	106	24
ロール機	0	9
合成樹脂射出成形機	139	214
鋳物造型機	2	17
合　計	1,113	2,213
届出工場・事業場数	178	235

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場・事業場数」は一致しない。

振動に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	振動規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
くい打ち機　等	5	1
舗装版破砕機　等	0	0
ブレーカー	33	8
合　計	38	9

４－１　東北新幹線騒音振動調査地点

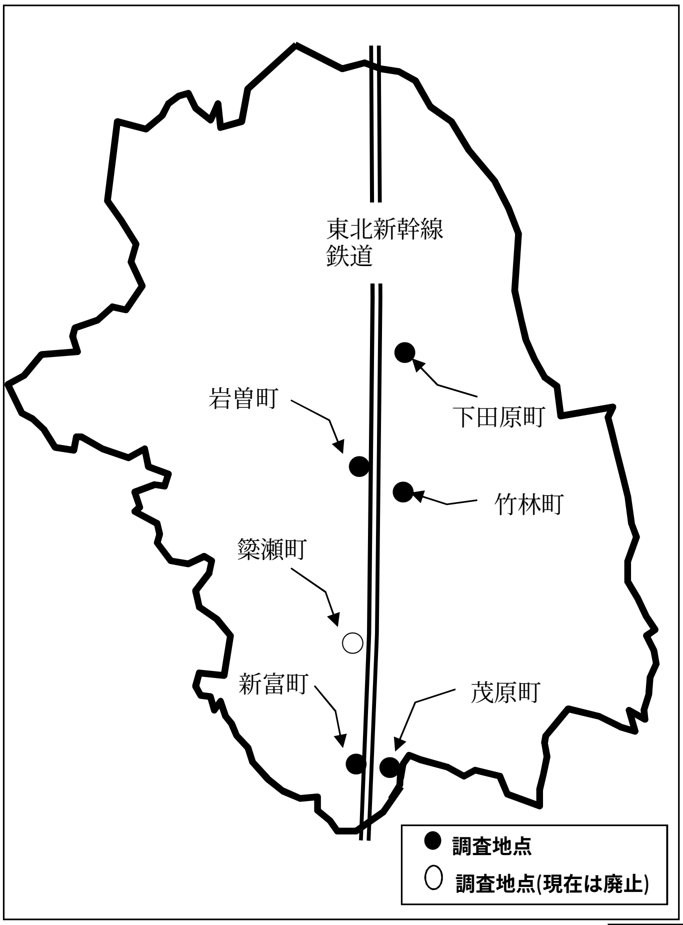

４－２　東北新幹線騒音の経年変化

次ページにつづく

年　度		地域類型	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5
調査地点 (地域類型)	岩曽町	I	77	77	―	―	75	75	75	77	78	80	78	75
	竹林町	I	―	―	―	73	74	75	76	74	75	75	74	73
	新富町	I	64	―	76	77	76	75	74	73	72	73	74	75
	茂原町	I	75	―	―	74	75	75	75	74	74	75	74	74
	簗瀬町	I	64	―	―	69	71	67	72	72	72	70	72	70
	下田原町	I	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※　dB(ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ)　　騒音や振動の大きさを表す単位。

４２－３　東北新幹線振動の経年変化

年　度		地域類型	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5
調査地点 (地域類型)	岩曽町	I	54	53	―	―	51	52	54	52	52	52	51	56
	竹林町	I	―	―	―	48	49	49	51	51	55	51	49	50
	新富町	I	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	茂原町	I	47	―	―	―	49	50	48	49	49	49	48	50
	簗瀬町	I	―	―	―	―	―	―	48	46	46	49	45	45
	下田原町	I	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※　dB(ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ)　　騒音や振動の大きさを表す単位。

単位:(dB)

H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
77	76	76	75	76	74	—	74	—	74	—	71	—	73	—	72	-	73	-	70以下
74	74	74	75	75	74	—	75	—	73	—	73	—	73	—	70	-	73	-	
71	74	74	75	73	76	74	—	76	—	74	—	74	—	71	-	73	-	72	
74	75	75	76	75	75	74	—	76	—	76	—	74	—	74	-	71	-	71	
70	68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-	-	-	-	
—	—	—	—	76	74	74	76	73	75	74	70	73	73	74	72	73	72	74	

単位:(dB)

H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	勧告指針値
53	53	53	53	55	53	—	56	—	53	—	55	—	53	—	55	-	54	-	70以下
51	51	50	53	51	52	—	52	—	49	—	49	—	54	—	47	-	50	-	
—	—	—	50	54	54	52	—	56	—	53	—	50	—	49	-	54	-	50	
49	48	53	53	52	52	58	—	53	—	51	—	52	—	49	-	48	-	49	
46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-	-	-	-	
—	—	—	—	58	58	60	56	53	55	53	53	53	55	55	54	58	57	58	

５－１　航空機騒音測定地点

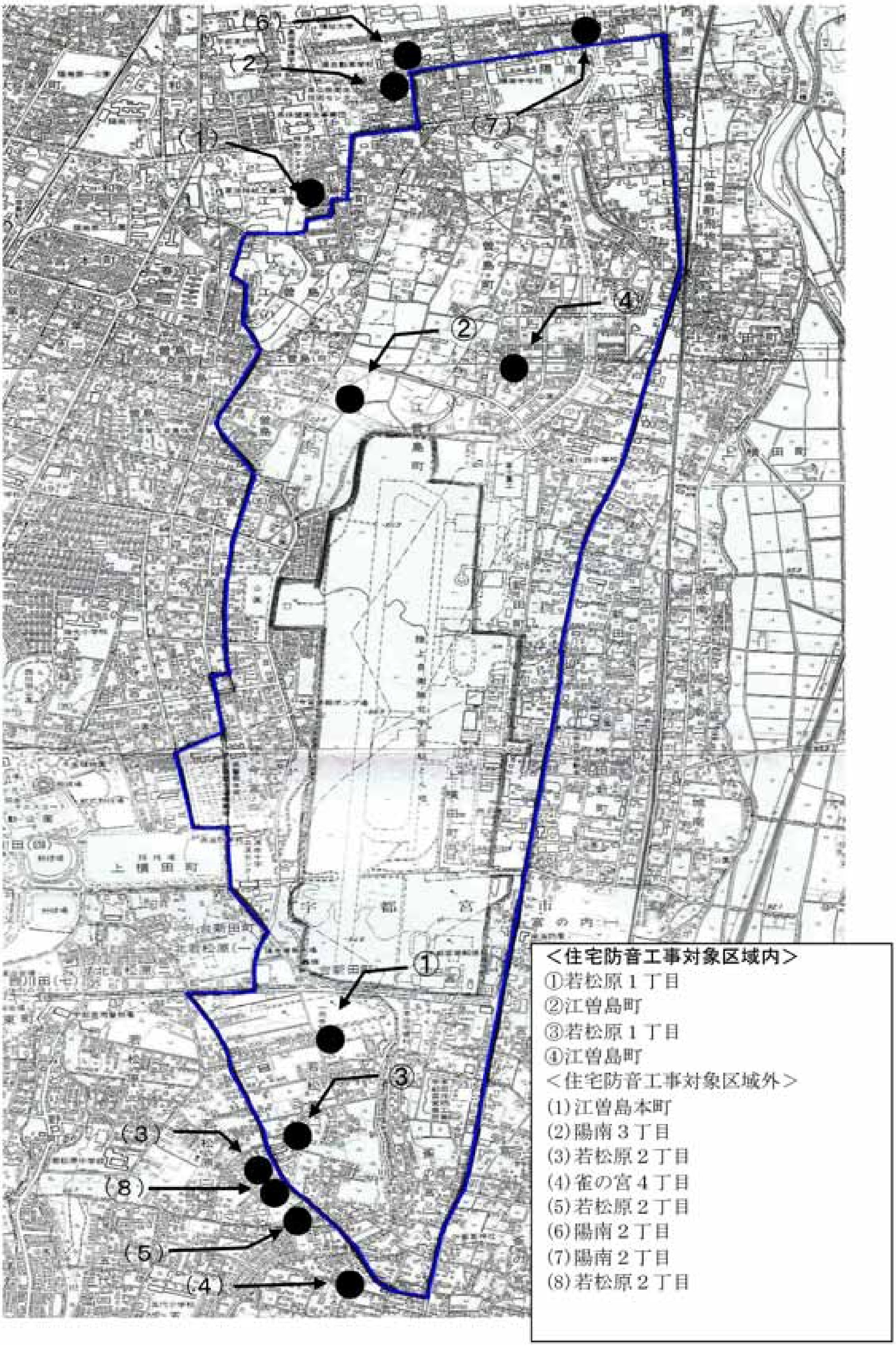

５－２　航空機騒音の経年変化

			H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
住宅防音工事対象区域内	①	若松原1丁目	74.0	72.4	75.3	73.0	72.1	71.9	70.7	70.6	71.0	73.1	74.5	72.9	72.1	71.2	71.1	71.0	71.0	71.0	71.8	70.7
	②	江曽島町	70.0	69.3	70.4	69.8	69.6	67.8	68.3	70.0	70.6	70.0	69.7	69.7	69.7	69.8	69.9	70.3	69.8	68.8	69.5	69.5
	③	若松原1丁目	70.4	68.4	70.7	68.1	68.5	69.0	66.6	69.2	68.8	68.4	68.4	67.8	68.4	67.6	67.4	67.1	66.6	67.4	66.8	67.3
	④	江曽島町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	66.6	63.6	65.0	66.8
住宅防音工事対象区域外	(1)	江曽島本町	－	－	－	－	－	63.0	63.5	66.5	64.0	－	66.8	63.2	63.6	69.0	67.7	66.0	65.3	60.8	63.4	62.1
	(2)	陽南3丁目	－	－	－	－	－	63.9	63.8	66.7	67.3	68.2	64.9	63.9	65.8	66.0	69.7	66.8	64.9	63.4	63.5	62.9
	(3)	若松原2丁目	－	－	－	－	－	63.1	59.7	－	65.6	－	66.2	66.0	65.2	67.0	66.0	64.1	64.2	64.5	64.0	63.4
	(4)	雀の宮4丁目	－	－	－	－	－	65.9	65.9	－	69.5	65.9	66.8	－	68.7	66.2	68.2	66.8	68.8	64.8	66.5	62.4
	(5)	若松原2丁目	－	－	－	－	－	－	－	69.8	71.0	69.9	69.6	66.3	63.8	66.9	69.1	68.9	71.9	66.5	66.9	66.5
	(6)	陽南2丁目	－	－	－	－	－	－	－	63.1	63.8	66.3	63.2	68.1	61.3	62.9	62.7	66.5	60.3	59.6	60.4	57.5
	(7)	陽南2丁目	－	－	－	－	－	－	66.4	62.1	62.6	63.6	64.7	60.7	60.0	58.8	60.0	58.4	59.1	61.9	63.2	60.8
	(8)	若松原2丁目	－	－	－	－	－	－	63.8	68.5	67.6	66.8	68.7	67.2	65.2	64.7	67.0	66.3	64.5	68.2	66.5	64.2

※ WECPNL　航空機騒音を表す単位。航空機騒音は単に騒音の大きさだけではなく，発生回数，発生時間帯などを考慮し，平均として総合的に評価することが環境庁告示により定められている。

参考：環境基準

地域の類型	基準値(WECPNL)
Ⅰ	70以下
Ⅱ	75以下

※ 航空機騒音に係る環境基準は，昭和48年2月27日付で告示され，飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策，障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。

※ Ⅰにあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし，Ⅱにあてはめる地域は，Ⅰ以外の生活を保全する必要がある地域とする。なお，栃木県では地域類型の当てはめを行っていない。

５－３　航空機騒音測定結果

測定場所／測定期間	住宅防音工事対象区域内				住　宅　防　音　工　事　対　象　区　域　外							
	①	②	③	④	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	若松原1丁目	江曽島町	若松原1丁目	江曽島町	江曽島本町	陽南3丁目	若松原2丁目	雀の宮4丁目	若松原2丁目	陽南2丁目	陽南2丁目	若松原2丁目
	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	準工業地域	準工業地域	第1種中高層住居専用地域
H24年4月17日～5月14日	平成12年5月より常時監視	平成15年6月より常時監視	66.8									
H24年5月15日～5月28日					62.1	62.9						
H24年7月10日～8月6日			67.4	67.1								
H24年9月4日～9月17日								62.4				
H24年10月2日～10月29日			67.8	65.4								
H24年10月30日～11月12日											60.8	64.2
H24年11月13日～11月26日							63.4					
H25年1月8日～2月4日			67.1	67.9								
H25年2月5日～2月18日									66.5	57.5		
H25年3月1日～3月31日												
年平均WECPNL	70.7	69.5	67.3	66.8	62.1	62.9	63.4	62.4	66.5	57.5	60.8	64.2

※ WECPNL　航空機騒音を表す単位。航空機騒音には特殊な要素があるため，単に騒音の大きさだけではなく，発生回数，発生時間帯などを考慮し，平均として総合的に評価したもの。

６－１　自動車騒音環境基準達成率の経年変化

単位:(%)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	全国平均
環境基準達成率	85	84	85	86	88	87	87	87	93	87.6 (H23)

６－２　自動車騒音環境基準達成状況の評価結果（道路種類別）

		評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)					環境基準達成率 (%)
				住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも基準値以下 ① (戸)	昼のみ基準値以下 ② (戸)	夜のみ基準値以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値超過 ④ (戸)	
全体　(住居等戸数)		361.0	128	29,001	26,847	544	275	1,335	93
道路種類別	高速自動車国道	25.3	4	325	313	11	0	1	
	一般国道	129.4	46	10,355	8,947	358	142	908	
	都道府県道	202.8	76	17,297	16,568	175	133	421	
	4車線以上の市町村道	3.5	2	1,024	1,019	0	0	5	

７　栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

悪臭に係る特定施設	施設数
飼料又は肥料製造施設	13
豚飼養施設	7
鶏飼養施設	17
動物性油脂又は ゼラチン製造施設	14
鶏ふん乾燥施設	12
医薬品製造施設	4
合　計	67
届出工場･事業場数	23

※　1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから，「合計」と「届出工場･事業場数」は一致しない。

【参考】化学物質環境実態調査結果（河川水・河川底質）

環境省で田川の化学物質実態調査を実施しております。詳細は下記のホームページをご参照ください。
(環境省ホームページ「平成24年度版　化学物質と環境」)
http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2012/tiikibetu_11.html

※　過年度の調査結果について
http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html

8　公害等に係る苦情処理件数の経年変化

	公　害　関　係											その他
	騒　音		振　動		悪　臭		ばい煙	粉じん	汚　水	その他	合　計	空き地の適正管理
S51	39	(20,904)	3	(3,536)	24	(15,998)	19	5	13	7	110	—
S52	39	(21,088)	4	(3,823)	23	(16,676)	17	7	12	7	109	—
S53	52	(22,886)	2	(4,033)	41	(16,742)	29	8	11	7	150	—
S54	56	(22,686)	5	(3,914)	42	(15,499)	33	8	10	7	161	333
S55	51	(22,571)	3	(3,766)	22	(13,433)	27	2	6	5	116	566
S56	54	(22,103)	8	(3,737)	34	(13,541)	26	5	23	9	159	596
S57	80	(22,322)	4	(3,067)	44	(13,395)	26	8	17	13	192	439
S58	50	(21,781)	3	(3,103)	27	(12,741)	16	2	110	10	218	722
S59	57	(22,894)	5	(3,131)	27	(13,529)	15	3	18	6	131	450
S60	33	(20,171)	6	(3,118)	24	(13,070)	19	3	13	5	103	675
S61	14	(19,937)	0	(3,058)	10	(12,705)	5	0	21	3	53	289
S62	8	(22,120)	2	(3,109)	3	(12,488)	3	3	7	0	26	416
S63	9	(20,746)	1	(3,279)	2	(11,932)	2	0	11	1	26	302
H1	11	(19,479)	1	(2,921)	4	(11,717)	2	1	9	2	30	277
H2	11	(19,018)	0	(2,786)	5	(11,666)	0	1	13	4	34	301
H3	76	(16,800)	7	(2,207)	23	(10,616)	51	5	21	1	184	239
H4	56	(15,539)	4	(2,193)	23	(10,753)	32	5	17	4	141	244
H5	58	(15,094)	4	(2,063)	24	(9,972)	36	6	21	0	149	205
H6	56	(15,986)	6	(2,547)	45	(11,946)	44	6	18	0	175	242
H7	46	(14,359)	4	(2,742)	33	(11,276)	35	6	23	0	147	229
H8	58	(15,059)	6	(2,662)	40	(11,942)	44	4	21	3	176	187
H9	33	(14,011)	1	(2,257)	67	(14,554)	84	5	27	4	221	341
H10	53	(12,685)	4	(2,124)	46	(20,092)	154	2	17	1	277	359
H11	25	(12,452)	1	(2,064)	5	(18,732)	52	2	17	0	102	270
H12	18	(14,066)	2	(2,264)	17	(21,205)	59	0	19	0	115	222
H13	16	(14,547)	0	(2,480)	38	(23,776)	40	0	11	0	105	225
H14	16	(15,461)	1	(2,614)	16	(23,519)	38	1	10	0	82	163
H15	38	(15,928)	2	(2,608)	20	(24,587)	29	4	10	0	103	190
H16	48	(16,215)	1	(3,289)	28	(19,657)	40	1	11	0	129	222
H17	55	(16,470)	0	(3,599)	18	(19,114)	47	6	12	0	138	206
H18	41	-	2	-	21	-	16	8	9	0	97	224
H19	24	-	3	-	34	-	14	2	6	0	83	522
H20	31	-	3	-	24	-	22	4	4	0	88	501
H21	34	-	4	-	20	-	15	3	7	0	83	421
H22	39	-	1	-	16	-	12	3	4	0	75	435
H23	23	-	2	-	19	-	6	0	4	0	54	440
H24	26	-	0	-	24	-	0	6	4	0	60	474

※ 平成12年度から（空き地の適正管理は平成19年度から）は，旧上河内町と旧河内町を含む(網掛け部分)。

※ ( )の数字は全国の状況（環境省）

4．廃棄物関係

1　本市のごみ排出量の推移

年次	ごみ量（t/年）		排出量（総量）（t/年）	1人1日あたり（g/人日）
	資源物以外	資源物		資源物以外
平成12年度　(2000)	180,517.11	36,358.49	216,875.60	1,016
平成13年度　(2001)	186,871.75	42,845.89	229,717.64	1,047
平成14年度　(2002)	192,848.82	39,084.69	231,933.51	1,075
平成15年度　(2003)	195,755.10	36,409.96	232,165.06	1,085
平成16年度　(2004)	189,967.27	35,962.30	225,929.57	1,048
平成17年度　(2005)	188,128.71	38,582.28	226,710.99	1,025
平成18年度　(2006)	184,937.56	41,584.05	226,521.61	1,003
平成19年度　(2007)	173,080.12	37,443.63	210,523.75	935
平成20年度　(2008)	168,257.89	33,357.24	201,615.13	905
平成21年度　(2009)	164,308.05	31,957.33	196,265.38	883
平成22年度　(2010)	146,944.95	37,705.12	184,650.07	788
平成23年度　(2011)	150,982.91	36,671.34	187,654.25	806
平成24年度　(2012)	150,964.87	35,968.43	186,933.30	803

資料（ごみ減量課）

2　本市のリサイクル率・最終処分量の推移

年次	資源化量（t/年）	リサイクル率（%）	最終処分量（t/年）	最終処分率（%）
平成12年度　(2000)	33,840.87	15.6	25,387.36	11.7
平成13年度　(2001)	36,400.88	15.8	29,882.78	13.0
平成14年度　(2002)	34,377.25	14.8	29,976.18	12.9
平成15年度　(2003)	32,496.55	14.0	29,079.54	12.5
平成16年度　(2004)	32,440.17	14.4	28,294.04	12.5
平成17年度　(2005)	35,268.24	15.6	27,574.06	12.2
平成18年度　(2006)	38,488.80	17.0	27,935.28	12.3
平成19年度　(2007)	34,667.47	16.5	26,096.56	12.4
平成20年度　(2008)	29,815.25	14.8	24,487.47	12.1
平成21年度　(2009)	29,699.10	15.1	22,446.87	11.4
平成22年度　(2010)	35,532.10	19.5	19,283.64	10.4
平成23年度　(2011)	33,843.05	18.0	22,386.45	11.9
平成24年度　(2012)	33,918.80	18.1	21,133.62	11.3

資料（ごみ減量課）

【参考】全国の状況

年次	排出量（総量）（t/年）	1人1日あたり（g/人日）	資源化量（t/年）	リサイクル率（%）	最終処分量（t/年）	最終処分率（%）
平成12年度　(2000)	54,834,000	1,185	7,841,262	14.3	10,514,000	19.2
平成13年度　(2001)	54,681,000	1,180	8,202,150	15.0	9,949,000	18.2
平成14年度　(2002)	54,199,000	1,166	8,617,641	15.9	9,030,000	16.7
平成15年度　(2003)	54,271,000	1,163	9,117,528	16.8	8,452,000	15.6
平成16年度　(2004)	53,376,000	1,146	9,394,176	17.6	8,093,000	15.2
平成17年度　(2005)	52,730,000	1,131	10,018,700	19.0	7,332,000	13.9
平成18年度　(2006)	52,020,000	1,115	10,210,000	19.6	6,800,000	13.1
平成19年度　(2007)	50,820,000	1,089	10,300,000	20.3	6,350,000	12.5
平成20年度　(2008)	48,106,000	1,033	9,776,000	20.3	5,531,000	11.5
平成21年度　(2009)	46,252,000	994	9,502,000	20.5	5,072,000	11.0
平成22年度　(2010)	45,359,000	976	9,446,000	20.8	4,837,000	10.7
平成23年度　(2011)	45,390,000	975	9,300,000	20.4	4,820,000	10.6
平成24年度　(2012)	未公開	未公開	未公開	未公開	未公開	未公開

資料（環境省）

5．その他

1　本市の農業の推移

【旧宇都宮市】

面積単位：ha

	農家戸数 （専業，兼業）	農家人口	経営耕地面積 （田，畑，樹園地）	1戸あたり 耕地面積
平成 2年　(1990)	6,450	31,984	8,981	1.39
平成 7年　(1995)	6,040	29,101	8,516	1.41
平成12年　(2000)	5,427	25,935	7,888	1.45
平成17年　(2005)	4,948	18,284	7,155	1.45
平成22年　(2010)	4,524	15,105	6,941	1.53

資料（農林業センサス）

【旧上河内町】

面積単位：a

	農家戸数 （専業，兼業）	農家人口	経営耕地面積 （田，畑，樹園地）	1戸あたり 耕地面積
平成 2年　(1990)	1,121	5,466	1,931	1.72
平成 7年　(1995)	1,041	4,917	1,888	1.81
平成12年　(2000)	959	4,523	1,855	1.93
平成17年　(2005)	908	3,454	1,801	1.98
平成22年　(2010)	833	2,817	1,746	2.10

資料（農林業センサス）

【旧河内町】

面積単位：a

	農家戸数 （専業，兼業）	農家人口	経営耕地面積 （田，畑，樹園地）	1戸あたり 耕地面積
平成 2年　(1990)	1,076	5,411	2,035	1.89
平成 7年　(1995)	1,011	4,896	2,012	1.99
平成12年　(2000)	916	4,457	1,898	2.07
平成17年　(2005)	840	3,222	1,820	2.17
平成22年　(2010)	784	2,701	1,783	2.27

資料（農林業センサス）

2　本市の河川の概要

一級河川　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：㎞

河 川 名	延 長	河 川 名	延 長	河 川 名	延 長	河 川 名	延 長
江川(真岡)（エガワ モオカ）	12.10	御用川（ゴヨウカワ）	5.30	赤堀川（アカボリガワ）	17.60	新川（シンカワ）	3.20
鬼怒川（キヌガワ）	124.80	山田川（ヤマダガワ）	18.00	江川（エガワ）	30.57	武子川（タケシガワ）	20.90
田川（タガワ）	77.85	前川（マエカワ）	3.20	江川放水路（エガワホウスイロ）	2.60	赤川（アカガワ）	8.00
釜川（カマガワ）	7.28	逆川（サカサガワ）	6.30	西鬼怒川（ニシキヌガワ）	13.80	奈坪川（ナツボガワ）	9.15
釜川放水路（カマガワホウスイロ）	1.60	寅巳川（トラミガワ）	2.40	姿川（スガタガワ）	40.20	石川（イシガワ）	6.22
谷田川（ヤタガワ）	1.23						

準用河川

河 川 名	延 長	河 川 名	延 長	河 川 名	延 長	河 川 名	延 長
新川（シンカワ）	16.77	求喰川支川（アサリガワシセン）	0.95	辰巳川（タツミガワ）	0.74	流川（ナガレガワ）	1.62
越戸川（コエドガワ）	9.50	一侍川（イサムライガワ）	1.286	東釜川（ヒガシカマガワ）	0.87	大久保谷地川（オオクボヤヂガワ）	1.26
兵庫川（ヒョウゴガワ）	3.40	合の田川（アイタガワ）	1.83	山下川（ヤマシタガワ）	4.50	西川田川（ニシカワダガワ）	4.19
新堀川（シンボリガワ）	1.54	植竹川（ウエタケガワ）	1.30	鶴田川（ツルタガワ）	4.75	駒生川（コマニュウガワ）	2.735
向川（ムカイガワ）	3.011	美しの川（ウルワカワ）	0.342	求喰川（アサリガワ）	0.785	鎧川（ヨロイガワ）	3.90
西川（ニシカワ）	1.81						

河川の種類と管理

種　類	管　　理
一級河川	私たちの国土を守り，産業を発展させるうえで重要な河川で，国土交通大臣及び都道府県知事が管理している河川です。 （河川課では，一級河川の一部（釜川・御用川・奈坪川）の改修と維持管理を行なっています）
二級河川	一級河川以外の比較的流域面積が小さい河川で，都道府県知事が管理している河川です。（市内にはありません）
準用河川	一級河川及び二級河川以外の河川で，市民生活上，重要な河川を市町村長が指定し管理している河川です。 （河川課では，改修と維持・財産管理を行なっています）
普通河川	一級河川，二級河川及び準用河川以外の小さな河川で，市町村が機能及び維持・財産管理している河川です。 （河川課では，維持管理を行なっています）

資料編

1．環境行政のあゆみ

年　次	宇　都　宮　市	国・県・その他
昭和　6		「国立公園法」制定
29	「公園条例」制定	「清掃法」制定
31	「文化財保護条例」制定	
32		「自然公園法」制定
33		「下水道法」制定 「公共用水域の水質保全に関する法律」制定 「工場排水等の規制に関する法律」制定
35	「西ごみ焼却場（下荒針清掃工場）」完成	
37		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
38	ごみ定時容器収集開始	
40	「下水道条例」制定	
41		「栃木県公害防止条例」制定
42		「公害対策基本法」制定
43	「屋板清掃工場」完成	「大気汚染防止法」，「騒音規制法」制定
44	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
45	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
46	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定 「環境庁」設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
47	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 下河原町に「公害研究所」を開設	「栃木県公害防止条例」制定 「国連人間環境会議」開催（ストックホルム） 「自然環境保全法」制定
48		「公害健康被害補償法」制定 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 県下で初の光化学スモッグ被害発生 （佐野，栃木，小山）
49		「国土利用計画法」制定 「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
51		「振動規制法」制定
52	「環境保全協定」締結	
55	「河内清掃工場」稼動開始 「環境保全条例」制定	
56	「緑の相談所」オープン	
57	小学校４年生社会科補助教材発行	
58	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
59	「都市緑化基金」創立	
60	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
63	「新屋板清掃工場」稼動開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 「第１回気候変動に関する政府間パネル」開催（ジュネーブ）
平成元	「生活排水処理計画」策定	
平成２		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 「地球温暖化防止行動計画」策定
平成３	「（財）グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」策定 「上水道基本計画」策定 「自然環境基礎調査」実施（～４年度）	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定

年	月	宇　都　宮　市	国・県・その他
平成４	4		「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（リオデジャネイロ） 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯＸ法）」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
平成５	11		「環境基本法」制定
	12		「アジェンダ21行動計画」策定
平成６	12		「環境基本計画（国）」策定
平成７	3	「公害対策審議会」廃止，「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
	4	平成のごみ改革 （５種９分別，半透明ごみ袋使用，粗大ごみ個別有料収集開始） 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
	6		「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
	12	「屋外広告物条例」制定	
平成８	3	「騒音規制法」,「振動規制法」,「悪臭防止法」,「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂	「栃木県環境基本条例」制定
	4	産業廃棄物に関する事務開始	
平成９	3	「環境モニター」制度創設 「環境活動推進協議会」設置	
	4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制度」開始	
	6		「環境影響評価法」制定
	8	「環境配慮指針」策定	
	11	「第４次総合計画」策定	
	12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第３回締約国会議」開催（京都） 京都議定書採択
平成１０	4	「農業振興地域整備計画」策定	
	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
	11		「気候変動枠組条約第４回締約国会議」開催（ブエノスアイレス）
平成１１	3	西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
	4	「自然環境基礎調査」実施（～12年度） 「森林整備計画」策定	
	6	「庁内環境配慮行動計画」策定	
	7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ法）」制定
	10		「気候変動枠組条約第５回締約国会議」開催（ボン）
	12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
平成１２	3	「緑の基本計画」策定	

年	月	宇　都　宮　市	国・県・その他
平成１２	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（容器包装リサイクル法）」完全施行
	6	下荒針清掃工場稼動停止	「循環型社会形成推進基本法」制定
	11		「気候変動枠組条約第６回締約国会議」開催（ハーグ）
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画（国）」策定（改訂）
平成１３	1		「環境省」発足
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂 公衆便所のバリアフリー化実施」 クリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設，リサイクルプラザ）本格稼動	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センターオープン ペットボトル分別収集（５種１０分別）開始	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」完全施行
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）」完全施行
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯＸ・ＰＭ法）」制定
	9	「環境保全条例」廃止，「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定	
	10		「気候変動枠組条約第７回締約国会議」開催（マラケシュ）
	12	本庁舎においてＩＳＯ14001 認証取得 「第２次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定	
平成１４	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
	3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
	4	機構改革により，環境部が，環境企画課，環境保全課，資源循環推進課，廃棄物対策課，クリーンセンターに再編	
	5		「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行
	7		「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定
	8	「都心部グランドデザイン」策定	
	11	「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第８回締約国会議」開催（ニューデリー）
	12	全地区市民センターにおいてＩＳＯ14001 認証取得	「自然再生推進法」制定
平成１５	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改訂 「行政経営指針」策定 「うつのみや百景」決定	
	3	「第４次総合計画改訂基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画（国）」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定

年	月	宇　都　宮　市	国・県・その他
平成１５	4	「家庭版環境ＩＳＯ認定制度」スタート 「学校版環境ＩＳＯ認定制度」スタート 「市民活動助成基金制度」創設 「市民ボランティア活動保険制度」創設 「住宅用太陽光発電システム補助制度」創設	
	5	「自転車利用活用基本計画」策定	
	10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定 「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづくり」策定	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
	11	「資源物持ち去り防止要綱」制定	
	12	クリーンパーク茂原等７施設において ＩＳＯ14001 認証取得	「気候変動枠組条約第９回締約国会議」開催（ミラノ）
平成１６	3	「食料・農業・農村基本計画」策定 「都市観光推進プラン」策定 「大谷観光推進基本計画」策定 「下水道事業基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
	6	「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の公布
	8		「栃木県レッドデータリスト」公表
	10		「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
	11	「市民協働指針」策定 「地区行政の推進に係る大綱」策定	
	12	「エコパーク板戸」稼動	「気候変動枠組条約第 10 回締約国会議」開催（ブエノスアイレス）
平成１７	2		「京都議定書」発効
	3	「飛山城史跡公園」オープン	
	4		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行（一部 10 月１日施行）
	6	「事業所版環境ＩＳＯ～ＥＣＯうつのみや２１～」創設	
	9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
	12		「気候変動枠組条約第 11 回締約国会議」開催（モントリオール）
平成１８	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第１回閣僚会議」開催（シドニー）
	2		「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）」制定
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定 「生活排水処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（アスベスト飛散防止強化）」施行 「栃木県環境基本計画」改定 「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定
	4	「文化振興基本計画」策定 「生活交通確保プラン」策定 機構改革により，環境企画課が環境政策課，資源循環推進課がごみ減量課に変更	「改正・大気汚染防止法（揮発性有機化合物（ＶＯＣ）排出規制）」施行 「第三次環境基本計画（国）」策定 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行
	5	「地区行政推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定
	7	「大谷の奇岩群」名勝指定	
	9	「市民協働推進計画」策定	
	11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第 12 回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）

年	月	宇　都　宮　市	国・県・その他
平成１９	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化プラン”」策定（旧庁内環境配慮行動計画） 「グリーン調達推進方針」策定	
	3	「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン	
	5		「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」施行
	6		「２１世紀環境立国戦略」策定
	8	「第１回もったいない全国大会」開催	
	9	「景観計画」策定	
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊・回収法）」施行
	11		「第３次生物多様性国家戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第 13 回締約国会議」開催（バリ）
平成２０	3	「第５次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改訂 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画（第３次宇都宮市生涯学習推進計画）」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第２次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
	4	「環境基本計画（改訂版）」策定 機構改革により，クリーンセンターが廃棄物施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
	5	「宇都宮市環境協定」締結	「エネルギー使用の合理化に関する法律」改正
	6	「第２回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットホーム」（ＪＣＡＰ）への参加	「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットホーム」（ＪＣＡＰ）の設立
	7	「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」施行	北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定
	8	「スイッチオフｄａｙ」試行開始	
	10	「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）」施行
	12	「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第 14 回締約国会議」開催（ポーランド） 「低炭素都市推進協議会」設立
平成２１	3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定 「バイオマスタウン構想」策定	「環境情報戦略」策定
	7	「低炭素型地域活力創造事業」創設	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」施行
	9	「もったいないフェア」開催 「宇都宮都市交通戦略」策定	
	11		「とちぎ環境立県戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第 15 回締約国会議」開催ＣＯＰ15（デンマーク）
平成２２	3		「生物多様性国家戦略 2010」策定

年	月	宇　都　宮　市	国・県・その他
平成２２	4	プラスチック製容器包装・紙パック・白色トレイ収集（５種１３分別）開始 「第２次都市計画マスタープラン」策定	
	5		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
	9	「もったいないフェア」開催	「生物多様性とちぎ戦略」の策定
	10		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）
	11		気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）
	12	「自転車のまち推進計画」策定	栃木県が「ＥＶ・ＰＨＶタウン」に選定
平成２３	2		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法基本方針）変更閣議決定
	3	「第２次環境基本計画」の策定 「第２次緑の基本計画」の策定 「文化振興基本計画」の改訂	「栃木県版レッドリスト」の改訂 「栃木県環境基本計画」の策定 「栃木県地球温暖化対策実行計画」の策定 「栃木県廃棄物処理計画」の策定 「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン 2011」の策定 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
	4		「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布
	6		「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布
	8		「再生エネルギー特措法」公布 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行 「放射性物資汚染対処特措法」公布及び一部施行
	9	「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定 「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17） 「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」閣議決定
	12		栃木県が「再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」に選定
平成２４	3	「うつのみや産業振興ビジョン」の策定 「みんなでまちづくりプラン（第２次市民協働推進計画）」の策定 「第２次宇都宮市地区行政推進計画」の策定 「宇都宮市景観推進プラン」の策定	
	4		「第４次環境基本計画」の策定 「環境影響評価法の一部を改正する法律」施行
	6		国連持続可能な開発会議（リオ＋２０）
	8		「小型家電リサイクル法」公布
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）
平成２５	3	「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」の策定 「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」の策定 「太陽光発電向け市有財産貸出事業」の実施	

２．宇都宮市環境基本条例

平成13年９月28日

条例第32号

宇都宮市は，遠く日光連山を望み，北西部の緑豊かな丘陵地，南東部の広大な平野及び鬼怒川，田川，姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け，多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより，二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし，今日，都市化の進展や生活様式の変化等に伴い，環境への負荷は高まり，都市型公害や生活型公害が顕在化している。また，人の活動により身近な自然が減少し，廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ，さらには，地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりをみせ，人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は，大量生産，大量消費，大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており，その解決のためには，一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに，環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは､健全で恵み豊かな環境の下に,等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに,人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り,育み,引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下，私たちは，「環境都市」の実現を目指し，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに，将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め,地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し,もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは，人の活動により環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は，市，事業者及び市民による役割分担と相互協力の下，社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し,限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに，自然環境を保全し，人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

２　環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては,人の活動による地球全体の温暖化,オゾン層の破壊の進行,野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し，その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き，又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は，環境の保全及び創造について，地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し，実施する責務を有する。

２　市は，前項の施策を実施するに当たっては，積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は，その事業活動において，ばい煙，汚水その他排出物等を適正に処理し，これらによる公害の発生を防止するとともに，廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか，自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　事業者は，その事業活動において，環境への影響が少なく，資源の再生に資する原材料，製品，役務等を積極的に利用するとともに，利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に，その適正な処理を図るため，必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　事業者は，その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに，野生動植物の生態系に配慮し，自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

４　事業者は，市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は，焼却煙及び騒音の発生の防止，廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制，資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　市民は，野生動植物の生態系に配慮し，自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

３　市民は，市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

（環境への負荷を低減するための措置）

第７条　市は，事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁，土壌の汚染，騒音，振動及び悪臭によって，人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し，及び温室効果ガスの排出を抑制するため，必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用のための措置）

第８条　市は，廃棄物の発生抑制，製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに，環境への影響が少なく，資源の再生に資する原材料，製品，役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置）

第９条　市は，大気，水，土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され，野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（人と自然とが共生する都市を形成するための措置）

第10条　市は，森林，農地，水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ，それぞれが相互に関わりあい，人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第３章　環境の保全及び創造に関する施策の推進

（環境基本計画）

第11条　市長は，環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

２　環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性

(2)　前号に定めるもののほか，環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は，環境基本計画を定めるに当たっては，あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。

４　市長は，環境基本計画を定めたときは，速やかに公表するものとする。

５　前２項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。

（環境管理）

第12条　市長は，第２章の施策を実施するに当たっては，環境への負荷を低減し，環境の保全及び創造に資するため，環境を管理する制度を用いるとともに，事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第13条　市は，土地の形状の変更，工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が，その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査，予測又は評価を行い，その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第14条　市は，環境の状況を把握し，環境の保全に関する施策を適正に実施するため，必要な監視，観測，測定，試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（環境に関する教育の充実及び環境学習の推進）

第15条　市は，市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに，環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

（情報の提供）

第16条　市は，市民及び事業者が行う地域の緑化，再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため，情報の提供に努めるものとする。

（施策の総合的な調整及び効果的な推進）

第17条　市は，環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため，必要な体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第18条　市は，環境の保全及び創造を図るための施策のうち，広域的な取組みを必要とするものについて，国及び他の地方公共団体と協力して，その推進に努めるものとする。

（環境の状況等の報告）

第19条　市長は，毎年度，環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し，公表するものとする。

第４章　環境審議会

第20条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき，宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

２　環境審議会は，市長の諮問に応じて，次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1)　環境基本計画について，第11条第３項の規定に基づき意見を述べること。

(2)　環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

３　環境審議会は，委員20人以内で組織する。

４　前３項に定めるもののほか，環境審議会の組織及び運営について必要な事項は，規則で定める。

附　則抄

（施行期日）

１　この条例は，平成13年10月１日から施行する。

（宇都宮市環境保全条例の廃止）

２　宇都宮市環境保全条例（昭和55年条例第42号）は，廃止する。

宇都宮の環境（平成２４年度環境状況報告書）
発行年月日　　平成２５年１０月
発　　　行　　〒３２０－８５４０
宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市 環境部 環境政策課
電話 ０２８－６３２－２４０３
fax ０２８－６３２－３３１６
E-mail u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp

この冊子は再生紙を使用しています。